

# 美里町総合計画・美里町総合戦略 （案）



## 美 里 町 民 憲 章

江合・鳴瀬の清流と豊かな緑に恵まれた美里町に生きるわたくし  
たちは、輝く未来に向かってみんなが平和で心豊かに暮らせるよう、  
この憲章を定めます。

一、夢と希望を持ち 心身ともに健やかに働く町民になります

一、きまりを守り 互いに尊重し合い 助け合う町民になります

一、自然に親しみ 美しい環境を大切にする町民になります

一、先人をうやまい 共に学び合い 文化を育てる町民になります

一、ふるさとを愛するとともに 世界に目を向ける町民になります

平成18年7月29日制定



## 町長挨拶

# 【 目 次 】

## はじめに

|   |         |    |
|---|---------|----|
| 1 | 計画策定の経緯 | 1  |
| 2 | 計画の位置付け | 2  |
| 3 | 基本理念    | 3  |
| 4 | 計画期間    | 3  |
| 5 | 目標年度    | 3  |
| 6 | 町のすがた   | 4  |
| 7 | 主要課題    | 12 |
| 8 | 計画の推進   | 13 |
| 9 | 進行管理    | 13 |

## 基本構想

|     |                  |    |
|-----|------------------|----|
| 1   | 目指すべき将来目標        | 14 |
| (1) | 将来像              | 14 |
| (2) | 目標人口             | 14 |
| 2   | 将来目標の実現に向けた基本的方向 | 16 |
| (1) | 主要課題の解決に向けた基本的方向 | 16 |
| (2) | 各分野における取組の基本的方向  | 17 |
| 3   | 土地利用構想           | 18 |

## 基本計画

|       |    |
|-------|----|
| 計画体系図 | 20 |
|-------|----|

### 第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり

#### 政策1 社会教育の充実

施策1 住民による主体的な学習の推進と学びのための  
環境整備

施策2 読書普及による知識の向上

#### 政策2 学校教育の充実

施策3 個性・心・基礎的学力を重視した教育の推進

|       |                                 |     |
|-------|---------------------------------|-----|
| 施策 4  | 計画的な施設修繕と教材設備の整備、充実             |     |
| 施策 5  | 地域が支える学校づくり、地域に開かれた<br>学校づくりの推進 |     |
| 施策 6  | 安全・安心を確保するための対策                 |     |
| 施策 7  | 学校給食の充実、食育の推進                   |     |
| 施策 8  | 就学前教育の充実                        |     |
| 政策 3  | 文化・芸術の振興、伝統文化・文化財の継承            |     |
| 施策 9  | 歴史的・文化的な地域資源を確実に<br>継承するための対策   |     |
| 政策 4  | 社会体育の振興                         |     |
| 施策 10 | 健康、生きがい、つながりをつくる<br>スポーツ活動の推進   |     |
| 第 2 章 | 健やかで安心なまちづくり                    | 2 1 |
| 政策 5  | 保健の充実                           | 2 4 |
| 施策 11 | 生活習慣病などから住民を守るための<br>保健活動の推進    | 2 4 |
| 施策 12 | 健やかな母子保健活動の推進                   | 2 6 |
| 政策 6  | 医療の充実                           | 2 9 |
| 施策 13 | 地域医療体制と町立南郷病院の充実                | 2 9 |
| 施策 14 | 救急医療体制・広域医療体制の整備と充実             | 3 0 |
| 政策 7  | 高齢者福祉の充実                        | 3 2 |
| 施策 15 | 高齢者が安心して暮らすための対策                | 3 2 |
| 政策 8  | 地域福祉の充実                         | 3 5 |
| 施策 16 | 地域で支え合う社会の充実                    | 3 5 |
| 政策 9  | 障害者福祉の充実                        | 3 7 |
| 施策 17 | 安心して暮らせる地域づくりの推進                | 3 7 |
| 政策 10 | 子育て支援の充実                        | 4 0 |
| 施策 18 | 働きながら子育てする家族を<br>支援するための対策      | 4 0 |
| 施策 19 | 出産や子育てに不安な家族を<br>支援するための対策      | 4 2 |
| 施策 20 | 児童虐待を防止するための対策                  | 4 4 |
| 第 3 章 | 力強い産業がいきづくまちづくり                 | 4 7 |
| 政策 11 | 農林業の振興                          | 4 9 |

|        |                                |       |
|--------|--------------------------------|-------|
| 施策 2 1 | 多様な生産者の確保                      | 4 9   |
| 施策 2 2 | 農地の高度利用と産地形成の促進                | 5 1   |
| 施策 2 3 | 個性を活かした魅力ある農業の展開               | 5 4   |
| 施策 2 4 | 畜産経営の安定化                       | 5 7   |
| 施策 2 5 | 流通及び販路の充実                      | 5 9   |
| 施策 2 6 | 農村機能及び生産基盤の維持                  | 6 1   |
| 政策 1 2 | 工業の振興                          | 6 4   |
| 施策 2 7 | 工業を振興するための対策                   | 6 4   |
| 政策 1 3 | 商業・サービス業の振興                    | 6 7   |
| 施策 2 8 | 商業・サービス業を振興するための対策             | 6 7   |
| 施策 2 9 | 物産・観光を振興するための対策                | 7 0   |
| 政策 1 4 | 雇用の確保                          | 7 3   |
| 施策 3 0 | 安定した雇用を確保するための対策               | 7 3   |
| 第 4 章  | くらしやすさを実感できるまちづくり              | 7 6   |
| 政策 1 5 | 地域基盤の確立                        | 7 8   |
| 施策 3 1 | 安全、安心な生活環境基盤の整備                | 7 8   |
| 施策 3 2 | 公共交通網を確立するための対策                | 8 0   |
| 政策 1 6 | 生活安全の確保                        | 8 2   |
| 施策 3 3 | 安全、安心な防災・消防・救急体制を<br>確立するための対策 | 8 2   |
| 施策 3 4 | 安全・安心な交通環境、防犯体制を<br>確立するための対策  | 8 5   |
| 政策 1 7 | 環境・景観の保全・創造                    | 8 8   |
| 施策 3 5 | 生活環境の保全と公衆衛生対策                 | 8 8   |
| 政策 1 8 | 居住環境の質の向上                      | 9 0   |
| 施策 3 6 | 水道水を安定して供給するための対策              | 9 0   |
| 施策 3 7 | 下水道を普及推進するための対策                | 9 2   |
| 第 5 章  | 自立をめざすまちづくり                    | 9 4   |
| 政策 1 9 | 定住化の促進                         | 9 7   |
| 施策 3 8 | 定住化を促進するための対策                  | 9 7   |
| 政策 2 0 | 住民活動の促進                        | 9 9   |
| 施策 3 9 | 地域における住民の活動を<br>活性化させるための対策    | 9 9   |
| 政策 2 1 | 交流の促進                          | 1 0 2 |



|            |                               |       |
|------------|-------------------------------|-------|
| 施策 4 0     | 地域間交流を推進するための対策               | 1 0 2 |
| 施策 4 1     | 国際交流を促進するための対策                | 1 0 3 |
| 政策 2 2     | 平和行政の推進                       | 1 0 5 |
| 施策 4 2     | 非核・平和社会を実現するための対策             | 1 0 5 |
| 政策 2 3     | 男女共同参画社会の推進                   | 1 0 7 |
| 施策 4 3     | 男女共同参画社会を推進するための対策            | 1 0 7 |
| 政策 2 4     | 健全な行財政運営                      | 1 0 9 |
| 施策 4 4     | 行政運営の効率化を推進するための対策            | 1 0 9 |
| 施策 4 5     | 財政を健全化するための対策                 | 1 1 2 |
| 施策 4 6     | 住民の立場に立った行政サービスを<br>提供するための対策 | 1 1 5 |
| 重点実施施策     |                               | 1 1 8 |
|            | 「地域産業の発展と雇用の拡充」に向けて           | 1 1 9 |
|            | 「人口減少と人口の高齢化の抑止」に向けて          | 1 2 2 |
|            | 「子育て環境の整備」に向けて                | 1 2 3 |
|            | 「教育環境の充実と人材の育成」に向けて           | 1 2 4 |
| <b>資料編</b> |                               |       |
| 1.         | 住民意向調査概要                      | 1 2 5 |
| (1)        | 政策別の満足度                       | 1 2 6 |
| (2)        | 政策別の満足度及び重要度の偏差値              | 1 2 7 |
| (3)        | 満足度・重要度の分布図                   | 1 2 8 |
| 2.         | 住民からの主な意見                     | 1 2 9 |
| 3.         | 人口の分析                         | 1 3 0 |
| 4.         | 美里町総合計画審議会条例                  |       |
| 5.         | 美里町総合計画審議委員名簿                 |       |
| 6.         | 美里町総合計画策定までの経過                |       |

# はじめに

## 1 計画策定の経緯

平成18年1月の旧小牛田町と旧南郷町の合併時において、合併後の10年間を計画期間とする「美里町まちづくり計画 ―美里町建設計画―」（以下「建設計画」という。）を策定し、これを合併後のまちづくりの基本指針としてきました。

その後、平成19年3月に、建設計画を承継する「美里町総合計画」を策定し、その後の平成19年度から平成27年度までのまちづくりの基本指針といたしました。

社会情勢の変化が著しいことから計画期間の中間年度に当たる平成23年度に「美里町総合計画」の見直しを行いました。見直し後の「美里町総合計画」については平成24年4月から施行され、平成28年3月をもって計画期間が終了いたします。

一方、平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法（以下「創生法」という。）が施行され、国において平成26年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。また、市町村においても、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）」の策定に努めるよう規定されました。

### まち・ひと・しごと創生法（抄）

（地方公共団体の責務）

**第4条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## 2 計画の位置づけ

### （美里町総合計画）

#### 美里町における「まちづくりの基本指針」

これまで「まちづくりの基本指針」としてきた「美里町総合計画」が平成28年度をもって終了します。しかし、その後も総合的かつ計画的なまちづくりに取り組むためには、「まちづくりの基本指針」が必要とされてきます。新たに「美里町総合計画」を策定し、平成28年4月からの美里町の新しい「まちづくりの基本指針」に位置付けていくものです。

### （美里町総合戦略）

#### 美里町における「地方版総合戦略」

創生法に規定する地方公共団体の責務を果たすため、同法第10条第1項に規定する「市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画」を策定し、美里町における「地方版総合戦略」に位置付けていくものです。

＊ まち・ひと・しごと創生の趣旨は、市町村が行うまちづくりと同一の方向性であることから、本町は美里町総合計画と美里町総合戦略を一体的に策定するものとします。

よって、この計画の名称を「美里町総合計画・美里町総合戦略」とします。

### まち・ひと・しごと創生法（抄）

（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第10条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

（2）市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向

（3）前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

### 3 基本理念

#### ～ 持続可能な地域社会の形成 ～

安心・安全な住民の生活を永続的に守るために、将来にわたって、住民と共に持続可能な地域社会を形成します。

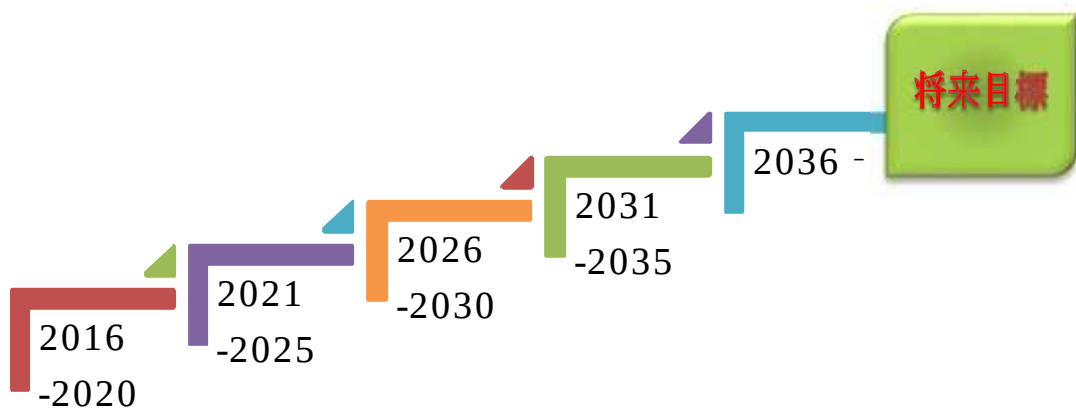
### 4 計画期間

計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間とします。（ただし、平成27年度からの開始事業を一部含みます。）

### 5 目標年度

将来にわたって“活力ある美里町”を維持していくためには、長期的な視点と観測が不可欠であることから、計画の目標を遠方に設定する必要があります。

本計画では、その目標（将来像及び目標人口）を平成52年度（2040年度）に設定し、それを実現するための今後5年間の計画を策定するものです。



＊ 将来目標に向けて、これから2040年までの期間を5つの期間に分け、その期間ごとに、実績、次の課題及び到達点を見極め、将来目標に近づけていきます。

## 6 町のすがた

美里町は平成18年1月に旧小牛田町と旧南郷町が合併し誕生した町です。宮城県の北部に広がる大崎平野の南端に位置し、平坦な土地が74.90km<sup>2</sup>にわたり広がっています。

山がない平坦な土地に加え、鳴瀬川と江合川の河川にも恵まれ、古くから稲作が盛んに行われてきました。

東北本線、陸羽東線及び石巻線が交わる小牛田駅は、鉄道交通の要衝として多くの通勤及び通学する人に利用されています。

### I 人口

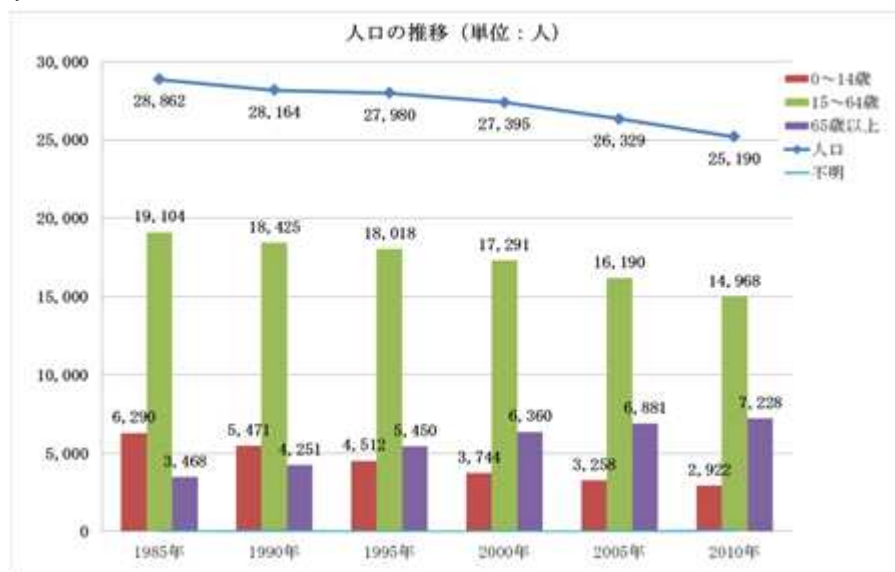
#### (1) 人口・世帯数

平成27年（2015年）10月1日に実施した国勢調査によれば、本町の人口は\_\_\_\_\_人で、世帯数は\_\_\_\_\_世帯です。1世帯当たりの構成員は、\_\_\_\_\_人で、宮城県の\_\_\_\_\_人、全国の\_\_\_\_\_人に比べて多くなっています。

これまでの人口と世帯数の推移は、人口が減少傾向、世帯数は増加傾向にあります。また、1世帯当たりの構成員数が減少しています。

（図1・図2・図3）

図1



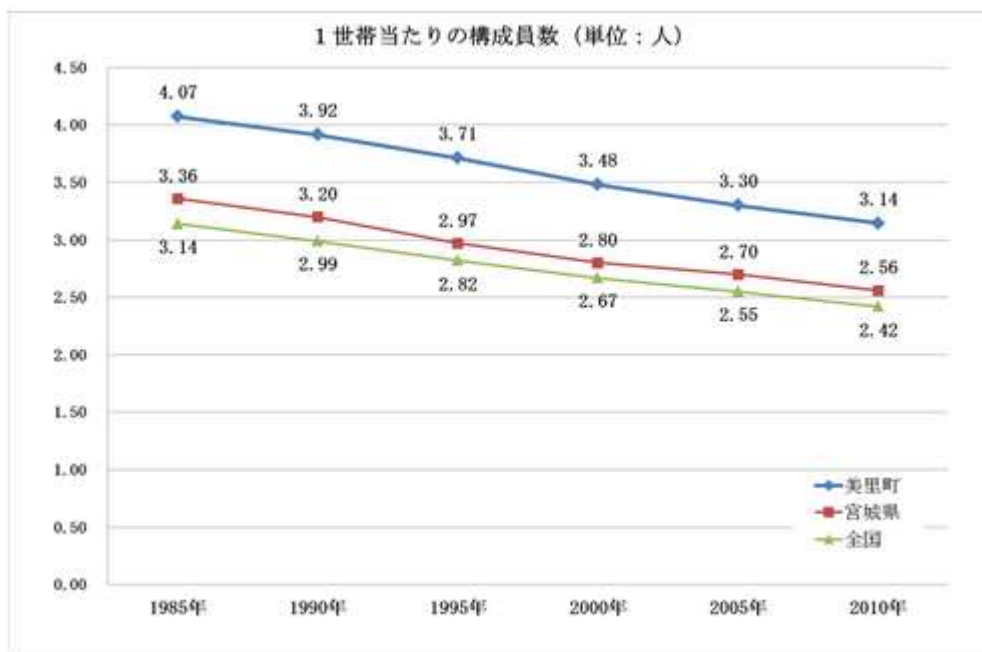
（資料：国勢調査）

図2



(資料：国勢調査)

図3

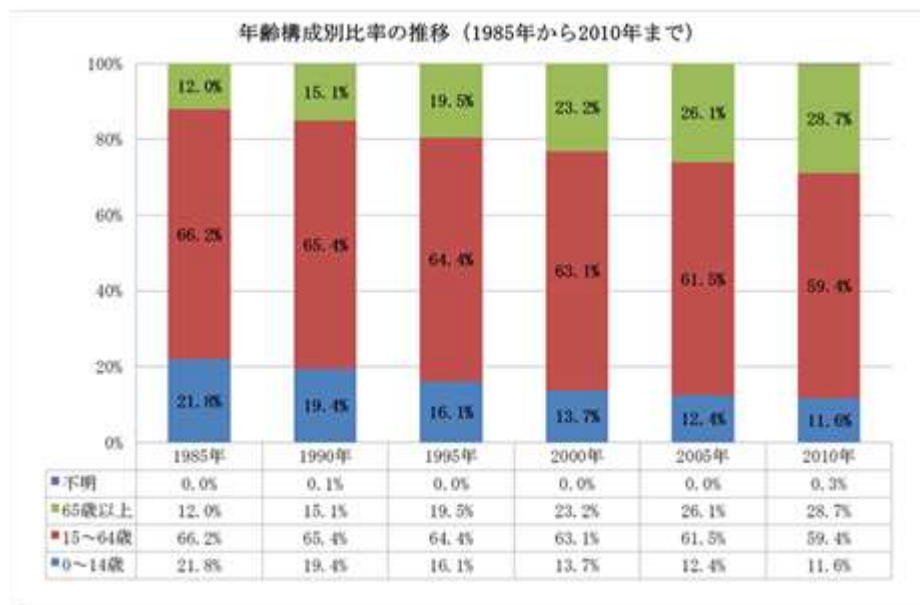


(資料：国勢調査)

## （２）年齢構成

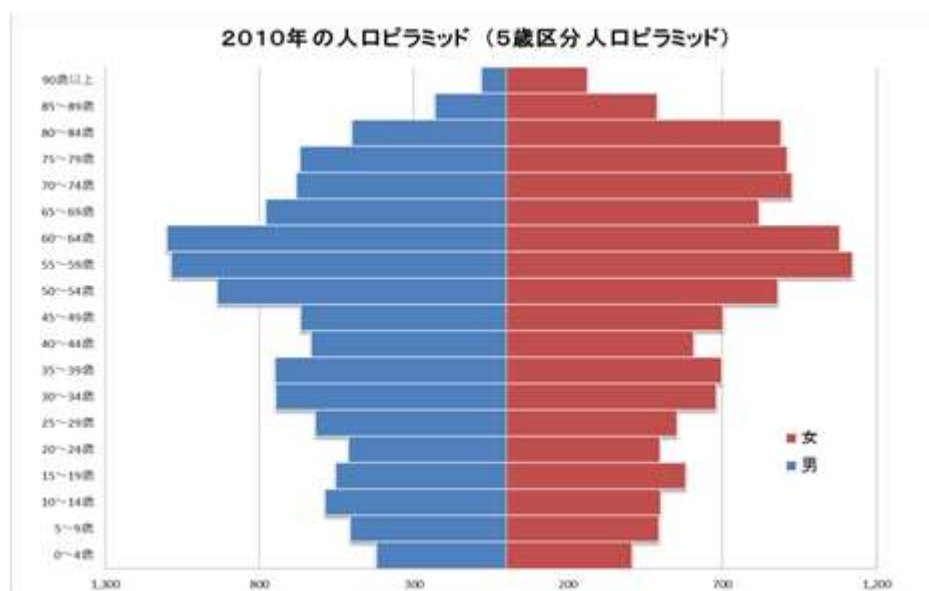
年齢構成別の人口と構成比率については、年少人口（０歳から１４歳まで）と生産年齢人口（１５歳から６４歳まで）が減少し、老年人口（６５歳以上）が増加しています。（図１・図４）

図４



（資料：国勢調査）

図５



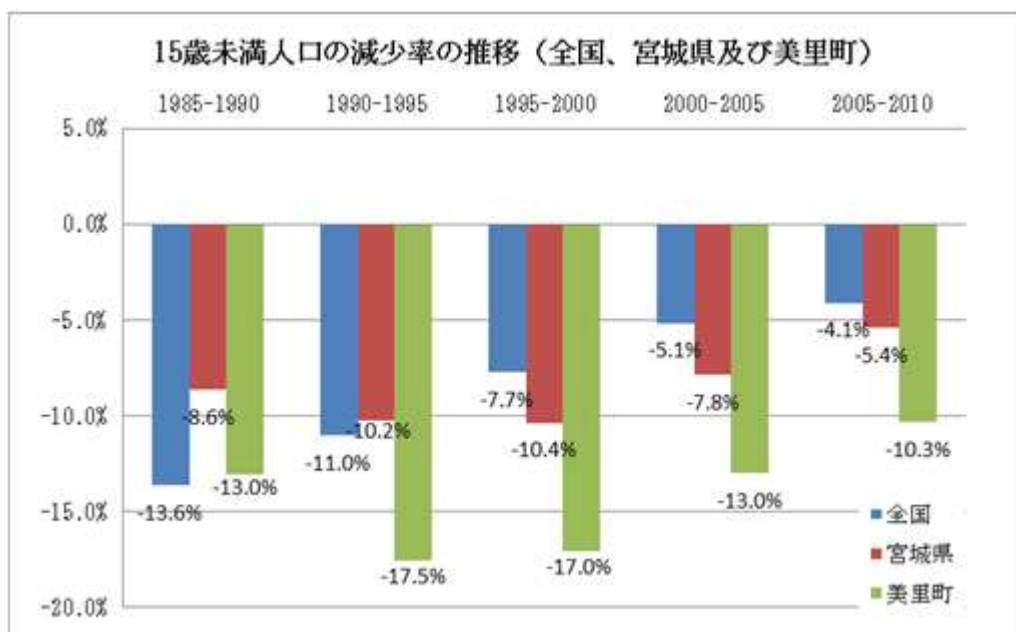
（資料：国勢調査）

昭和60年（1985年）から平成22年（2010年）までの25年間を5年間で5つの期間に区分し、各期間内の5年間に於いて、15歳未満人口の減少の程度をグラフに示しました。

これによれば、本町における15歳未満人口の減少率は、全国及び宮城県の減少率を大きく上回り、本町の15歳未満人口が、全国及び宮城県に比べ、著しく減少していることが分かります。

しかし、減少の比率は平成2年（1990年）から平成7年（1995年）までの減少率をピークに、その後は縮小していきます。（図6）

図6



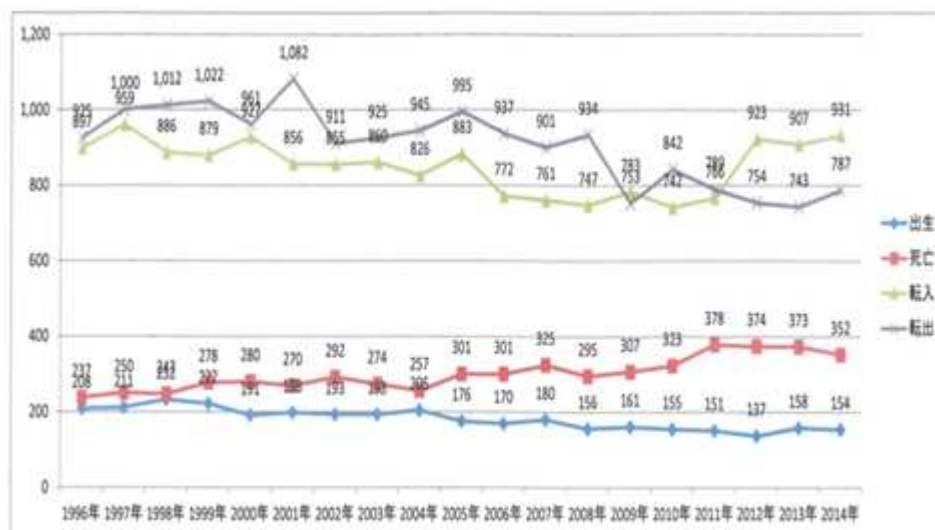
（資料：国勢調査）



## (3) 自然増減、社会増減の人口動態の推移

平成8年（1996年）から平成26年（2014年）までの自然増減（出生又は死亡）と社会増減（転入又は転出）の推移は次のとおりです。近年においては、社会増・自然減の傾向が見られます。（図7）

図7



（資料：住民基本台帳）

昭和58年（1983年）からの合計特殊出生率の推移は、次のとおりです。当該率が低下していることが分かります。

表1 合計特殊出生率の推移

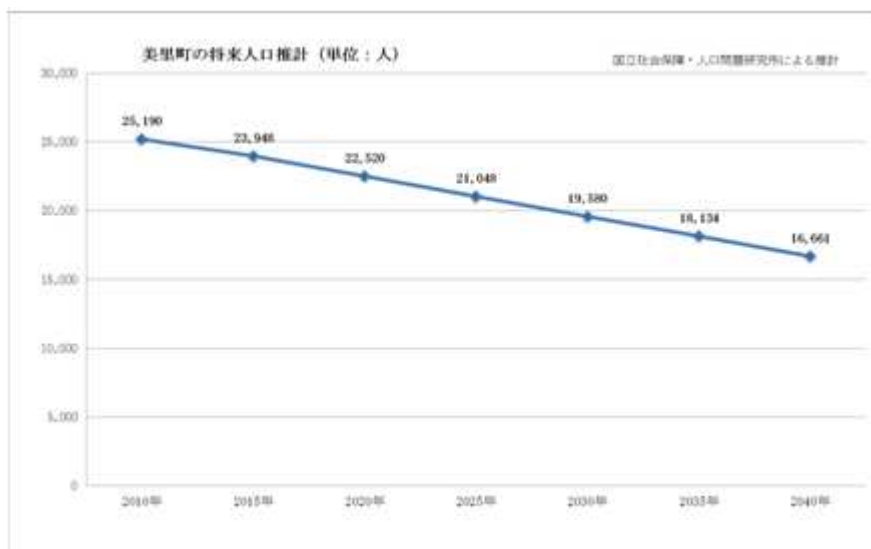
|       | 1983<br>-1987 | 1988<br>-1992 | 1993<br>-1997 | 1998<br>-2002 | 2003<br>-2007 | 2008<br>-2012 |
|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 小牛田地域 | 1.80          | 1.61          | 1.58          | 1.55          | 美里町           | 美里町           |
| 南郷地域  | 1.99          | 1.76          | 1.60          | 1.45          | 1.38          | 1.32          |

（資料：厚生労働省・人口動態保健所・市区町村別統計）

#### （４）将来推計人口

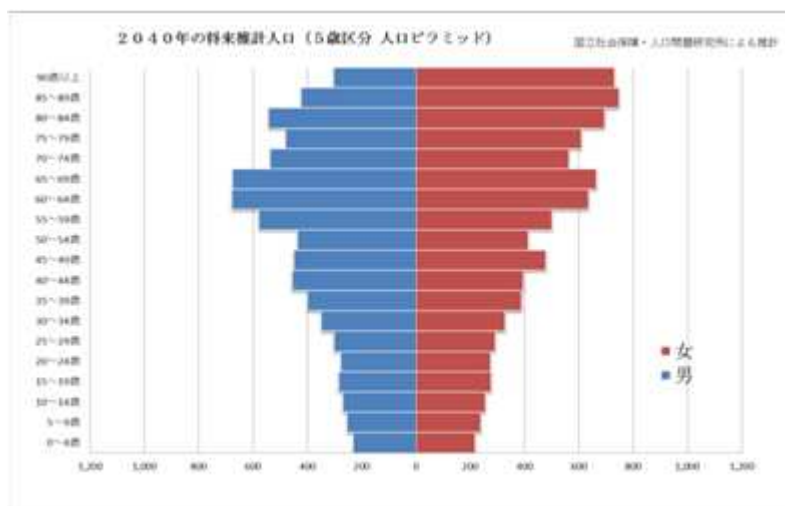
国立社会保障・人口問題研究所が算出した平成５２年（２０４０年）までの国勢調査における将来推計人口は、次のとおりです。（図８・図９）

図８



また、平成５２年（２０４０年）の年齢別の構成を人口ピラミッドで表すと次のようになります。年少人口（０歳から１４歳まで）が一層減少し、逆三角形の形の、非常に不安定な年齢構成になります。（図９）

図９

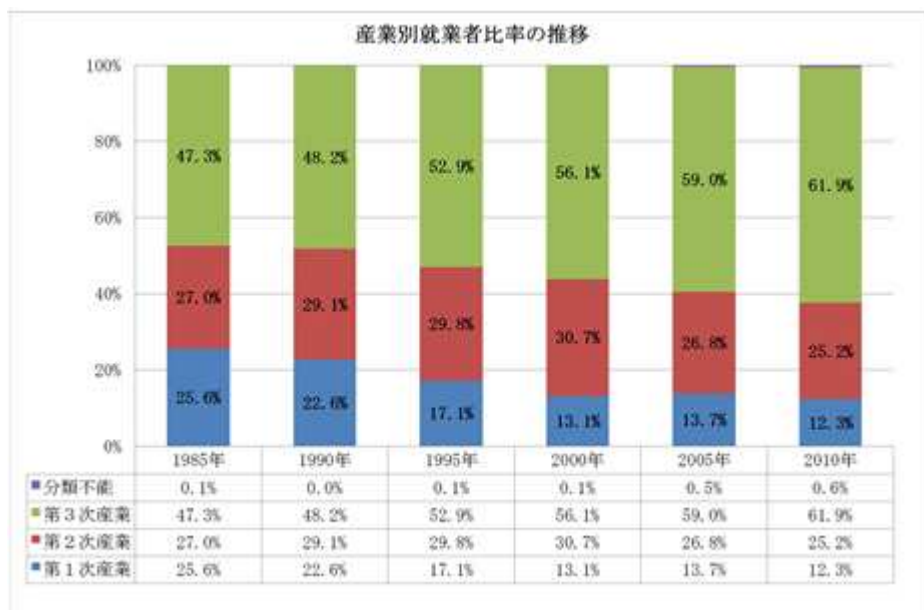


## Ⅱ 産業

本町の産業別就業者比率の推移については、第1次産業と第2次産業について減少し、第3次産業が増加する傾向が続いてきました。（図10）

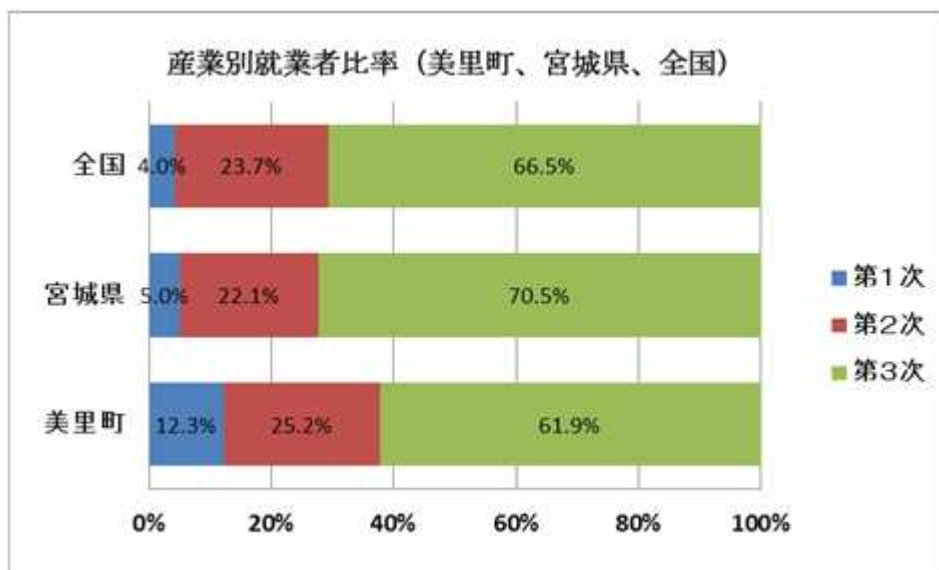
本町は、宮城県及び全国と比べて第1次産業及び第2次産業の比率が高く、第3次産業の比率が低くなっています。（図11）

図10



（資料：国勢調査）

図11



（資料：国勢調査）

本町の一人当たりの町民所得は、これまでのいずれの年においても、宮城県（県民所得）及び全国（国民所得）を大きく下回っています。（図12）

図12



（資料：平成24年度宮城県市町村民経済計算）

## 7 主要課題

### 【地域産業の発展と雇用の拡充】

私たちの生活の営みは生活の糧となる収入の確保が基本です。また、働く場の少ないことが若者の転出を招いていることは明らかなです。一人ひとりの町民が幸せに暮らすために、そして、若い人たちが集まり活気ある美里町をつくるために、産業の振興と地域経済の循環性を高める取組は、将来にわたって美里町が持続可能な地域社会を形成するためには大きな課題とされます。よって、「地域産業の発展と雇用の拡充」を本計画の主要課題の一つとします。

### 【人口減少と人口の高齢化の抑止】

本町においても、他の地域と同様に、将来にわたって著しい人口減少が続くものと危惧されています。また、人口の年齢構成の変化についても、年少人口と生産年齢人口が縮小して高齢者人口が拡大する、いわゆる“人口の高齢化”がこれからも年々進行していくものと確実視されています。

こうした人口の変化は、今後のまちづくりに対して大きな影響を与え、将来にわたって美里町が持続可能な地域社会を形成するためには解決していかなければならない大きな課題です。よって、「人口減少と人口の高齢化の抑止」を本計画の主要課題の一つとします。

### 【子育て環境の整備】

子育て支援については、保育所の整備を進め、待機児童の解消を図っていきます。さらに、各種健診、子育て相談業務を拡充し、子育てをしっかりと応援してことが、美里町が持続可能な地域社会を形成する上で大きな課題とされてきます。よって、本計画において「子育て環境の整備」を本計画の主要課題の一つとします。

### 【教育環境の充実と人材育成】

子どもたちの学ぶ意欲の向上や多様な学習活動の展開に資するため、教育環境の充実がなお一層図られる必要があります。

また、“まちづくり”は“人づくり”と言われるように、まちが人をつくり、人がまちをつくれます。美里町の将来を望み、共に支え合いながら主体的に生きる心豊かな人間を育て、活力あるふるさとづくりの担い手を育てることは、将来にわたって美里町が持続可能な地域社会を形成するために大変重要な課題とされます。よって、「教育環境の充実と人材育成」を本計画の主要課題の一つとします。

## 8 計画の推進

本計画の推進においては、“町民と行政の協働”の下に、これまで以上に組織内の“連携強化”を図り、また、“民間活力”を積極的に活用して、限られた行政資源の中で効率的かつ効果的な取組を進めていきます。

## 9 進行管理

本計画の施策ごとに実施目的及び数値目標（KPI『重要業績評価指標』\*）を設定して、各年度において、その達成状況を測ることにより、本計画の進行管理を行うこととします。

進行管理の実施に当たっては、効率的かつ効果的に施策が実施されるよう、計画（Plan）⇒実施（Do）⇒評価（Check）⇒改善（Action）のプロセスを繰り返し行います。

こうした一連の流れについて、第三者機関による政策評価を年度ごとに行い、その結果を公表します。



(\*)KPI(重要業績評価指標)：計画が順調に進んでいるかどうかを判断する一つの指標。外的な要素による判断基準。

(例：「行った」ではなく「行ったことで得られた成果など」)

## 基本構想

### 1 目指すべき将来目標

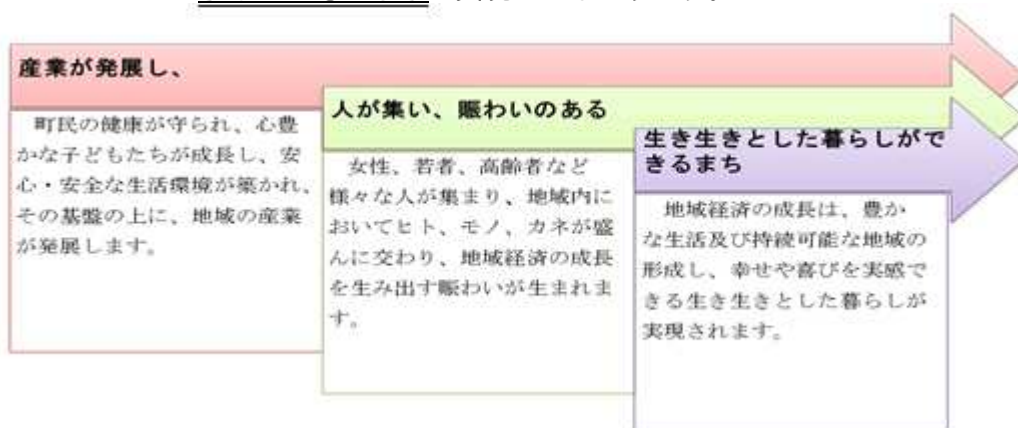
平成52年（2040年）に向けて、美里町が目指すべき将来の目標として、「将来像」と「目標人口」を設定します。

#### （1）将来像

産業が発展し、人が集い、賑わいのある  
生き生きとした暮らしができるまち

優秀な人材の輩出、安定した生活環境、若者の増加、健康増進など産業が発展する地域をつくり、発展した産業に女性、若者、高齢者など様々なたくさんの人が集まり及び関わりを持つことで、地域内でヒト、モノ、カネがこれまで以上に交わり、賑わいを生み出します。

地域経済の潤いは、経済的に富んだ地域を形成し、持続的な行政サービスの提供及び生活環境の整備等に効果を与え、生き生きとした暮らしができるまちの実現につながります。



#### （2）目標人口

平成52年（2040年）の目標人口

18,859人





将来推計人口で示したように、国立社会保障・人口問題研究所が算出した平成52年（2040年）の人口は16,661人と推計されています。これに対して、次の2つの目標数値の実現から、平成52年（2040年）に18,859人以上の人口を維持することを目標とします。

**【自然的要因】 2040年の合計特殊出生率 1.8**

平成52年（2040年）までに合計特殊出生率を1.8まで回復すること、  
そして、

**【社会的要因】 転入者数 ≥ 転出者数（2016年～2040年）**

平成28年（2016年）から平成52年（2040年）までの期間における転入者の数を転出者の数以上することによって目標人口が実現されます



## 2 将来目標の実現に向けた基本的方向

### （１）主要課題の解決に向けた基本的方向

#### 「地域産業の発展と雇用の拡充」に向けて

第一次産業、第二次産業及び第三次産業の関わりを深め、また、産学官金労言の連携を促進することにより、民間の創意工夫による商品開発や交流人口の掘り起こしなど、付加価値創出と所得創出の仕組みづくりを推進するとともに、地域経済に新たな流れを生むプラットフォームの形成を図り、産業経済基盤の刷新を図ります。

#### 「人口減少と人口の高齢化の抑止」に向けて

住まいは生活をしていく上で重要なものです。若者が町内に居住しようとする際、空き家の活用も推進していきます。また、賃貸住宅の整備もあらゆる手法を検討しながら整備し、若者の定住を図っていきます。

#### 「子育て環境の整備」に向けて

子育て支援については、保育所の整備を進め、待機児童の解消を図っていきます。さらに、各種健診、子育て相談業務を拡充し、子育てをしっかりと応援していきます。

#### 「教育環境の充実と人材の育成」に向けて

子どもを取り巻く学習環境については、学力向上支援員及び学び支援コーディネーターの人員の拡充によって、児童・生徒の学力向上につなげていきます。また、小・中学校でのいじめや不登校については、最優先に解決すべき課題でありますので、道徳教育の充実などによって「人を思いやる心」を育てていきます。

## （２）各分野における取組の基本的方向

### （教育・文化） 生涯を通して学び楽しむまちづくり

子どもたちは町の宝です。まちづくりは人づくりです。学校教育と幼児教育に重点を置いたまちづくりに取り組みます。

### （保健・医療・福祉） 健やかで安心なまちづくり

健やかな心と体を持ち続け、心豊かで安心な暮らしを送れるよう保健、医療、福祉の各分野を充実させます。また、住民一人ひとりが人や地域とのつながりを大事にし、思いやりの気持ちを醸成し、地域住民が共に支え合う体制を構築できるように政策を展開していくこととします。

### （産業振興） 力強い産業がいきづくまちづくり

町が将来に向けて持続的に発展していくためには、地域の経済活動と地域産業の活性化が不可欠です。町内外から多くの人が行き交い、にぎわいのある豊かな町の実現を目指して、農業、工業、商業、観光業等の各分野における活性化を実現するために、その中核となるべき「産業活性化施設」を整備します。今後は、施設整備をはじめ、様々な取組に産学官金労言の連携を促進するとともに、民間活力を最大限いかすよう努めていきます。

### （生活環境） 暮らしやすさを実感できるまちづくり

美しく恵まれた自然環境の中で、安心して安全に快適に生活できる“暮らしやすさを実感できるまちづくり”を目指します。また、住民の“声”を大事に、まちづくりを進めていきます。

### （行財政・コミュニティ） 自立をめざすまちづくり

人口減少が進み、担い手への負担増が懸念されるなかでは、より多様で幅広い町民のまちづくりへの参加を促し、地域課題を解決する自治の基盤を強化していくことが重要です。そのため、若い世代の定住促進や住民活動の支援、地域内外の交流、女性活躍等を促進するとともに、財政運営と行政サービスの質の向上を図り、自立的で持続可能な美里町を

つくります。

### 3 土地利用構想

土地利用を次のとおり区分し、国土利用計画や都市計画、農業振興地域整備計画など土地利用に関係する計画の総合的な調整を図り、計画的な土地利用を行います。

#### （１）居住ゾーンの整備

小牛田駅周辺では、行政・文化・福祉・商業機能の充実、防災機能の向上と住環境の整備、既に整備された小牛田駅東地区の「ゆとりーと小牛田」の定住及び市街地形成並びに南郷地区の「グリーンタウンなんごう」への定住を促進します。また、本町の一体的で健全な発展を図るため、都市計画マスタープランに基づき、特に農用地との調整を図りながら、土地利用の適切な誘導及び計画的な都市施設の整備を進めます。

人口減少及び少子高齢化の社会の中で、長期的な視野に立ち、同種の機能の施設がまとまって立地し、その立地地帯を公共交通で結び合う「コンパクトなまちづくり」の必要性及びその姿を行政・事業者・住民等で十分な話し合いを行っていきます。

#### （２）農業ゾーンの維持

優良農用地の適切な保全に努め、米や野菜、花きや果樹、畜産などの振興を図るとともに、自然・田園環境の保全と集落環境の整備、南郷地域の定住拠点の整備、観光との連携強化などを図ります。

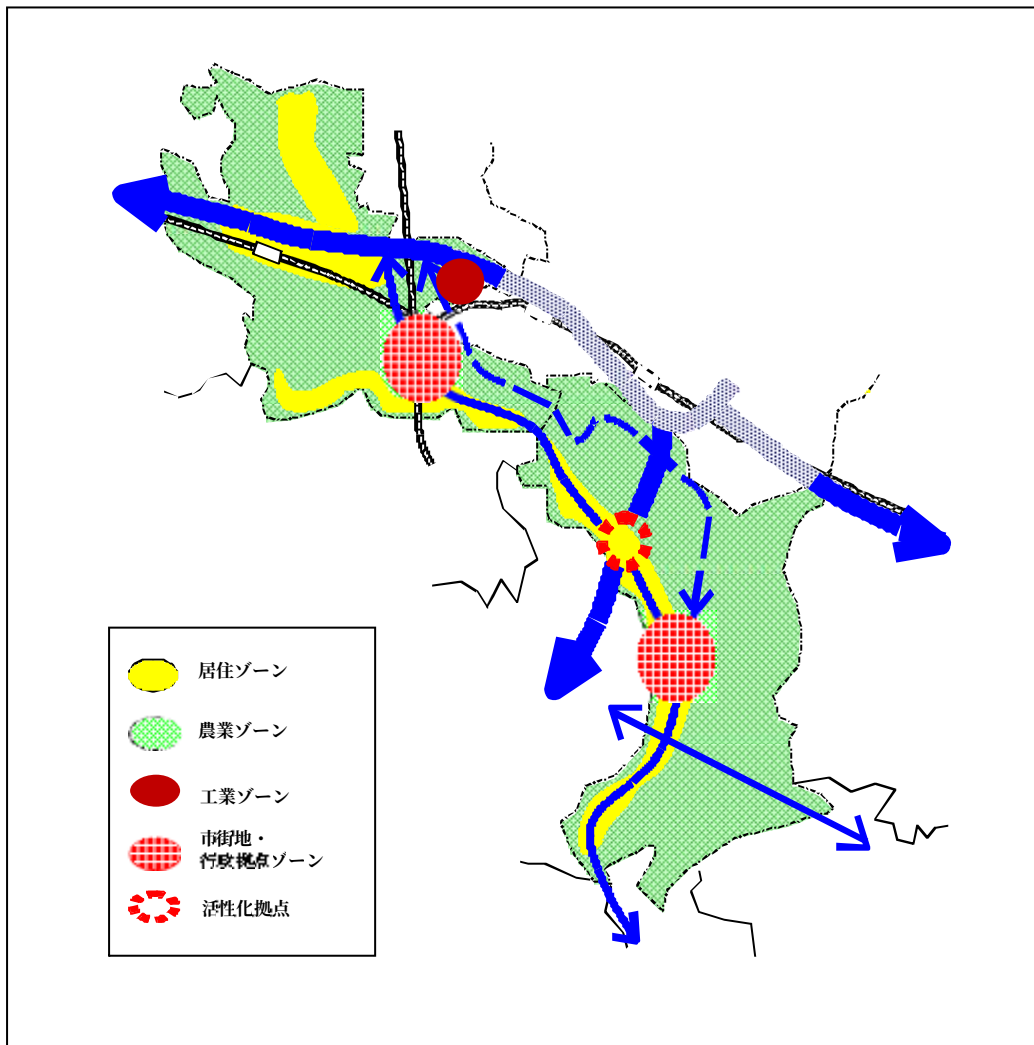
#### （３）工業ゾーンの整備

工業の健全な発展が図られるよう、既存企業の振興を図るとともに、企業誘致を促進します。

#### （４）河川ゾーンの保全

江合川・鳴瀬川やその支流などの水辺景観や環境、防災機能の保全と向上を図るとともに、体験学習及びレクリエーション利用の充実を図ります。

## 土地利用構想図



# 基本計画

## 【計画体系図】

計画の体系については、これまでの美里町総合計画の体系を引き継ぐものとします。よって本計画においても次の5つの分野（章）とその分野を構成する24の政策で構成するものとします。

|                                  |                                                                                                |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章<br>生涯を通して学び<br>楽しむまちづくり      | 政策1 社会教育の充実<br>政策2 学校教育の充実<br>政策3 文化・芸術の振興、伝統文化・文化財の継承<br>政策4 社会体育の振興                          |
| 第2章<br>健やかで安心な<br>まちづくり          | 政策5 保健の充実<br>政策6 医療の充実<br>政策7 高齢者福祉の充実<br>政策8 地域福祉の充実<br>政策9 障害者福祉の充実<br>政策10 子育て支援の充実         |
| 第3章<br>力強い産業がいき<br>づくまちづくり       | 政策11 農林業の振興<br>政策12 工業の振興<br>政策13 商業・サービス業の振興<br>政策14 雇用の確保                                    |
| 第4章<br>くらしやすさを実<br>感できるまちづく<br>り | 政策15 地域基盤の確立<br>政策16 生活安全の確保<br>政策17 環境・景観の保全・創造<br>政策18 居住環境の質の向上                             |
| 第5章<br>自立をめざすまち<br>づくり           | 政策19 定住化の促進<br>政策20 住民活動の促進<br>政策21 交流の促進<br>政策22 平和行政の推進<br>政策23 男女共同参画社会の推進<br>政策24 健全な行財政運営 |

## 第2章 健やかで安心なまちづくり

健やかな心と体を持ち続け、心豊かで安心な暮らしを送れるよう保健、医療、福祉の各分野を充実させます。また、住民一人ひとりが人や地域とのつながりを大事にし、支え合う気持ちを醸成し、地域住民が共に支え合う体制を構築できるように住民に寄り添った政策を展開していくこととします。

### 保健の充実

住民一人ひとりが「自らの健康は自らで守り、自らでつくる」まちづくりを進めます。要介護高齢者と寝たきり高齢者の増加を抑え、住民一人ひとりが生涯を通して健康で過ごせるようにするとともに、年々増加する社会保障費の抑制を図ります。

### 医療の充実

町立南郷病院を本町の地域医療の拠点とすると同時に、大崎地域近隣市町等広域的医療圏との連携によって住民が適切な医療を受けることができる体制を確保していきます。

### 高齢者福祉の充実

高齢者福祉においては、公助から自助、共助に重点を置いた社会づくりが求められてくることから、介護保険制度の充実と地域福祉社会の充実を進める一方で、“生涯現役”を合言葉に、多くの高齢者が生涯を通して元気に“はつらつ”と、社会の様々な場面において活躍できるようなまちづくりを進めていきます。

### 地域福祉の充実

地域福祉については、少子高齢化や核家族化等による生活スタイルの変化や、障害を持つ人が地域で生活することが進む中、地域全体で支えていく重要性が増していることから、地域住民の共助による地域福祉力を向上させる町づくりを進めます。



### 障害者福祉の充実

障害者福祉行政の一層の充実を図り、障害のある方が自己実現のできる社会、そして、暮らしやすいまちづくりを進めていきます。また、困っている人を見かけたなら、まわりの人たちが声をかけ、助け合うような障害者に思いやりのあるまちづくりを進めていきます。

### 子育て支援の充実

子どもたちは町の宝です。一人ひとりの子どもの暮らしを見守り、困っている児童、困っている家庭を社会全体で支えていくまちづくりを目指します。また、就学前の子どもたちは保育所、幼稚園又は在宅とそれぞれ異なる環境の中で乳幼児期を過ごしています。すべての子どもたちが必要な保育と質の高い幼児教育を受けて、大切な乳幼児期にすくすくと成長できるよう、保育と幼児教育の環境整備を総合的に進めます。保護者が働きながら安心して子育てできるよう待機児童の解消に取り組み、出産から子育てまでの切れ目のない支援により、すべての子どもたちが夢と希望を抱くことのできるような美里町をつくります。

## 第2章 健やかで安心なまちづくり

### 政策5 保健の充実

施策11 生活習慣病などから住民を守るための保健活動の推進

施策12 健やかな母子保健活動の推進

### 政策6 医療の充実

施策13 地域医療体制と町立南郷病院の充実

施策14 救急医療体制・広域医療体制の整備と充実

### 政策7 高齢者福祉の充実

施策15 高齢者が安心して暮らすための対策

### 政策8 地域福祉の充実

施策16 地域で支える社会の充実

### 政策9 障害者福祉の充実

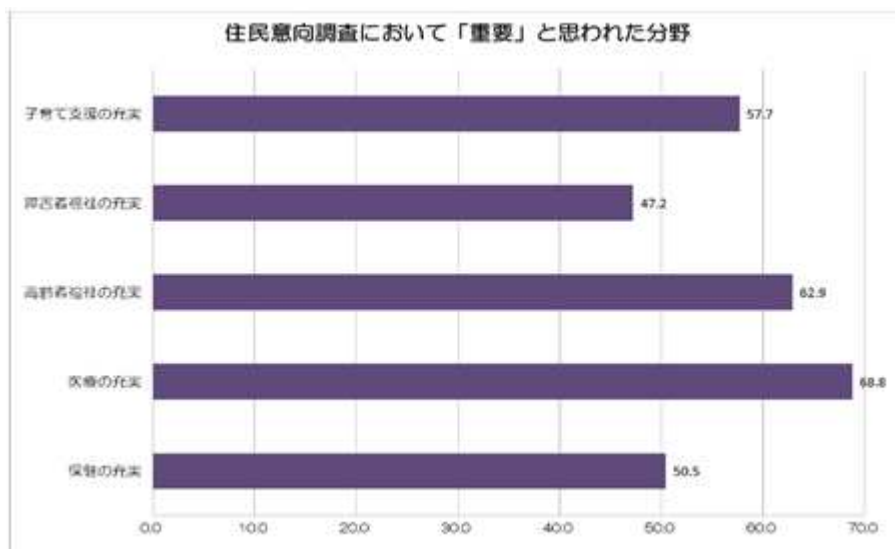
施策17 安心して暮らせる地域づくりの推進

### 政策10 子育て支援の充実

施策18 働きながら子育てする家族を支援するための対策

施策19 出産や子育てに不安な家族を支援するための対策

施策20 児童虐待を防止するための対策





**政策5 保健の充実****施策1 1****《生活習慣病などから住民を守るための  
保健活動の推進》****①施策の目的**

- 住民の命及び自らの健康を守る健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を目指します。

**②現状と課題**

- 住民の命を守るための取組は、町にとって大きな役割です。
- 少子高齢化が進み、医療や介護に係る負担は一層増すと予想されることから、これまで以上に生活習慣病を予防するなど健康を増進し、健康寿命を延ばすことが重要です。
- 全国的な傾向と同様、本町における死亡原因は、がん、心疾患及び脳卒中が高い割合となっています。
- 健康診査・がん検診の受診率の向上を図ってきました。
- 検診受診後の要精密検査者該当者のうち、未受診者がいることが課題となっています。
- 罹患者が増える40歳代から50歳代の働き盛りと言われる世代に対し、知識習得の動機付けをする健康教育、健康相談、個別訪問、様々な方法によるアプローチが難しく、また、検診の受診率は低くなっています。
- 二次検診の実施等による受診する機会の拡大や、個別通知による受診の勧奨によって受診率は微増の傾向です。
- 生活習慣病の発症予防のため、生活習慣を改善する方法などの普及啓発は必要です。
- 生活の質の低下を招く原因となる生活習慣病の発症予防のため、生活習慣を改善する方法の普及啓発は必要です。
- 食生活の改善は、「自分の健康は自分で守る」、「家族の健康は家族で守る」意識につながることから、疾病にかかりにくい食生活の知識を啓発するこ

とが必要です。

- 国民健康保険会計の歳出抑制に寄与するためにも、住民の健康増進策は必要です。

### ③施策の展開

- 住民の命を守るため、早期に疾病を発見し、治療につなげられるよう努めます。
- 健康への意識を高めるとともに、各種健康診査・がん検診の受診率の向上を目指します。
- 働き盛り世代の受診率向上を目指します。
- 検診結果における精密検査該当者等については、個別の受診勧奨等に努め、重症化の予防に努めます。
- 住民が生涯を通して健康で自立した生活が送れるよう、生活の質の低下を招く原因となる生活習慣病の発症を予防し、住民自らが主体的に取り組む健康づくり施策を継続していきます。
- 生活習慣病予防のための正しい知識と食生活を含めた、生活習慣改善の方法について、普及啓発を行います。

### ④関連事業

- 疾病の早期発見につなげる各種検診事業の実施及び受診率向上に向けた対策
- 精密検査該当者の受診勧奨等重症化予防のための取組
- 健康協力員の配置
- 生活習慣病予防のための普及啓発と保健指導の実施
- 食生活からの健康づくりの啓発
- 食生活改善推進員会等の地区組織や食育に関わるボランティアの育成・研修

### ⑤施策の指標

- ✓ 指標の考え方

働き盛り世代の死亡者の割合を検証しながら、壮年期における死亡者数及び割合の減少及び健康寿命の延伸を目指すため、65歳未満の死亡

者数及び割合を指標としました。

指標） 65歳未満の死亡者数及び割合（単位：人（％） ※総死亡者数に対する割合）

| H25<br>(実績)   | H26       | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   | H32   |
|---------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 40<br>(10.8%) | 45<br>( ) | 45 以下 | 45 以下 | 45 以下 | 45 以下 | 45 以下 | 45 以下 |

## 施策 1 2

### 《健やかな母子保健活動の推進》

#### ①施策の目的

- すべての子どもを健やかに育てます。

#### ②現状と課題

- 女性の社会進出、少子化、核家族化など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しているなかで、個々の家庭や養育者が抱える問題は多様化しています。
- それぞれの家庭の状況や内容に応じた個別支援が大切となっています。
- 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない子育て支援策が求められ、母親や家族の不安の解消を図る必要があります。
- 疾病に対する免疫がない乳幼児に対し、予防接種法に基づく接種を実施しています。
- 母子健康手帳の交付時に面接相談を実施しています。
- 乳幼児健診時においては、疾病の早期発見だけではなく、子育て支援の側面から発育段階や養育環境等に応じた育児支援を行うことができました。
- 生活習慣の基礎づくりの時期である乳幼児期に、むし歯予防に向けた継続的な取組を行いました。

- 3歳児のむし歯保有率及び1人当たりむし歯数は減少傾向となってきましたが、宮城県は全国的にむし歯保有率が下位の状況であります。本町は県全体の保有率より高い状況となっていることから、今後もむし歯予防に向けた望ましい生活習慣の啓発などの取組が必要です。

### ③施策の展開

- 感染症の予防、重症化予防及び感染症のまん延防止のため、予防接種事業を実施し、子どもの健やかな成長を支援します。
- 養育者が育児不安になりやすい時期、特に新生児期に全戸訪問を実施し、子育てに対する不安の解消を図ります。
- 乳幼児健診の相談及び個別の訪問等を通し、子どもの発育・発達段階を養育者とともに確認し、安心して子育てができるための保健指導等を実施します。
- 母子の健康を守るため、妊婦への健康診査を実施します。
- 乳幼児の健やかな成長を守るため、乳幼児の健康診査を実施します。
- 乳幼児健診の未受診者に対し、受診勧奨を行い、養育状況の把握に努め、関係機関とともに必要な支援を行います。
- 乳幼児期からのむし歯予防にむけた取組を実施します。

### ④関連事業

- 予防接種の実施及び未接種者への対策
- 気軽に利用できる育児相談（親と子の心の相談事業、健診時における心の相談）
- 妊婦健康診査及び新生児への訪問等
- 乳幼児の健康診査の実施
- 養育医療等の支援
- 幼児歯科検診及び歯科保健事業によるむし歯予防対策

## ⑤施策の指標

### ✓ 指標の考え方

子どもたちが健やかに育まれるためには、保健的な支援と福祉的な支援とその充実が図られることが必要です。特に妊娠・出産後から継続的に実施する乳幼児健診の受診率95%以上を維持及びむし歯保有率の減少を目指し指標としました。

指標）乳幼児健診受診率（受診数÷対象数×100）（単位：％）

※4 か月児、1 歳 3 か月児、1 歳 6 か月児、2 歳児及び 3 歳児健診

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   | H32   |
|-------------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 94.7        | 94.8        | 95 以上 | 95 以上 | 95 以上 | 95 以上 | 95 以上 | 95 以上 |

指標）3 歳児における一人当たりのむし歯本数（平均本数 単位：本）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27  | H28  | H29  | H30  | H31  | H32  |
|-------------|-------------|------|------|------|------|------|------|
| 1.24        | 0.88        | 1 以下 | 1 以下 | 1 以下 | 1 以下 | 1 以下 | 1 以下 |

**政策6 医療の充実**

## 施策13

### 《地域医療体制と町立南郷病院の充実》

#### ①施策の目的

- 医療体制への安心感を築きます。

#### ②現状と課題

- 本町の医療機関は、内科、外科、小児科、眼科及び整形外科を持つ町立南郷病院のほか、1病院、9医院、11歯科医院（平成27年7月1日現在）があります。
- しかし、町内には、産婦人科や精神科等の診療機関がなく、また、町立南郷病院の小児科も週に1日、眼科と整形外科にあっては月に2日のみの診療で、多くを近隣市町の医療機関に依存しています。
- 高齢化社会にあって通院される方の交通手段の確保も重要な課題です。
- 町立南郷病院では、内科医及び外科医による在宅訪問診療を実施しています。
- 在宅医療サービスを必要とする患者が年々増加しています。こうした需要に応えるために在宅訪問診療の一層の展開が求められています。

#### ③施策の展開

- 医師を安定的に確保し、これからも町立南郷病院を町の医療拠点に位置づけます。
- 町立南郷病院における外来診療と入院診療を充実させます。
- 通院に役立つ公共交通を維持し、誰もが通院しやすい環境を整備します。
- 在宅訪問診療の拡充に努めます。
- 町内及び近隣市町の医療機関と協力し、また、近隣自治体との連携強化を図りながら地域医療体制の整備を進めます。

#### ④関連事業

- 地域医療拠点としての町立南郷病院の充実
- 通院手段としての住民バスやデマンドタクシーの運行
- 在宅訪問診療の拡充
- 医療機関及び近隣自治体との連携強化

#### ⑤施策の指標

##### ✓ 指標の考え方

高齢化の進行により、在宅医療サービスを必要とする患者が年々増加し、その必要性が高まっていることから、在宅訪問診療件数を指標としました。

指標）在宅訪問診療件数（単位：件）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 430         | 493         | 500 | 510 | 520 | 530 | 540 | 550 |

## 施策 1 4

### 《救急医療体制・広域医療体制の整備と充実》

#### ①施策の目的

- 初期救急医療体制を維持し、適切な医療へつながるよう充実を図ります。

#### ②現状と課題

- 救急医療の利用は高齢化、住民意識、社会情勢の変化等により増加・多様化しています。
- 救急医療機関においては、医療スタッフの偏在・不足など体制の整備が求められます。
- 大崎市民病院救命救急センター運営費については、利用実績により各市町の負担額が決定される見込みであり、負担額の今後一層の増加が懸念され



ます。

- 休日の初期救急医療については、大崎圏域の医師会等関係機関と体制の維持について連携協力してきました。
- 町立南郷病院では、平日夜間を含め初期救急医療を行っています。
- 平日夜間の救急医療や高次の医療機関整備が求められていますが、町単独で整備していくことは、実質的に困難なことから医療圏単位における検討を進めています。

### ③施策の展開

- 大崎市民病院救急救命センターの運営費を負担し、当該センターを活用します。
- 大崎地域の休日夜間医療体制について維持していきます。
- 救急医療機関の適切な利用についての普及啓発と、大崎医療圏等近隣市町や関係機関と協議を行い、救急医療体制の確保を推進していきます。

### ④関連事業

- 大崎市民病院救命救急センターとの連携強化
- 休日及び夜間における救急医療体制の確保
- 救急医療機関の適正利用の啓発活動の展開
- 救急医療体制の広域的整備の検討

### ⑤施策の指標

#### ✓ 指標の考え方

遠田郡及び大崎地区の医師会等との連携協力や町立南郷病院での対応により、今後も、平日夜間・休日の初期救急医療体制を維持していくことから、平日夜間・休日の初期救急医療体制が整っている日数を指標としました。

指標）平日夜間・休日の初期救急医療体制が整っている日数（単位：日）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 365         | 365         | 366 | 365 | 365 | 365 | 366 | 365 |



**政策7 高齢者福祉の充実****施策15****《高齢者が安心して暮らすための対策》****① 施策の目的**

- 生涯にわたり“生き生き”と元気に暮らせるまちをつくります。

**② 現状と課題**

- 町の高齢者数の増加、町の高齢化率の上昇はますます進行することが見込まれていますが、恒久的な高齢者福祉の充実を実現するためには要介護・要支援認定者数を抑制することが必要です。
- 社会情勢の変化と度重なる介護保険制度の改正等により高齢者を取り巻く環境は、大きく変わっています。
- これからの高齢者福祉については、住民同士が支え合い、また高齢者自らも支える側に回り社会参加活動を通して生きがいつくりと地域との交流から、ひいては介護予防に繋げて行くことが求められています。
- 介護給付費の抑制には、予防事業の実施が効果的です。
- リスクの低いうちから介護予防に取り組むことや適切なサービスを受けることで、介護度の進行を遅らせることができます。
- 住み慣れた地域での自立した生活を長く続けるためには、介護予防の啓発が必要です。
- 一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯が増加する中で、介護保険や生活支援等の各種サービスの必要性が高まっています。
- 高齢者への適切なサービス利用に繋がられるよう地域の実態把握、相談業務及び関係機関とのネットワーク強化が必要となっています。

**③ 施策の展開**

- 敬老思想の普及を図り、高齢者が地域において敬愛され、親しまれる雰囲気醸成します。
- 高齢者の知識、経験及び技能を生かした様々な社会活動を促し、活動を通

した生きがいつくりや健康づくり、地域社会との交流が図られるよう支援します。

- 介護予防の重要性を広く周知し、意識を高めるとともに、高齢者の身近なところで介護予防の取組ができる場所づくりも併せて進めます。
- 支援が必要な高齢者の実態把握に努め、さらにサービス基盤の整備を進めて適切なサービスの利用に繋がります。
- 高齢者の実態と支援が必要な方の把握に努め、サービス基盤の整備を進めるとともに対象者への適切なサービス利用に繋がります。
- 民生委員、行政区、ボランティア、介護・医療の関係機関団体等と連携しながら、高齢者を支援できる体制とシステムの構築を図ります。
- 高齢者、特に介護を要する高齢者と、その家族に対し、支援を行います。
- 介護保険制度を正しく理解していただくための広報・啓発活動を展開します。

#### ④ 関連事業

- 敬老思想の普及啓発活動の実施
- 高齢者の社会活動を支援
- 高齢者の自立生活に向けた支援
- 要保護高齢者の入所措置の実施
- 高齢者からの様々な相談への対応
- 一人暮らし高齢者等に対する見守り支援
- 高齢者を在宅で介護している家族を支援する事業
- 介護保険制度における地域支援事業
- 介護保険制度における各種保険給付事業

## ⑤施策の指標

### ✓ 指標の考え方

介護を要せず生涯にわたって“生き生き”と自立して生活していく住民を増やすこととし、65歳以上高齢者で要介護・要支援認定を受けていない者の年齢階層別（5歳刻み）に見た割合の平均値を指標としました。

指標）65歳以上高齢者で要介護・要支援認定を受けていない者の年齢階層別（5歳刻み）に見た割合の平均値（単位：％）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27  | H28  | H29  | H30  | H31  | H32  |
|-------------|-------------|------|------|------|------|------|------|
| 74.0        | 74.1        | 73.0 | 73.0 | 73.0 | 73.0 | 73.0 | 73.0 |

**政策 8 地域福祉の充実****施策 16****《地域で支え合う社会の充実》****① 施策の目的**

- 助け合いによる福祉社会を実現します。

**② 現状と課題**

- 現代では、公的な福祉サービスが発展してきたものの、各種サービスに該当しない又は公的な制度では対応できないケース、「孤独死」というような地域社会において見えにくい問題が発生しています。
- 社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至る人や若年層の生活保護受給者が増えています。
- 地域福祉において切れ目のない支援が必要となっています。
- 少子高齢化・核家族化が着実に進行している現状を踏まえ、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を地域で支えていく重要性が増しています。
- 自立を支援する各種サービスの充実と併せて、高齢者や障害者等を地域で支える地域福祉力の向上と住民同士がお互いに助け合う地域の形成が求められています。
- 高齢者等を地域で支える地域福祉力の向上と地域で支え合う福祉社会の形成のため、各種講座や研修会等を開催しています。
- 美里町社会福祉協議会は、その専門性を生かして地域住民の自発的な活動を育成し、地域社会が求めていることや計画の立案、社会資源の活用、地域住民への福祉教育などを総合的に実践しています。さらにニーズ調査に基づき地域の住民を対象に各種事業を展開しています。
- 高齢者に対する地域福祉の展開は、地域包括支援センターがその専門性を生かして、3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等）のチームアプローチにより、地域住民を対象に各種の事業を展開しています。

### ③施策の展開

- 災害時の高齢者、障害者等への支援策について検討します。
- 美里町ボランティアセンター等を運営している美里町社会福祉協議会をはじめとする各種福祉関係団体との連携を強化します。
- 高齢者福祉、障害者福祉、母子・父子福祉、児童福祉、生活困窮者自立支援等の総合的な取組から、地域福祉の実現のため、地域福祉計画を策定します。
- 地域福祉の推進基盤の充実させるため、地域課題に取り組む団体やボランティア、人材の育成活動等を行う団体及び地域内での見守り活動を行う団体の支援を行います。
- 地域住民の自発的な活動により地域福祉の推進を図れるよう基盤を充実させます。

### ④関連事業

- 災害時の要支援者への対策
- 美里町社会福祉協議会等の福祉関係団体との連携強化
- 地域福祉計画の策定
- ボランティア団体等の地域福祉活動に対する支援

### ⑤施策の指標

#### ✓ 指標の考え方

地域福祉を実現するため、福祉に携わる人の増加も必要になってきます。そこで福祉活動を行っているボランティア団体への登録者数を指標としました。

指標）福祉活動を行っているボランティア団体への登録者数（単位：人）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   | H32   |
|-------------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1,253       | 1,666       | 1,670 | 1,675 | 1,680 | 1,685 | 1,690 | 1,695 |

**政策 9 障害者福祉の充実****施策 17****《安心して暮らせる地域づくりの推進》****① 施策の目的**

- 障害の有無に関係なく、共に“生き生き”暮らせるまちをつくります。

**② 現状と課題**

- 障害のある人も地域の一員として安全に安心して暮らせる社会作りを目指して、障害者福祉サービスをはじめとする障害保健福祉施策を推進しています。
- 平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、行政機関や民間事業者には、障害を理由とする差別的取扱いが禁止されます。
- 親が亡くなった後の対応が、大きな課題となっています。
- 発達障害及び自閉症の子どもが増えていることから、早期発見・早期支援が必要です。
- 福祉サービスに対する要請は、多様化しています。
- 精神障害、強度行動障害等の重度障害者を受け入れるため、障害特性に応じた専門的な知識、技量向上のための福祉を担う人材育成が急務です。
- 障害に対する理解が図られるように努めていますが、いまだに理解不足による差別や偏見が見受けられます。住民や企業等はさらに障害のある人に対する理解を促進する必要があります。
- 障害のある人の「働きたい」という意欲を叶えるため、障害者の雇用を促進する必要があります。

**③ 施策の展開**

- 障害者自身が地域で日常生活を送ることができるよう支援します。
- 日常生活で支障が生ずる場面において支援します。
- 障害者の家族及び介護者の生活を支援します。
- 障害者の人権を擁護します。

- 家族の緊急時に受け入れできる機能と地域移行や親元からの自立を促進できるよう相談支援体制や場面場面での確に相談できる相談体制を充実します。
- 幼稚園等の教諭及び保護者を対象とした研修会を開催し、早期支援を図ります。
- 子どもの時から障害に対する理解を深めるため、積極的に福祉学習を進めます。
- 福祉の人材を育成するため地域自立支援協議会と連携し、研修会などを開催します。
- 親亡き後の支援に対応するため、町内事業者グループホームの建設を働きかけます。
- 障害者雇用を促進するため、一般企業等の受け入れが積極的になるよう関係機関と連携して取り組みます。
- 障害を理由とする差別の禁止に関して、職員が適切に対応します。

#### ④ 関連事業

- 障害者が自立するために必要な医療への支援
- 障害者の日常生活能力の確保への支援
- 障害者の日常生活への支援
- 障害者の活動の場の提供及びその家族への支援
- 障害者の権利の擁護
- 緊急受入れ機能を持つ地域生活支援拠点等の整備
- 障害者及びその家族並びに介護者からの相談受付
- 早期療育指導訓練の実施
- 障害に対する理解を深める研修会・イベントの実施
- 障害福祉サービス事業所従事者研修会の実施
- グループホームを建設する事業者への補助
- 地域自立支援協議会と連携した就労ネットワークの形成
- 差別解消に関する職員対応要領の作成

## ⑤ 施策の指標

### ✓ 指標の考え方

障害に対する理解が進むことで、障害の有無に関係なく自分の能力を発揮できる地域が作られます。障害に対する理解を促進するためまず関係者を対象とした研修会の参加者数を指標としました。

指標）障害に対する理解を促進するための研修会の参加者数

（単位：人）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| —           | 23          | 30  | 40  | 45  | 50  | 55  | 60  |



**政策 10 子育て支援の充実**

**施策 18**

**《働きながら子育てする家族  
を支援するための対策》**

**① 施策の目的**

- 働きながら子育てしやすい町をつくれます。

**② 現状と課題**

- 子ども医療費助成の対象を、平成26年10月から中学生の入院及び通院までとしました。
- 子ども医療費の助成については、所得制限を撤廃し、町内に住む0歳児から中学生まですべての医療費を無料にしました。
- 平成25年度に小牛田保育所分園を増室し、1・2歳児について、13人の受入れを拡大しました。
- 公立保育所への入所を希望する待機児童で、認可外保育施設を利用している場合は、待機児童に含まれませんが、その数は平成26年度において0歳児3人、1歳児2人、2歳児4人、合わせて9人となっています。
- 転入する世帯は共働き世帯が多いこと、年齢が若い保護者が住宅を取得していること、及び母親が出産後まもなく職場への復帰を望むケースが多いことから、0歳児の待機児童数は増えています。
- 待機児童の受け皿として、小牛田保育所の1歳児6人、なんごう保育園の0歳児3人を受け入れるための保育士の数足りない状況です。
- 保育士の確保対策として、賃金改善、継続雇用など非常勤保育士の雇用改善を行っています。
- 子どもたちに良い保育環境を与えるため、保育環境整備と待機児童解消対策とを併せて進める必要があります。
- 認可外保育施設入所児童の保護者に対する助成金の範囲を、平成26年4月から町内の施設のほか町外の施設まで拡大しました。

- 町内にある1つの事業所内認可外保育施設が、事業所の従業員の児童以外に、地域の児童も受け入れることになり、認可外保育施設は、平成26年度から6施設となり、0歳児から2歳児までの受入れ先が増えています。
- 放課後児童クラブの長期休業、土曜日の開館時間を、平成26年12月から午前8時から午前7時に早めたことにより、保育所及び放課後児童クラブは午前7時から午後7時までの開所時間として、子どもを抱えながら働く保護者を支援しました。
- 放課後児童クラブの対象を3年生までとしています。各施設の定員と利用状況、クラブ室の面積要件の状況を勘案しながら、クラブごとに高学年の受入れを行う必要があります。
- すべての小学校区で、余裕教室の活用を図りながら学童保育を実施する必要があります。また併せて委託化も検討する必要があります。
- 放課後子ども総合プランは、「総合教育会議」を活用し、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策のあり方について協議し進める必要があります。

### ③施策の展開

- 子どもに係る医療費を助成することで、経済的な負担を緩和します。
- 保護者の勤務に合わせた保育施設の確保に努めます。
- 認可外保育施設から認可保育所への移行の支援を行い、保育の需要に応えます。
- 子育てに関する団体の設立及び運営を支援します。

### ④関連事業

- 子どもに関する医療費の助成
- 母子父子家庭への医療費の助成
- 延長保育並びに病後児及び障害児の保育
- 認可外保育施設及びその保護者への支援
- 町内の公立保育所、児童館の管理及び運営
- 子どもに係る地域組織活動の支援

## ⑤施策の指標

### ✓ 指標の考え方

若い世代は、子どもを産み、育てやすい町に関心があります。出産・育児の際に居住するかしないかの選択肢の一つとなります。今後、子どもを産み、育てやすい町を実現することで得られる出生数、さらには子育てしやすい環境を表す数値の一つとして、保育所における待機児童数を指標としました。

指標）年度内の出生数（単位：人）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 158         |             | 154 | 152 | 152 | 152 | 166 | 163 |

指標）保育所における待機児童数（単位：人）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 8           | 9           | 8   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |

## 施策 19

### 《出産や子育てに不安な家族を 支援するための対策》

#### ①施策の目的

- 子育てが楽しいと感じる家庭を増やします。

#### ②現状と課題

- 小牛田地域及び南郷地域の子育て支援センターに平成26年度内に、のべ6,841人の親子が来館しています。
- 近所に知り合いも話し相手もないことは、家庭で子育てに行き詰まることがあります。

- 子育て支援センターで同じ境遇の親と交流し、また保育士などに子育ての不安や悩みの相談をすることは、大きな支援となります。
- アンケートの調査結果によると、子育てに不安を抱える33.3%の保護者は、『離乳食』、『子ども同士の付き合い』、『職場復帰した場合』、『子どもとの接する時間が少なくなる』などの内容でした。
- 子育て支援センターに対し、食育や同世代の子どもたちの交流を行って欲しいとの要望があります。
- 子育て支援センターの利用については、行事へ積極的に参加し、利用しているとの声が寄せられています。

### ③施策の展開

- 育児疲れや育児で悩んでいる母親に対し子育て支援センターの利用を拡大します。
- 子育て中の親同士の交流を盛んにします。
- 選任職員による相談体制の充実を図ります。
- 子育て支援センターの利用者の利便性を向上させます。
- 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師、助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

### ④関連事業

- 子育て支援センターの管理及び運営
- 子育て支援センターと児童館との連携
- 保護者に身近な子育てガイドブックの作成
- 乳児家庭全戸訪問事業

### ⑤施策の指標

#### ✓ 指標の考え方

子育てへの不安解消は、少子化対策に向けた大きな支援となることから、支援センターの利用者が「不安」と回答する割合を低下させることを目指し、子育てに不安を抱く人の割合を指標としました。

指標）子育てに不安を抱く人の割合（単位：％）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 23.2        | 33.3        | 25  | 20  | 10  | 5   | 3.3 | 2.5 |

子育て支援センターが、子育て中の保護者の拠り所になるための取組を進めることが、今後求められる中で、その結果について指標としました。

指標）子育て支援センターの利用者数（のべ人数）（単位：人）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27   | H28   | H29    | H30    | H31    | H32    |
|-------------|-------------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 7,889       | 6,841       | 8,000 | 9,000 | 10,000 | 10,500 | 11,000 | 11,500 |

指標）子育て支援センターの利用登録者数（単位：人）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| —           | —           | 200 | 210 | 220 | 230 | 240 | 250 |

## 施策 20

### 《児童虐待を防止するための対策》

#### ①施策の目的

- 子どもの命を守ります。

#### ②現状と課題

- ネグレクト及び心理的虐待者の世帯は、統計上、低所得で生活苦の場合が多く、また親が若い頃も同じ境遇だったことが多いと言われています。
- 家庭環境は子どもの知性や心身の成長に、大きく影響します。
- 虐待は、子ども自身での解決は困難で、関係機関の継続的な支援が必要で

す。

- 要保護児童対策地域協議会は、関係機関等の連携により、発生から予防や発見・通告から援助まで迅速かつ適切な対応を行っています。
- 平成26年度の実務者会議において、終結したケースは6件、継続するケースは20件、新たなケースは7件と認められました。
- 支援対象のケースとしては、身体的虐待9件、ネグレクト7件、心理的虐待6件などとなっています。
- 町の健診事業、幼稚園、保育所、学校等と情報の連携し援助を行っています。

### ③施策の展開

- 個別ケース会議及び要保護児童対策地域協議会の実務者会議を開催し、情報を共有します。
- 実務者会議において、虐待の件数及び内容を確実に把握していきます。
- 初期の要保護児童について具体的な支援内容を検討する個別ケース会議を開催します。
- 保健師、学校、民生委員等の連携により、家庭まで入り込んだ対応を行います。
- 子どもの命を守るため、児童相談所・警察への通報も行います。
- 乳児がいるすべての家庭を保健師、助産師が訪問し、養育支援が特に必要な家庭に対して、養育に関する指導・助言などを行います。また、必要な場合は、児童相談所、福祉事務所など関係する機関と個別ケース会議を行い、対応を協議しています。

### ④関連事業

- 虐待に関する相談
- 虐待に関する通報・相談の児童相談所の周知を図ります。
- 養育支援訪問事業

## ⑤施策の指標

### ✓ 指標の考え方

要保護児童等の支援に対する関係機関の機能を測るため、要保護児童対策地域協議会実務者会議で支援を行った件数を指標としました。

指標) 要保護児童対策地域協議会実務者会議で支援を行った件数(単位:件)

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 35          | 33          | 30  | 27  | 24  | 21  | 18  | 15  |

### 第3章 力強い産業がいきづつまちづくり

町が将来に向けて持続的に発展していくためには、地域の経済活動と地域産業の活性化が不可欠です。町内外から多くの人が行き交い、にぎわいのある豊かな町の実現を目指して、農業、工業、商業、観光業等の各分野における活性化を実現するために、その中核となるべき「産業活性化施設」を整備します。

今後は、施設整備をはじめ、様々な取組に産学官金労言の連携を促進するとともに、民間活力を最大限いかすよう努めていきます。

#### 農業の振興

本町の農業は、基幹作物である水稲を中心とした農業です。水田農業の生産性を高めるためには、畑作への転換あるいは二毛作への取組が不可欠であり、作業の分散及び平準化を図りつつ、生産性の向上と米価下落に左右されにくい体質強化を図るとともに、所得の安定確保を図ります。

また、栽培への技術支援や流通・販売チャンネルとしての機能発揮など、宮城県（美里農業改良普及センター）や農業協同組合などの関係機関が一丸となった取組を進めます。

#### 工業の振興

遠田商工会への支援を通じた人材育成や経営相談を継続し、経営基盤の強化を行うと同時に、工業における若手起業家の支援を積極的に行っていきます。

#### 商業・観光・物産・サービス業の振興

今後整備する「産業活性化施設」を中核として交流人口100万人を目指し、多くの人が行き交いにぎわいのある美里町をつくります。そのためには、地域資源の活用による特産品・土産品の開発、広域連携による観光ルートの設定、旅行業者と連携した美里町へのツアー客の誘導など、集客するための取組を積極的に展開していきます。



## 雇用の創造

若い世代の転出の主な原因は働く場が少ないことです。今後とも企業誘致に継続して努めるとともに、町内で新たに起業する若い世代を中心的かつ積極的に支援していきます。また、農業、商業、工業、観光業の各分野で新たな雇用が生まれるよう「産業活性化施設」を核として各分野の活性化策を重点的に進めていきます。

## 第3章 力強い産業がいきづまづくり

## 政策11 農業の振興

施策21 多様な生産者の確保

施策22 農地の高度利用と産地形成の促進

施策23 個性を活かした魅力ある農業の展開

施策24 畜産経営の安定化

施策25 流通及び販路の充実

施策26 農村機能及び生産基盤の維持

## 政策12 工業の振興

施策27 工業を振興するための対策

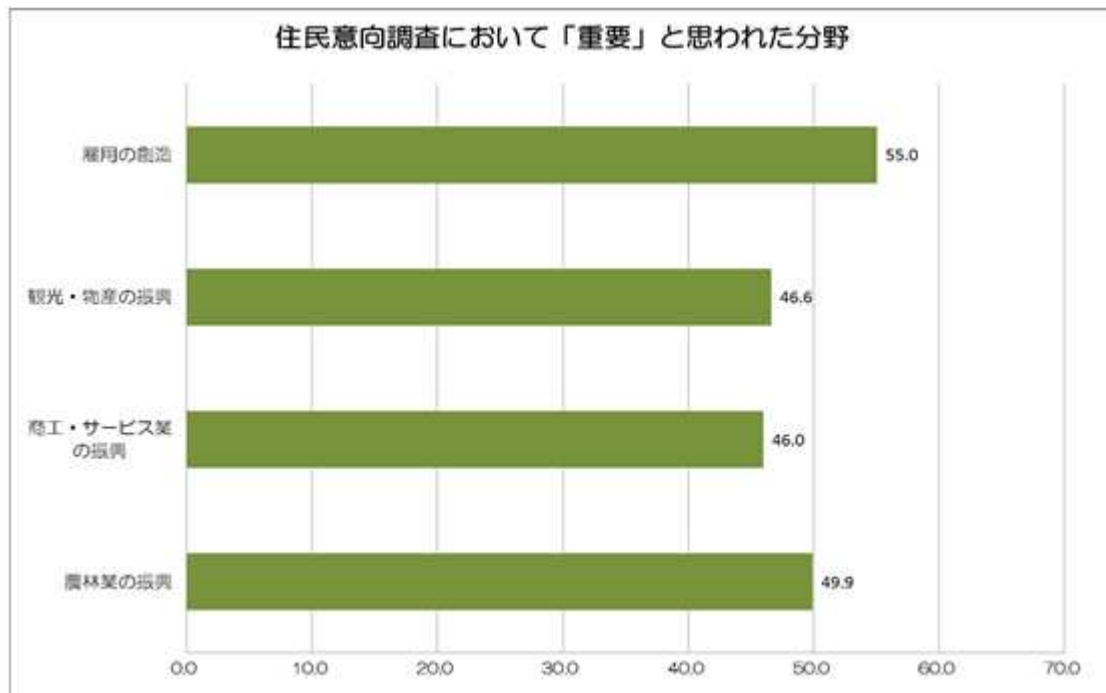
## 政策13 商業・サービス業の振興

施策28 商業・サービス業を振興するための対策

施策29 物産・観光を振興させるための対策

## 政策14 雇用の確保

施策30 安定した雇用を確保するための対策



**政策 1 1 農林業の振興**

## 施策 2 1

### 《多様な生産者の確保》

#### ①施策の目的

- 多様な生産者及び生産組織の育成と確保を図ります。

#### ②現状と課題

- 食料の消費及び供給を国際的な視野で考えることが不可欠になっています。
- 農産物需要に関する情勢の変化に、柔軟に対応できる農業経営体の育成が必要です。
- 農家数の減少に伴い、農地の受け手となる担い手の育成強化が必要です。
- 安定的な農業生産及び良好な農村生活の実現には、家族経営農家と農業法人が、それぞれにあったビジネスモデルを明確にした取組が求められます。
- グローバル化に対応できる新しい農業経営を推進するためにも、大規模経営体による合理的な農業経営が求められます。
- 各種農業制度への対応や消費需要に的確に対応するためには、個々の農家の育成とともに、生産者間のネットワークづくりが重要です。
- 就業機会や社会保障への不安が増大する中で、生涯現役で活躍できる営農支援等、就農機会の多様化を図る必要があります。
- J Aみどりのには、集落営農組織の法人化等を推進するプロジェクトチーム「T A C」が組織されています。

#### ③施策の展開

- 多様な農業経営に応じたビジネスモデルを確立します。
- 大規模経営体による合理的な農業経営を推進するとともに、J Aみどりの「T A C」との連携も強化し、地域農業の担い手となる集落営農組合等の法人化を促進します。
- 消費者市場の需要に対する的確な対応を図るため、生産者組織の育成及び

ネットワークづくりを推進します。

- 新規就農者に対する支援を図るとともに、家族経営農家への支援及び就農機会の多様化を推進します。

【美里町版ビジネスモデルの主な視点イメージ】

| 区分              | 農業生産法人など                                    | 家族経営など                          |
|-----------------|---------------------------------------------|---------------------------------|
| 対象              | 集落営農組織、企業的農家等                               | 農家、高齢者、子育て・主婦層                  |
| 視点              | グローバリゼーション                                  | ローカリゼーション                       |
| 生産規模            | 大きい                                         | 小さい                             |
| 経営形態            | 農業生産法人                                      | 家族経営                            |
| 経営分離            | 家計分離                                        | 家計分離（現状は家計非分離）                  |
| 地域経済            | 地域外需要が中心                                    | 地域内需要が中心                        |
| 流通・チャンネル        | 契約栽培、市場出荷など                                 | 産直施設（活性化施設、花野果市場、げんき君市場）、地産地消など |
| 生産品目            | 多量少品目                                       | 少量多品目                           |
| 農業形態            | 土地利用型農業が中心的                                 | 露地・施設園芸が中心的                     |
| 生産体制            | 強固                                          | 多様                              |
| 六次産業化の想定        | 法人内の事業部制（加工部など）                             | 家内工業的（味噌や漬物など）                  |
| 六次産業化リスク        | 高い                                          | 少ない                             |
| 農商工連携<br>（連携要素） | 広域型（醸造会社、食品会社、カット野菜工場など）                    | 地域型                             |
| 輸出入の可能性         | 高い                                          | 低い                              |
| ブランドへの関与        | ナショナルブランド<br>プライベートブランド（自社ブランド含む）<br>地域ブランド | 地域ブランド                          |
|                 |                                             |                                 |

#### ④関連事業

- 美里版ビジネスモデルの構築
- 集落営農組織等の法人化の支援
- 多様な農業経営体の育成及び就農支援（新規就農、M字カーブ就農・二次就農、外部人材の登用など）

- 国の支援制度に柔軟かつ迅速に対応できる体制の確立

## ⑤施策の指標

- ✓ 指標の考え方

農業経営における効率化及び低コスト化の推進並びに地域農業を支える担い手確保の観点から、営農組織の法人化数を指標としました。

指標）集落営農組織の法人化数（単位：件／最終年度）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27<br>(見込み) | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1           | 1           | 1            | 1   | 2   | 3   | 4   | 6   |

## 施策 2 2

### 《農地の高度利用と産地形成の促進》

#### ①施策の目的

- 水田の高度利用を促進し、産地の形成を図ります。

#### ②現状と課題

- 美里町の主要な農産物は主食用米です。
- 主食用米の情勢は、平成30年産から米の生産調整制度の大幅変更や主食用米の生産に対する補助金の廃止が予定されています。さらに、米需要は年約8万トンのペースで減少しており、米の生産を取り巻く状況は、非常に厳しい環境にあります。
- 米を主軸とした農業経営を継続する場合には、徹底した生産性の向上、差別化、低コスト化による所得の確保が必要です。
- 一方、所得の確保という観点からは、米以外の作目や生産部門への展開、米と米以外の作目を複合的に組み合わせた生産などが効果的です。

- 本町のほ場条件を考慮すると、土地利用型作物の振興が有効です。
- 土地利用型作物としては、大豆、小麦といった穀類と野菜類に分類されます。
- 宮城県の大豆生産は、作付面積が北海道に次いで第2位を誇っています。その中でも美里町の10アール当たりの平均収穫量は、全国的にもトップレベルにあります。
- 大豆の主な品種のミヤギシロメは「ミヤギ」の名前が入った宮城県の奨励品種であり、作付けの振興が産地としてのPRにも直結します。
- 日本では大豆の年間消費量の約20%が国産となっています。国産大豆は、ほぼ全量がみそ、豆腐、油揚げ、納豆等に使用されています。
- 近年、その栄養価に着目し、大豆菓子などの商品化の取組が見られ、今後、付加価値創出の取組が求められます。
- 野菜については、加工・業務用野菜の需要が高まっています。これは、高齢化や人口減少、女性の社会進出等による食生活の変化により、家庭での調理時間の制約などから中食や外食の需要が増え、食品製造や加工業界が活性化していることが要因です。
- 水田をフル活用した野菜の生産は、米・麦・大豆との組合せが可能であり、面積当たりの収入額も向上します。
- 野菜生産による所得の確保を進めるためには、作付面積及び生産量の拡大、安定生産、安定供給による市場からの信頼を獲得し、契約栽培等の取組に発展させていくことが肝要です。
- 野菜の生産を契約栽培として安定した取引を行うためには、契約先が求める品質、規格、数量、流通形態に適切に対応する必要があります。

### ③施策の展開

- 自律的な土地利用ができる大規模経営体の育成、地域での合意形成による作物の団地化、耕作権の再配分など、農地の合理的活用を進めます。
- 減収、不作時の所得補償など、経営を継続するためのセーフティーネットを充実し、安心して生産できる環境を整えます。
- 加工・業務用野菜の需要に応える町の地域振興作物の絞込みを図るとともに、その支援を図ります。

- 水田のフル活用を促進するとともに、先進技術、機械及び設備の導入など、生産規模の拡大に取り組み、産地の形成を図ります。
- 美里町の大豆生産者の強みである栽培技術を生かし、産地としての地位確立及び付加価値創出に取り組みます。
- 安定した生産活動を実現するため、市場調査、販売先と生産者のマッチングなどの取組を強化し、土地利用型作物の契約栽培を支援します。
- 栽培への技術支援や流通・販売チャンネルとしての機能発揮など、宮城県（美里農業改良普及センター）や農業協同組合などの関係機関が一丸となった取組を進めます。

#### ④関連事業

- 農地流動化及び集積促進への支援
- 農業経営及び農業所得の安定対策（セーフティーネット）
- 地域振興作物の品目の選択と集中
- 先進技術、機械及び設備の導入支援
- 契約栽培の促進（マーケティング、販路の開拓及び拡大）
- 農業・野菜づくりのチャレンジ支援
- 農作物病虫害及び有害鳥獣対策

#### ⑤施策の指標

##### ✓ 指標の考え方

水田の高度利用と産地の形成を図るため、作付面積が10ha（実需者との直接取引が単一品目かつ単独で行えると見込まれる規模）を超える品目を一定程度の確保することを指標としました。

指標）地域振興作物（品目絞込み後）の作付面積（単位：ha／最終年度）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27<br>(見込み) | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1           | 1           | 1            | 1   | 1   | 2   | 2   |     |

## 施策 2 3

### 《個性を生かした魅力ある農業の展開》

#### ①施策の目的

- 生産品目、経営規模、経営形態等、個性を生かした農業経営と付加価値の創出を支援します。

#### ②現状と課題

- 本町には、北浦梨及びバラといった特産品があります。梨は県内の四大産地の一つに数えられ、また、バラは、県内で一番の生産量を誇っています。
- 本町は、県内、東北及び全国と比較しても一戸当たりの平均年間農業所得は高い水準にあります。
- 生産者の高齢化が進んでおり、宮城県の生産者人口は1990年からの20年間で5万4千人ほど減少し、2010年では60歳以上の生産者が72%と過半数を占めています。
- 生産者は今後、安価な海外農生産物との価格競争、国内の産地間競争など、厳しい状況下での経営を迫られることになります。
- 野菜・果樹・花きといった園芸作物は、国の農業産出額の約4割を占めるとともに、自らの工夫で高付加価値化しやすいことなどから、新規就農者の84%が中心作物として選択する重要かつ魅力ある分野です。
- 新たな付加価値、所得を生み出すとともに、就業機会を作り出す活動を進めようという、アグリビジネス（農業関連産業）の考え方が注目されています。
- 商品開発を通じた若年層や女性の農業参画を促し、新たな担い手の確保による持続可能な農業を目指す必要があります。
- 食の安全、安心へのニーズの高まりに応じ、食品品質表示や生産・栽培履歴の管理徹底が求められています。
- 農産物の差別化による、競争力強化を図る必要があります。



### ③施策の展開

- 周年的に安定供給が可能となる施設園芸を支援します。また、施設の大規模な集約によるコスト削減、ICT を活用した栽培管理技術の導入、再生可能エネルギーの活用等を支援します。
- 6次産業化の促進に有効な研修会を開催し、新たに農産物の加工・販売に取り組む生産者を支援します。
- 農産物の加工・販売を行う者にとって必要なマーケティングに関する支援を行います。
- 生産物・加工品の販売における販路開拓支援を行います。
- 同一経営体による生産、加工、販売へ向けた取組を支援するとともに、農商工連携を推進するための事業者間のマッチング支援を行います。
- 新規に作付する農産物の生産において、生産者が安心して取り組めるように、生産初期段階におけるセーフティーネットの構築を行い、経営の安定化を図ります。
- 農産物の差別化による商品価値の向上を図ります。
- 安全、安心な生産物、加工品の供給を基本に、食品品質表示、トレーサビリティの取組について、普及促進を図ります。

### ④関連事業

- 梨やバラ、施設園芸など、地域の特色を生かした農業生産の支援
- 新商品開発やテストマーケティング、プロモーション等への支援
- （仮称）美里クオリティー制度（品質基準、機能性表示食品等による差別化戦略）の検討
- 6次産業化及び農商工連携に向けた取組の支援
- 農業・野菜づくりのチャレンジ支援（再掲）
- 農業経営及び農業所得の安定対策（セーフティーネット）（再掲）
- 環境保全米への取組を支援



## ⑤施策の指標

### ✓ 指標の考え方

6次産業化、農商工連携等に対する各種支援を通じて、農産物等を活用した商品開発を促進するとともに、付加価値の創出を図る必要があることから、町内産農産物等を活用した商品開発を指標としました。

指標）町内産農産物等を活用した商品開発数（単位：件／最終年度）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27<br>(見込み) | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| —           | —           | —            | 0   | 5   | 10  | 15  | 20  |

## 施策 2 4

### 《畜産経営の安定化》

#### ①施策の目的

- 畜産経営の安定化及び生産基盤の維持を図ります。

#### ②現状と課題

- 宮城県における肉用牛の飼養頭数及び飼養戸数は、生産者の高齢化等が影響し、減少しています。一方で、一戸当たりの飼養頭数は、年々、増加傾向にあり経営規模の拡大が進んでいます。
- 本町の一戸当たりの飼養頭数は、宮城県の平均を下回り、ここ数年は大きな変化は見られていません。
- 配合飼料については、国際的な穀物需要の拡大、異常気象等の影響により価格が大きく変動し、畜産経営に与える影響が大きくなっています。
- 枝肉の卸売価格は、震災後の放射線セシウム検出による風評被害から、一時大幅に低下したものの、徐々に回復傾向を示すとともに、和牛を中心に上昇傾向にあります。
- 肉用子牛の取引価格は、平成 22 年に発生した口蹄疫等を原因とする子牛の出生頭数の減少が影響し、取引価格の上昇が続いています。
- 近年の国産牛肉の生産と消費のバランスは、安定的に推移しています。
- 家畜の伝染病の発生は、畜産経営に大きな打撃を与えることから、未然に防止する対策が必要です。
- 平成 29 年 9 月、宮城県を会場に「第 11 回全国和牛能力共進会」が開催されます。

#### ③施策の展開

- 畜産農家及び畜産組織相互の連携強化を図り、地域内の一貫経営を促進します。また、JA みどりのが主導する畜産クラスター（畜産農家をはじめとした地域の各種支援組織や関連産業等の関係者が有機的に連携・結集し

た地域ぐるみの推進体制）の取組を支援します。次世代につながる和牛改良技術の普及に努めます。

- 飼料価格の変動による経営への影響を低減させるため、水田を活用した飼料作物の生産による粗飼料自給率の向上を図ります。
- 口蹄疫、B S E（牛海綿状脳症）、アカバネ病等、発生及び被害を未然に防止するため、防疫の徹底及び発生時における関係機関との連携強化を図ります。
- 全国和牛能力共進会宮城大会が、平成29年9月に開催されることから、これを契機とした和牛改良を促進するとともに、優良繁殖牛及び優良肥育素牛の導入を支援します。

#### ④関連事業

- 畜産組織の育成及び強化
- 畜産クラスターの形成を支援
- 畜産農家と耕種農家の連携強化
- 家畜防疫の徹底
- 優良繁殖牛及び優良肥育素牛の導入支援

#### ⑤施策の指標

##### ✓ 指標の考え方

後継者不足等により畜産農家戸数が減少しています。経営規模の拡大を図りながら、肉用牛の飼養頭数を維持していくことから、一戸当たりにおける肉用牛の飼養頭数指標としました。

指標）一戸当たりにおける肉用牛の飼養頭数（単位：頭／戸／単年度）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27<br>(見込み) | H28  | H29  | H30  | H31  | H32  |
|-------------|-------------|--------------|------|------|------|------|------|
| 17.9        | 17.6        | 17.6         | 18.0 | 18.0 | 18.0 | 18.0 | 18.0 |

## 施策 2 5

## 《流通及び販路の充実》

### ①施策の目的

- 販路の拡大及び販売チャンネルの多様化を図ります。

### ②現状と課題

- これまでの経済成長による食生活の多様化とともに、ぜいたくな食事や嗜好品などが求められるようになり、食に対する豊かさが追求されています。
- 経済発展に伴って社会的分業が高度に進み、食料供給に関わる産業の種類・分野が、第2次及び第3次産業との連携によって著しく拡大してきています。
- 食品製造業では、原材料費が製品生産額の5割以上を占め、原料の調達は海外に依存する傾向にあることから食品製造業と原材料調達先としての国内農業とのかい離が進んでいます。
- 契約栽培など、特に食品製造者との関わりを進めるに当たっては、食品の安全管理は重要な取組となっています。
- アジアを中心に世界の食市場は、今後、大きく増加すると見込まれています。この成長を取り込むため、国では、FBI戦略による食文化及び食産業のグローバル展開を図っています。
- 高齢化社会の進行、単身世帯の増加、女性の就業率の上昇によって、調理時間が制約されると、加工食品、外食等への依存度は高まります。
- 産地間の競争が国際的なスケールに拡大し、産地の遠隔地化が進む一方で、食品の安全性やトレーサビリティ、食味に関する消費者の姿勢が厳しくなっています。
- 直売所などの市場を通さない流通ルートが広がりを見せ「顔の見える野菜」が店頭に出回るなど、生産者と消費者の関係が変化しています。
- 直売所の存在は、生産者にとっては流通コストの低減や出荷規格の緩和に伴う商品化率の向上といったメリット、消費者にとっては新鮮なものを安く買うことができるといったメリットがあります。
- 直売所運営は雇用の創出につながる効果もあることから、直売所数は全国

的に増加傾向にあります。

- 直売所数が増加し、直売所間での競争が激化する中で、集客を得るためにも、特産品を生かした商品開発、ブランドの確立等による差別化が求められます。
- 町内の直売所は3か所ありますが、他の地域と比較してやや少ない傾向にあります。

### ③施策の展開

- 地産地消の拡大に関する取組を支援します。
- 域内流通・消費の拡大等を図るために、農産物の直売施設を整備します。
- 生産者と消費者がコミュニケーションを図り、互いに顔の見える流通形態を確立できるよう朝市や交流施設の維持、運営を支援します。
- 農産物や加工品の消費・販路の拡大を推進します。
- 生産者が安定した農業経営を行えるよう、契約栽培を推進するとともに、外食産業、食品関連産業及び流通産業へアプローチし、販路を拡大します。
- 輸出に興味を持つ生産者等に対し、輸出に関する知識やスキルの向上を支援するとともに、事業者相互の交流機会の創出に努めます。

### ④関連事業

- （仮称）美里町産業活性化拠点施設の整備
- 美里町産業活性化拠点施設の運営組織に対する支援
- 農産物直売所の運営支援
- 契約栽培の促進（再掲）
- 地産地消及び地域内流通の充実強化
- 6次産業化や農商工連携に向けた取組を支援（再掲）
- 新商品開発やテストマーケティング、プロモーション等への支援（再掲）
- （仮称）美里クオリティー制度の検討（再掲）

### ⑤施策の指標

- ✓ 指標の考え方

地域経済の持続的な発展と好循環の実現を図るためには、地域における産業経済基盤の刷新が必要です。ヒトの流れやモノの流れを変え、生産、流通、販売の流れに変化を生む新たな仕組みづくりが必要であることから、（仮称）美里町産業活性化拠点施設及び拠点機能の整備を指標としました。

指標）（仮称）美里町産業活性化拠点施設及び拠点機能の整備

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27<br>(見込み)   | H28                | H29                      | H30                      | H31             | H32                     |
|-------------|-------------|----------------|--------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------|-------------------------|
| —           | —           | 基本<br>計画<br>策定 | 用地測<br>量等・基<br>本設計 | 実施設<br>計・運営<br>組織立<br>上げ | 拠点施<br>設 建<br>設・開業<br>準備 | 拠点施<br>設の開<br>設 | 地産地<br>消シス<br>テムの<br>構築 |

## 施策 2 6

### 《農村機能及び生産基盤の維持》

#### ①施策の目的

- 農地や水利施設等、生産基盤の適正な管理を図ります。

#### ②現状と課題

- 適切な農業生産活動は、水田における水質浄化、多様な生物の保全、自然環境や緑豊かな景観の維持、大気の浄化、やすらぎのある緑景観の提供（グリーン・セラピー）等、多面的な機能を発揮しています。
- 農村における様々な交流は、単に経済交流といった視点ではなく、定住や移住の契機としても、豊かな農村空間の創造が求められます。
- 農業の持続的な発展を支えるためには、農地や農業用施設の災害をできる限り防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る必要があります。
- 県内の農業水利施設は、その過半が標準耐用年数を超えており、今後も老

朽化施設は確実に増加していく傾向にあります。

- 老朽化の進む既存の農業水利施設について、適時適切な予防保全対策の実施による、施設の長寿命化が求められます。
- 農業水利施設以外の土地改良施設、特に農道橋のような重要構造物については、施設管理者との連携を図りトータルコストの低減を踏まえた施設の長寿命化対策を検討する必要があります。
- 農村では、過疎化や高齢化、特に農業従事者の高齢化や非農家との混住化の進行により、営農をはじめ様々な営みを行う人手が不足しています。
- 農村集落においては、高齢化と人口減少、若年層の流出等により、集落機能の低下が進行しています。
- 国・県・市町村・土地改良区、更にはNPOや民間企業など、多様な主体が意識や思いを共有し、連携してそれぞれの役割を果たすことが求められます。
- 農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が平成27年4月から施行されました。この法律では、多面的機能発揮促進事業について、事業計画の認定の制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定められました。

### ③施策の展開

- 農村の地域資源の維持・保全が行われるとともに、生活環境などが整備され、快適で過ごしやすい農村空間の創造に努めます。
- 生産性の向上、良質で安全な食料が合理的な価格で安定的に供給されるよう、生産基盤である農地や農業用施設の整備等を環境との調和に配慮して計画的に進めます。
- 農業水利施設の保全管理と適切な更新整備等のストックマネジメントを推進し、既存施設の有効活用と長寿命化によるライフサイクルコストの低減を図ります。
- 農村の過疎化、高齢化等を背景とする集落機能の低下防止と維持回復を図るため、活動団体の育成及び確保を図るとともに、活動に対する安定的な支援を行います。



#### ④関連事業

- 農村環境の保全管理活動への支援
- 水田の大区画化及び汎用化の推進
- 農村関連施設の維持管理
- 農業用水利施設ストックマネジメントの推進
- 農業用施設の整備及び維持管理
- 森林（松林など）の病虫害対策

#### ⑤施策の指標

##### ✓ 指標の考え方

農業生産基盤及び農村の多面的機能を適切に管理していくためには、集落機能の維持向上を図るとともに、地域ぐるみで保全管理に取り組むことが重要であることから、共同で保全管理に取り組む活動組織数を維持していくことを指標としました。

指標) 地域ぐるみで保全活動に取り組む活動組織数(単位:組織/単年度)

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27<br>(見込み) | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 17          | 19          | 20           | 20  | 20  | 20  | 20  | 20  |

#### 政策12 工業の振興



## 施策 27

### 《工業を振興するための対策》

#### ①施策の目的

- コンシェルジュ型の支援による円滑な事業活動を促進します。

#### ②現状と課題

- 2002年以降の景気回復期には、デジタル家電関係などの工場の大型投資が相次ぎ、地方自治体間の誘致合戦も過熱を帯びました。
- 需要回復の兆しがある中で、人口減少及び少子高齢化を背景に人材確保に対する懸念が広まりつつあります。
- 円高が是正される方向で進む一方で、円安や原材料価格の上昇に対する懸念が幅広い業種で広がっています。
- 工場立地について、立地件数が大きな伸びを示しているものの、太陽光発電を目的とした電気業を除くと世界同時不況後は低水準のまま推移しています。
- 本町における製造業の製造品出荷額等は、これまで240億円前後で推移してきましたが、近年、順調な伸びを示し、直近の調査では、2年連続で300億円を上回りました。
- 農業者と中小企業者等が業種の枠を越えて、技術、ノウハウ、人材を有機的に連携させることが必要です。
- 国及び県並びに関係機関が実施する支援策を活用している企業は一部にとどまっていることから、支援制度を効果的に活用することが必要です。
- 経営者の高齢化や労働力不足が進むとともに、一部では、事業革新を推し進める力が脆弱になっています。
- 東日本大震災は、広域にわたって甚大な被害をもたらすとともに、サプライチェーンの寸断により、遠く離れた工場の生産ラインをストップさせるという事態を引き起こしました。
- 東日本大震災復興特別区域法、企業立地促進法等による優遇制度の周知及

び制度活用による投資促進が求められます。また、地域再生法が改正され、東京２３区に本社がある法人が本社機能を地方に移転した場合等に優遇措置が講じられることとなりました。

### ③施策の展開

- 企業ニーズ及び動向を把握し、様々な支援機関、支援策等とのマッチングを図ります。
- ものづくり企業の技術力、経営力の強化を図るため、技術開発や新商品開発への取組などを支援します。
- 新分野への進出、新製品開発及び経営革新など、産学官連携による取組を支援します。
- 地域再生法に伴い、新たに（仮称）地方拠点強化に関する地方再生計画の策定を推進します。
- ベンチャービジネス、農商工連携など、新たな事業へのチャレンジを支援するとともに、遠田商工会との連携を強化し、企業間の交流・連携を促進します。

### ④関連事業

- ビジネスマッチングへの支援
- 小規模事業者の持続化支援
- 中小企業振興資金融資保証などによるセーフティーネットの確保
- 奨励金及び課税免除制度による新規立地及び既存企業への設備投資を支援
- 工場敷地に係る緑地面積率の緩和による設備投資を支援
- 産学共同開発などへの支援
- （仮称）地方拠点強化に関する地方再生計画の策定
- （仮称）美里町創業支援事業計画の策定及び創業支援６次産業化や農商工連携に向けた取組を支援（再掲）

### ⑤施策の指標

- ✓ 指標の考え方

平成２５年の町内製造品等出荷額については、過去１０年で比較しても高い水準を示しています。製造品等出荷額は、工業の実態及び企業の経営状況を示す指標であることから、製造品等出荷額を維持していくことを目標としました。

指標）町内製造品等出荷額（単位：億円／単年度）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27<br>(見込み) | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 300         | 326         | 320          | 320 | 320 | 320 | 320 | 320 |

**政策 13 商業・サービス業の振興**

## 施策 28

### 《商業・サービス業を振興させるための対策》

#### ①施策の目的

- 伴走型支援による円滑な事業活動を支援します。

#### ②現状と課題

- 本町及び近隣の地区型商圏の状況については、平成11年調査においては、小牛田、涌谷及び旧鹿島台の商圏が形成されていたものの、平成14年調査では、小牛田商圏及び涌谷商圏が減少、平成17年調査では、旧鹿島台商圏も減少しています。
- 小牛田地域においては、青葉商圏、泉商圏の3次商圏として旧古川商圏の1次商圏として、さらに、石巻商圏の3次商圏の範囲となっています。
- 南郷地域においては、旧石巻商圏の1次商圏の範囲に含まれています。
- 消費購買の動向を見ると、町内での最寄品の購買割合は65.6%となっています。
- 商店街空き店舗の実態調査で、平成14年調査と平成22年調査の比較では、旧小牛田町で61店舗が減少、旧南郷町では4店舗が減少し、町全体で65店舗が減少しています。
- 平成24年の経済センサスにおいて、事業所数で915事業所、従業員数は7,469人となりました。
- 規模別の事業者数の事業所数を見ると4人以下の事業所が58.7%を占め、9人以下の事業所を含めると、全体の78.6%に達します。
- 遠田商工会は、小牛田事業所、南郷事業所及び涌谷事業所を配し、経営指導及び各種融資相談をはじめ、記帳、税務、労務、各種研修会など、地域に密着した中小規模の事業所支援を行っています。
- 遠田商工会の美里町所在の会員数（加入事業所数）は、平成27年4月現

在で476事業所となっています。また、そのうち、5人以下の事業所数は383事業所で、全体の約8割を占めています。

- 中小企業庁実施の商店街実態調査による商店街が抱える大きな問題は、「経営者の高齢化等による経営難問題」、「集客力が高い・話題性のある店舗などの業種が少ない又は無い」、「店舗等の老朽化」が上位を占めています。
- 繁栄していると回答した商店街が取り組む事業では、「祭り・イベント」、「環境美化、エコ活動」、「防災・防犯」、「共同宣伝・PR（マップ・チラシ等）」が上位を占めています。
- 繁栄していると回答した商店街では、「勉強会・学習会」、「環境美化、エコ活動」、「防災・防犯」の取組が行われています。また、「防犯設備（カメラ等）の設置」、「街路灯の設置（LED化を含む。）」、「カラー舗装など」、「案内板、統一看板」などにも取り組んでいます。
- スマートフォンやSNSの広がりによって、マーケティングコミュニケーションにおける口コミの影響が、かつてないほど大きくなっています。

### ③施策の展開

- 新たな事業へのチャレンジなど、起業及び第二創業を促進します。
- 遠田商工会の組織及び事業者間のネットワーク強化を促進するとともに、事業所固有のビジョンづくりなど、事業者の状況に応じた支援を推進します。
- 高齢化の進行、単身世帯の増加及び生活様式の多様化など、新たな需要を想定した新規サービスの展開を支援します。
- 高齢化による後継者問題、魅力ある店舗、集客力の高い店舗の創出など、商店街の共通課題に対応するため、まちなか交流スペースの設置など、商店街における空き店舗の活用とともに、魅力ある店舗創出を促進します。

### ④関連事業

- まちなかにぎわい創出への支援
- 小規模事業者の持続化支援（再掲）
- 6次産業化や農商工連携に向けた取組を支援（再掲）

- 中小企業振興資金融資保証などによるセーフティーネットの確保（再掲）
- 起業、第二創業へのチャレンジ支援（再掲）
- 経営ビジョン作成、需要開拓など、コーディネーター設置による伴走型支援
- 新商品開発やテストマーケティング、プロモーション等への支援（再掲）
- 遠田商工会の組織強化及び安定的な運営の支援
- （仮称）美里町創業支援事業計画の策定（再掲）
- （仮称）美里町産業活性化拠点施設の整備（再掲）

## ⑤施策の指標

### ✓ 指標の考え方

関係機関や各種支援事業等とのマッチングを図るため、相談窓口を設置（町及び遠田商工会等）し、設備投資を希望する企業や創業を計画する事業者の相談件数を指標としました。

指標）ワンストップ相談窓口による相談件数（単位：件／単年度）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27<br>(見込み) | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| —           | 3           | 15           | 30  | 30  | 30  | 30  | 30  |

### ✓ 指標の考え方

新規事業への取組や企業支援の窓口対応のほか、小規模事業者の支援とネットワークの形成には商工会組織の強化が必要であることから、遠田商工会加入会員数を指標としました。

指標）遠田商工会加入会員数（小牛田・南郷地域）（単位：事業所／単年度）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27<br>(見込み) | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 470         | 472         | 475          | 480 | 480 | 480 | 480 | 480 |

## 施策 2 9

### 《物産・観光を振興するための対策》

#### ①施策の目的

- 観光客入込み客数の増加及び特産品の充実を図ります。

#### ②現状と課題

- 本町では、生き生き田園フェスティバル、えきフェス MISATO、バラフェスティバル、産業まつり、食ってみら in 美里など、関係機関と連携し、多くのイベントを実施しています。
- 本町には、藩政時代から安産の神様として知られる山神社があります。山神社には、七五三やどんと祭等、多くの参詣客が訪れます。また、山神社にちなんだ山の神まんじゅうは、今でも多く人々に愛される銘菓です。
- 町のイベントは、集客数の変動が見られますが、全体的に減少する傾向にあります。
- 美里町物産観光協会の設立、運営、更には法人化を支援するとともに、首都圏でのイベント開催などを通じ、物産のPR活動及び販路の開拓を実施しています。
- 観光関係者が中心となり福島県会津美里町との交流を深め、広域的な観光PRを実施しています。
- 基幹産業である農業と連携した観光需要の掘り起こしが必要です。
- 農村ワーキングホリデーやカントリーウォーク等の農村と都市部との新たな交流スタイルを模索していく必要があります。
- 観光農園を例にとると、東北地方、特に宮城県においては年間売上金額が低い傾向にあります。これは、対象者が首都圏の観光客であることから、交通費や体験料の価格設定が要因となり、集客に結びつかない点があげられます。
- 地元農産物等を活用した商品開発など、第一次、第二次及び第三次産業が連携し、地域内における付加価値及び所得の創出が求められます。



- 農商工の連携を深めた付加価値が求められます。
- 他の地域と連携を図りながら、一方では本町の独自性の発揮と差別化を図る必要があります。

### ③施策の展開

- イベント間の連携を図り、観光イベントとして事業を見直し、町の魅力を地域内外へ発信します。
- 美里町物産観光協会と連携し、首都圏などでの美里町の物産品のPR活動を行います。
- 大崎圏域や石巻圏域をはじめ、他の地域と連携した広域観光ルートの構築やPR活動を行うとともに、流通チャンネル及び販路の拡大を図ります。
- 商品開発のための生産者、加工者、販売者等の円滑な連携を推進します。
- 認証制度等の導入によりブランドを確立し、地域内での付加価値創出及び他の地域との差別化による市場競争力の強化を図ります。
- 町内の農業者、企業等と連携し、体験学習型の観光事業を推進し、新たな需要創出と事業展開を図ります。
- 観光イベントや地域の特産品を発信していく場として、（仮称）美里町産業活性化拠点施設の整備を推進します。

### ④関連事業

- 各種観光イベントの支援
- 物産・観光組織の強化
- 新商品開発やテストマーケティング、プロモーション等への支援（再掲）
- 6次産業化や農商工連携に向けた取組を支援（再掲）
- （仮称）美里クオリティー制度の検討（再掲）
- 交流施設の管理運営及び農村の魅力を生かした新たな交流事業の展開
- （仮称）美里町産業活性化拠点施設の整備（再掲）

### ⑤施策の指標

- ✓ 指標の考え方

観光産業は裾野が広い産業と言われています。観光客等の増加は地域



経済への波及効果が大きいことから、観光客入込客数の増加を指標としました。

指標）観光客年間入込数（単位：万人／単年度）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27<br>(見込み) | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 38          | 39          | 39           | 40  | 40  | 40  | 50  | 70  |

**政策 1 4 雇用の確保****施策 3 0****《安定した雇用を確保するための対策》****①施策の目的**

- 雇用の安定化及び就業機会の創出を図ります。

**②現状と課題**

- 通勤可能な場所に就業機会がない場合には、労働力を携え別の地域に移動する労働移動が発生します。また、多くの場合、特定の通勤圏の中に居住空間を定め、しだいに生活圏に対する帰属意識や愛着を持つようになっていわれています。
- 本町従業員の従業先は、直近の調査結果では、町内での就業が43.9%、大崎市が24.7%、仙台市が10.6%となり、この3つの地域での就業が全体の約8割を占めています。
- 本町従業員の町内での就業の経過を見ると、1990年では59.2%を占めていましたが、年々減少し、2010年の調査では43.9%になっています。
- 東日本大震災後、県内の有効求人倍率は1.0を上回る高い水準で推移しています。
- 産業別の就業人口では、昭和60年の調査と平成22年の調査を比較すると、第1次産業への従事者が25.6%から12.4%、第2次産業が27.0%から25.4%、第3次産業が47.4%から62.2%となっています。
- 宮城県の工場立地件数は、東日本大震災後大きな伸びを示していますが、敷地規模別の立地件数を見ると5千㎡以上の立地件数は、23件となっています。

- 正規・非正規の所得格差やM字カーブに象徴される出産、育児後の就業機会の確保や高齢化社会における生涯現役で過ごせる雇用環境が求められます。
- 雇用状況を判断する上で最も一般的な指標といえる完全失業率の低下などに応じ、離職者に対する柔軟な就業支援が求められます。

### ③施策の展開

- 域外需要の獲得及び域内需要の拡大により、地域経済の好循環を促進します。
- 各産業分野の連携を促進するとともに、地域経済の循環性を高めます。
- 関係機関と連携を図りながら、雇用情報を定期的かつ効果的に収集し、広く周知活動を展開します。
- 有効求人倍率や新規学卒者の就職内定率等の状況に応じ、緊急的な雇用対策を適時適切に講じます。
- 新規の企業立地を推進し、新たな就業機会の創出に努めます。
- 子育て世代や高齢者など、多様な就業機会の確保に努めるとともに、起業、第二創業の取組を支援します。
- ハローワークや職業能力開発機関等と連携を図り、地域ニーズに的確に対応した離職者支援に努めます。

### ④関連事業

- 起業、第二創業などへのチャレンジ支援（再掲）
- 農業のチャレンジ支援（再掲）
- 企業誘致の推進
- シルバー人材センターへの支援
- （仮称）美里町創業支援事業計画の策定（再掲）
- （仮称）美里町産業活性化拠点施設の整備（再掲）

## ⑤施策の指標

### ✓ 指標の考え方

新規企業の立地や既存企業の設備投資は、雇用の創出につながることから、雇用奨励金対象者数の増加を指標としました。

指標）雇用促進奨励金（企業立地奨励金）の対象者数（単位：人／単年度）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27<br>(見込み) | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 16          | 43          | 109          | 100 | 80  | 30  | 30  | 30  |

## 第4章 くらしやすさを実感できるまちづくり

美しく恵まれた自然環境の中で、安心して安全に快適に生活できる“くらしやすさを実感できるまちづくり”を目指します。また、住民の“声”を大事に、まちづくりを進めていきます。

### 地域基盤の確立

**施策31** 安全、安心な生活環境基盤の整備

**施策32** 公共交通網を確立するための対策

公園は、子どもたちの遊びの場であり、住民の憩いの場であることから今後も引き続きしっかりと管理していきます。また、住民バスの運行については、利用者の要望、意見等を取り入れ、利便性の向上を図っていきます。

### 生活安全の確保

**施策33** 安全、安心な防災・消防・救急体制を確立するための対策

**施策34** 安全、安心な交通環境、防犯体制を確立するための対策

福島第一原子力発電所事故の経験と教訓を風化させることなく次代に引き継ぐとともに国及び宮城県と迅速かつ実効性のある防護措置が実施できるよう努めていきます。また、消防団、自主防災組織等と地域防災力を強化し、災害時において、その機能が十分に発揮できる体制づくりに努めていきます。あわせて、住民が犯罪及び事故に巻き込まれない安全で安心な暮らしを守っていきます。

### 環境・景観の保全・創造

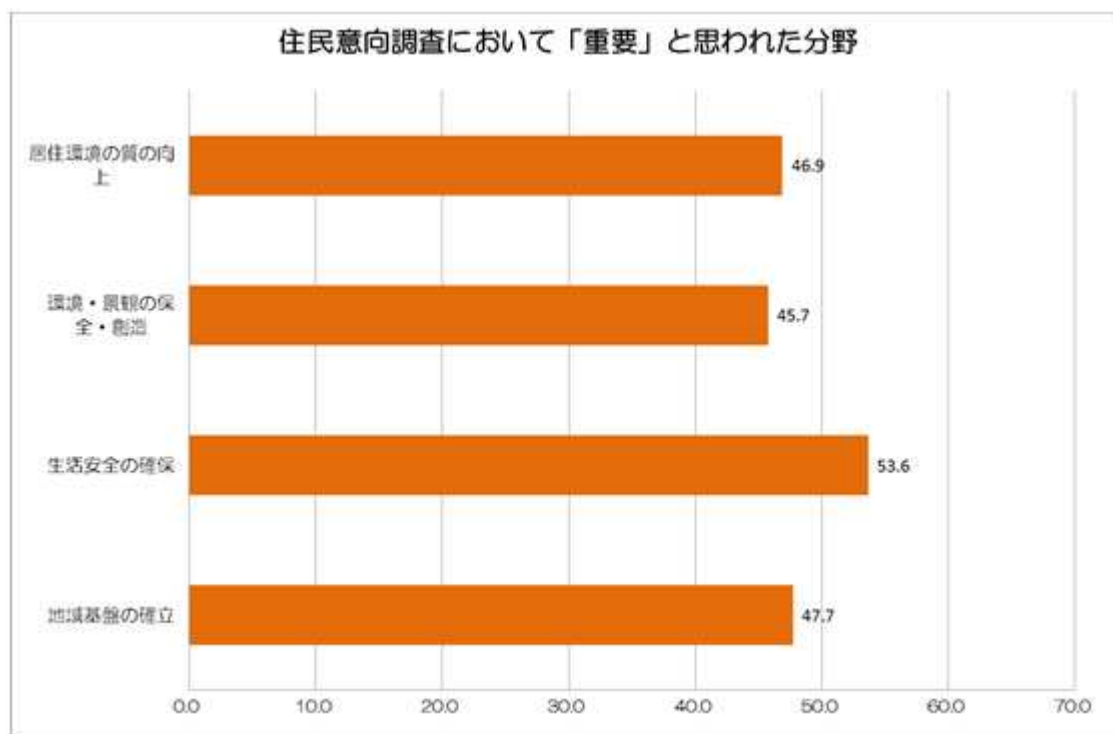
**施策35** 生活環境の保全と公衆衛生対策

住民の暮らしの中で発生する公衆衛生問題について、早期にその解決に取り組みます。また、住民による環境美化運動を今後とも推進し、自然環境の維持・保全、自然景観の形成に努めるなど、“美しい里 美里町”をつくる取組を進めていきます。

## 居住環境の質の向上

**施策36** 水道水を安定して供給するための対策**施策37** 下水道を普及推進するための対策

水道事業においては石綿セメント管の更新工事に継続して取り組むとともに、有収率の早期改善を図ります。また、下水道施設の未整備地区については、平成27年度に策定した下水道基本構想に基づき、早期完成に向けて整備を進めていきます。



**政策 15 地域基盤の確立****施策 3 1****《安全、安心な生活環境基盤の整備》****①施策の目的**

- 快適な生活環境を整備します。

**②現状と課題**

- 公共交通網の乏しい地方においては、車への依存度が高いため、道路整備は行政の重要な役割の一つです。
- 子ども、高齢者等の交通弱者の通行の安全確保が必要です。
- 限られた財源を有効に活用するため、維持管理の効率的な実施が必要です。
- 排水不良箇所、特に住宅地における対策は重要です。
- 小牛田駅東地区における人口増加は顕著で、小牛田駅利用者に対する配慮も重要になっています。
- 公園の利用率が低下していることから、今後は利用される公園としての管理が課題です。
- 地域等から寄せられる多様な要望等への対応が課題です。
- 町営住宅は、老朽化しているものの現在の入居者が安心して暮らすために、適切に維持管理することが必要です。

**③施策の展開**

- 生活に欠かせない道路・橋を適正に維持管理します。
- 住民の生活に合わせた道路等を作ります。
- 現在行っている管理の継続的な検証、改善を進めます。
- 子ども、高齢者等の交通弱者の安全対策を進めます。
- 排水計画等に基づき、関係機関と連携し、住宅地等の排水不良箇所等を解消します。
- 小牛田駅東西自由通路の利用を確保します。
- 公園の利用実態を調査し、統廃合等の検討を進め、利用される公園整備を

進めます。

- 行政区長等と連携し、地域の実情を把握しながら課題解決に向けた取組を進めます。
- 要望等に対する基本方針を定め、解決に向けた取組を進めます。
- 町営住宅を維持管理します。

#### ④関連事業

- 道路・橋の適正な維持管理
- 道路・橋の新設及び改良
- 排水路の維持管理
- 排水不良箇所の解消
- 小牛田駅東西自由通路の施設管理
- 公園施設の維持管理
- 行政区長等への意向調査実施
- 要望等を整理、分析のうえ各種計画の策定
- 町営住宅の維持管理

#### ⑤施策の指標

##### ✓ 指標の考え方

住民生活における安定した生活環境を整備し、生活環境基盤を整備します。この整備に当たり地域の満足度として地域の実情に精通している行政区長等を対象に意向調査を実施し、その満足度の向上を指標としました。

指標) 生活環境基盤に対する地域の満足度

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27 | H28       | H29      | H30      | H31      | H32      |
|-------------|-------------|-----|-----------|----------|----------|----------|----------|
| —           | —           | —   | 基準値<br>設定 | 基準値<br>↗ | 基準値<br>↗ | 基準値<br>↗ | 基準値<br>↗ |



## 施策 3 2

### 《公共交通網を確立するための対策》

#### ① 施策の目的

- 誰でも遠くに外出できる環境をつくります。

#### ② 現状と課題

- J R小牛田駅及び鹿島台駅からの鉄道利用は、住民の重要な交通手段の一つです。
- J R小牛田駅の乗降者数が増加していることから、快適な駅利用につながる取組が必要です。
- 本町の住民バス事業は、鹿島台から南郷、小牛田、古川間を結ぶ美里線と、町内を循環する4路線をバス運行事業者に委託し、実施しています。
- 南郷地域では、利用区域を限定したデマンドタクシーを運行しています。
- 住民バスは、利用者の要望及び意見を集約し、利便性のある路線及びダイヤの編成に努めることが重要であり、効率的な事業運営が求められます。
- J R東北本線、陸羽東線及び石巻線の利便性向上のための対策を、県及び関係自治体、J Rと連携しながら、引き続き実施していく必要があります。
- 広域的な公共交通対策について検討していく必要があります。

#### ③ 施策の展開

- 鉄道利用者の利便性を図るため、J R小牛田駅東駐車場及び駐輪場を整備します。
- 住民バス事業について、乗降調査等を実施し、利便性、効率性、地域事情等に配慮した路線及びダイヤの編成に努めます。
- 各種交通を段階的に構成し、美里町全体を捉えた交通体系を整備します。
- 鉄道交通については、県及び関係市町村と連携し、利用者の意向を反映した増便、車両の増設等を継続してJ Rに要望します。
- 大崎市をはじめ関係市町、民間バス事業者等と連携した広域的な公共交通対策を検討します。

## ④ 関連事業

- 鉄道利用者に対する駐輪場及び駐車場の提供
- 住民バス及びデマンドタクシーの運行
- 路線及び運行ダイヤの不断の見直し
- JRへの各種要望活動
- 大崎圏域公共交通検討研究会への参加

## ⑤ 施策の指標

## ✓ 指標の考え方

住民バス利用者の利便性、効率性、地域事情に配慮した路線及びダイヤの編成を図るため、利用者の満足度を指標としました。

指標）住民バス利用者の満足度（単位：％）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 82.2        | 72.4        | ↗   | ↗   | ↗   | ↗   | ↗   | ↗   |

住民バスの住民生活への関わりについて、その乗降者数を指標としました。

指標）住民バス利用者数（単位：人）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27    | H28    | H29    | H30    | H31    | H32    |
|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 99,433      | 97,135      | 95,000 | 95,000 | 95,000 | 95,000 | 95,000 | 95,000 |

**政策 16 生活安全の確保**

**施策 3 3**

**《安全、安心な防災・消防・救急体制を  
確立するための対策》**

**① 施策の目的**

- 災害から「命」を守ります。

**② 現状と課題**

- 災害対策本部と自主防災組織が十分にその役割を果たせるよう、連携強化が必要です。
- 地域の消防組織の根幹となる消防団への加入推進が困難な状況であり、消防団員の高齢化がますます懸念されます。
- 安全で安心な防災・減災体制を確立するためには、地域防災力の向上が不可欠ですが、自主防災組織の活動が十分でない組織もあることから、活動促進を図ることが必要です。
- 東日本大震災では、停電の長期化等によりライフラインが機能停止となりました、さらには食料及び非常時物品の備蓄が不足するなど、対策が十分でなかったことが明らかになりました。
- 大規模災害の発生により、水道、下水道、電気、ガス、通信等のライフラインが大きな損傷を受けた場合、避難や救出・救護活動を実施する上で大きな支障となります。さらに、ライフラインへの被害は、住民生活や経済活動など、早期に日常を取り戻す際の大きな足かせとなります。特に非常時の電源の確保に向けた対策が強く求められています。
- 食品や飲料等をはじめとする備蓄については、内容及び数量の拡大が急務となっていますが、備蓄品購入に要する費用や備蓄倉庫等の保管スペース、消費期限等の制約から、行政だけで全住民分の備蓄を担うことは困難です。
- 町内全戸での自主的備蓄及び自主防災組織による備蓄、また、企業による備蓄、流通業者による備蓄等について、啓発と普及が必要です。

- 災害時の重要な通信機能である防災行政無線については、長期の停電対策とともに難聴地域の解消が急務となっています。
- 本町は、江合川・鳴瀬川の両河川が氾濫すると、小牛田地域の一部を除く町内のほとんどが浸水する危険性があります。水防対策については、堤防の強化と避難所の選定見直し、近年多発する局所集中型豪雨に対し、内水氾濫に備えるための排水強化等の取組が必要です。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を基に、東北電力女川原子力発電所の事故等の原子力災害に備えた住民の安全対策が必要です。
- 大規模地震による住宅の倒壊や人的被害などを未然に防止するため、住宅の耐震化を一層進める必要があります。

### ③ 施策の展開

- 非常時において、住民・団体・行政の役割を十分活かせる環境を作ります。
- 地域の消防団組織である美里町消防団の安定的な団員確保と組織強化を図ります。
- 大規模災害時の避難所運営、自主防災組織間の救助等の相互協力等、安定した共助を実現するために自主防災組織の連携を推進していきます。
- 消防及び防災施設は、常に万全に使用できる備えをします。
- 災害備蓄倉庫の増設と災害備蓄品の拡充、自主防災組織による備蓄品の量的拡大と併せ、町内全戸に対し、備蓄の普及・推進を図ります。
- 非常時の電源の確保に向けた対策を実施するとともに、自然エネルギーを活用した電力自給の強化拡充を図ります。
- 水害予防対策として、必要な河川改修工事や維持管理の充実を促進します。
- 原子力災害対策については、国及び宮城県が求める原子力発電所から概ね30km圏内の「緊急時防護措置を準備する区域」だけを対象とするのではなく、町内全域を対象とした対策を講じます。
- 災害に強い住宅を増やし、住民の生活を守ります。

### ④ 関連事業

- 指定避難所と災害対策本部の情報連絡員等の設置検討
- 消防団協力事業所表示制度の有効運用及び新たな消防団員確保対策の導

入

- 総合防災訓練の実施
- 町内の消防団の組織強化・演習実施
- （仮称）自主防災組織連合会の設立等による自主防災組織の連携への支援
- 消防施設、消火作業施設及び防災施設の維持管理
- 防災拠点施設等への太陽光発電設備及び蓄電設備を導入・拡充
- 災害備蓄倉庫の整備と災害備蓄品の備蓄
- 自主防災組織の食料備蓄強化、各世帯での最低3日分の食料の備蓄に対する普及・推進
- 自主防災組織、事業所、各世帯における蓄電器や非常用電源確保の啓発
- 予備電源の増設及び非常用発電設備の追加等
- 再生可能エネルギーの積極的な活用
- 防災行政無線の確実な運用
- 防災行政無線施設の難聴地域の解消に向けた整備
- 水害に対する未然の備え
- 町内全域を対象とした原子力災害避難計画の作成及びその内容の見直し並びに充実
- 災害に強い住宅改修に関する支援

## ⑤施策の指標

### ✓ 指標の考え方

東日本大震災を経験し、非常時の電源確保及び通信手段の重要性が高まったことから、防災関連施設における非常用電源及び通信手段の維持を指標としました。

指標）非常用電源の確保率（防災用発電機の配備）（単位：％）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 100         | 100         | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

指標) 非常時の通信手段の確保率（移動系防災行政無線の設置）（単位：％）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 100         | 100         | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

災害時の共助の重要性から、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の組織率の向上を指標としました。

指標) 自主防災組織の組織率（自主防災組織設置行政区）（単位：％）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 96.9        | 100         | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

大規模災害時における自主防災組織間の相互協力、避難所共同運営等の共助拡大に向けた（仮称）自主防災組織連合会の設立数の拡充を指標としました。

指標) 仮称自主防災組織連合会加入率（加入行政区数／全行政区数）（単位：％）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27  | H28  | H29  | H30  | H31 | H32 |
|-------------|-------------|------|------|------|------|-----|-----|
| 0           | 12.3        | 25.0 | 40.0 | 60.0 | 80.0 | 100 | 100 |

## 施策 3 4

### 《安全、安心な交通環境、防犯体制 を確立するための対策》

#### ① 施策の目的

- 交通事故及び犯罪から住民を守ります。

## ② 現状と課題

- 本町では、交通安全協会、交通安全母の会、交通安全指導隊を組織して交通安全対策に取り組んでいます。
- 防犯対策については防犯協会、防犯実働隊をはじめ、PTA、老人クラブなどの関係団体と地域住民が連携して、住民の自主的な活動を展開しています。
- 各関係団体、地域住民の協力を得ながら、住民の安心、安全まちづくりの推進を図っていく必要があります。
- 交通安全指導員や防犯実働隊員をはじめとして、会員の高齢化や組織する会員の減少が課題となっています。
- 会員の補充や後継者の育成が求められるとともに、一部に負担がかかりすぎないように活動内容の見直しについても検討していく必要があります。
- 交通安全・防犯施設については、周辺状況の変化や破損等により随時、整備・更新が必要となっています。

## ③ 施策の展開

- 交通安全協会、交通安全母の会、交通安全指導隊等、その他の関係団体が一体となり、交通安全運動等の啓発活動や街頭指導を実施します。
- 関係団体と地域住民が、それぞれの役割に応じた活動を自主的に行える環境及びネットワークづくりを進めます。また、より効果的、効率的な活動が行えるよう定期的な協議の機会を設けます。
- 各関係団体に対し、活動、組織育成、会員の意識向上に向けた支援を行います。
- 防犯協会及び防犯実働隊をはじめ、PTA、老人クラブなどの関係団体と連携して、登下校時の児童・生徒の見守り、防犯パトロールなどの地域安全運動等を行います。
- 交通安全指導隊及び防犯実働隊を設置し、交通安全及び防犯運動の地域リーダーとして活動を実践します。
- 交通安全・防犯施設は計画的な施設整備を行い、道路交通環境、犯罪防止に配慮した生活環境の整備に努めます。



#### ④ 関連事業

- 交通安全関連団体の運営と連携
- 防犯関連団体の運営と連携
- 交通安全関連団体及び防犯関連団体の運営と連携
- 交通安全及び防犯関係イベントの開催
- 安全安心なまちづくり活動に関する各種講座の実施
- 交通安全指導隊及び防犯実働隊の活動支援
- カーブミラー、防犯灯など交通安全・防犯施設の整備及び管理

#### ⑤ 施策の指標

##### ✓ 指標の考え方

犯罪を未然に防止し、安心して暮らせる安全なまちを実現するために、不審者の事案発生件数を指標としました（不審者の事案：声掛け事案、特異事案）。

指標）不審者事案発生件数（単位：件）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 2           | 7           | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |

交通安全、防犯の活動の活性化を目指すため新たな会員、後継者の数を指標としました。

指標）交通安全指導隊への新たな加入者数（単位：人）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 0           | 2           | 3   | 3   | 3   | 3   | 3   | 3   |

指標）防犯実働隊への新たな加入者数（単位：人）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1           | 3           | 3   | 3   | 3   | 3   | 3   | 3   |



**政策 1 7 環境・景観の保全・創造**

## 施策 3 5

### 《生活環境の保全と公衆衛生対策》

#### ① 施策の目的

- まちをきれいにします。

#### ② 現状と課題

- 住民による環境美化運動を今後とも一層推進し、美しい美里町を創る取組が求められています。
- 不法投棄については、地区衛生組合及び取締機関との連携により巡回パトロールを実施し、不法投棄防止を図っています。
- ごみの発生量を抑制する取組を強化し、減量化を一層進めていくことが必要です。
- 温暖化対策に向けた様々な取組を行うとともに、再生可能エネルギー等に関する学習を進める必要があります。
- 放射性物質に汚染された廃棄物等について、今後も引き続き監視及び除去が必要です。
- 適切な管理が行われていない空き家、空き地は、防災、衛生等の面で住民の生活環境に悪影響を及ぼすことから、必要に応じて助言、指導等を行うことが求められます。
- 町営共葬墓地の自主的な管理を促進するため、管理組合の設立が求められています。
- 狂犬病予防、飼い主のペットに関するマナー及び動物愛護の啓発を行います。

#### ③ 施策の展開

- 町内の美化環境を守ります。
- 環境美化に尽力する関係団体及び清掃奉仕活動を支援します。
- 不法投棄撲滅のため、地区衛生組合等と協力してパトロールを強化します。

- ごみの減量化及び3R(\*●)の推進を図ります。
- 温暖化対策及び環境教育に努めます。
- 放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理します。
- 増加する空き家、空き地等の適切な管理を促します。
- 墓地を適切に維持管理していきます。
- 動物愛護の啓発活動、狂犬病予防及び登録管理を図ります。

#### ④ 関連事業

- 町内の一斉清掃の実施
- 各地域内のごみ集積所の管理
- 公衆衛生組合連合会及び地区衛生組合並びに清掃奉仕活動の支援
- 不法投棄物の監視パトロールの実施
- 地区衛生組合の協力によるリサイクルの推進
- 温暖化対策
- 放射性物質に関連する廃棄物への監視
- 空き家、空き地の調査並びに所有者に対する助言及び指導
- 共葬墓地の維持管理
- 狂犬病予防管理対策事業

#### ⑤ 施策の指標

##### ✓ 指標の考え方

平成26年度の家庭ごみの排出量は6,249.97トンで、住民1人当たりの排出量は約247.7kgでした。これからも燃やせる家庭ごみの排出の減少策は必要なことから、住民1人当たりの燃やせる家庭ごみ量を指標としました。

指標) 住民1人当たりの燃やせる家庭ごみ量（単位：キログラム）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   | H32   |
|-------------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 248.7       | 247.7       | 245.2 | 242.7 | 240.2 | 237.8 | 235.4 | 233.0 |

**政策 18 居住環境の質の向上**

## 施策 36

### 《水道水を安定して供給するための対策》

#### ① 施策の目的

- 水道水を安定して供給します。

#### ② 現状と課題

- 浄水場運転管理業務、開閉栓業務や、メーター交換業務を包括し、業務の効率化及びコストの縮減を図らなければなりません。また、包括的な業務を委託することで、職員の技術や知識、委託の適正な評価監督ができる人材が課題となることから、人材の育成が必要です。
- 有収率の向上に努めます。
- 水道料金の見直しを含め、財政計画を策定することが必要です。
- 安定した水道水の供給につながる石綿セメント管の更新が必要です。
- 緊急時における浄水場運転の電源確保のための非常用発電機を完備し、緊急時の際に備えています。
- 配水池の耐震化、緊急時の配水確保のため緊急遮断弁の設置について、国の補助金等を活用しながら整備していきます。
- 災害時における行動計画を整備します。

#### ③ 施策の展開

- 業務を包括的に委託することで、業務の効率化とコストの縮減を図り、職員の技術や知識の向上のため、技術講習や研修への参加を行います。
- 有収率の向上の一環として漏水調査や漏水修理を継続して実施します。
- 水道事業財政計画を策定します。
- 石綿セメント管の更新を行い機能の強化を図ります。
- 非常用発電機の保守点検を行いながら、災害等の緊急時に電源を確保します。

- 配水池の機能強化を図り、安定した水道水の供給に努めます。
- 災害時に的確な行動ができるように行動計画を整備して行きます。

#### ④ 関連事業

- 業務の更なる包括的委託
- 職員の技術及び知識の向上
- 漏水調査及び修理による有収率の向上
- 水道事業財政計画の策定
- 石綿セメント管更新事業の継続的な実施
- 災害時の電源確保
- 配水池の機能強化
- 水道施設の維持管理及び計画的な設備更新
- 災害協定による協力業者の確保
- 災害行動計画の策定

#### ⑤ 施策の指標

- ✓ 指標の考え方

石綿セメント管の更新を行うことで、安定した水道水の供給を行えることから、石綿セメント管の更新の割合を指標としました。

（指標）石綿セメント管の更新の割合（単位：％）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27  | H28  | H29  | H30  | H31  | H32  |
|-------------|-------------|------|------|------|------|------|------|
| 84.84       | 86.63       | 87.0 | 89.0 | 91.0 | 93.0 | 94.0 | 96.0 |

## 施策 3 7

### 《下水道を普及推進するための対策》

#### ① 施策の目的

- 衛生環境を向上します。

#### ② 現状と課題

- 平成 2 6 年度末時点で、便所だけではなく台所や風呂等の生活雑排水が衛生的に処理されている割合は、本町の人口の 6 4 % です。便所及び生活排水の衛生的な処理を行う町民がより多くなるよう、さらなる普及促進に努めなければなりません。
- 下水道施設における排水ポンプ等の機械設備及び制御機器等の電気設備等が耐用年数を迎えつつあり、更新費用が今後増加する見通しです。
- 工場等の特定施設から下水道に排水される汚水の水質が下水道法及び水質汚濁防止法等の基準に合致しているか定期的な検査が必要です。
- 今後 1 0 年間で下水道施設の建設を概ね終了させるよう国から求められています。

#### ③ 施策の展開

- 便所及び生活雑排水の衛生的な処理を行う町民がより多くなるよう、下水道への接続工事及び合併処理浄化槽の設置工事への補助を行います。
- 長寿命化計画等を策定し、機械設備及び電気設備等の効率的な更新を行います。
- 工場等の特定施設から排水される汚水の水質検査を行います。
- 平成 2 7 年度に見直しをした下水道基本構想に基づき、下水道施設の建設を行います。

#### ④ 関連事業

- 下水道及び合併処理浄化槽の普及促進
- 下水道施設（機械設備及び電気設備）の更新

- 特定施設等から排水される汚水の水質管理
- 公共下水道の新設

## ⑤施策の指標

### ✓ 指標の考え方

汚水が衛生的に処理されることによる衛生環境の向上を測るため、汚水衛生処理率を指標としました。

汚水衛生処理率とは、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティプラント及び合併処理浄化槽を利用している人口を、行政人口で除して算定した、便所だけではなく台所及び風呂等の生活雑排水が衛生的に処理されている人口の割合を表した指標です。

指標）汚水衛生処理率（単位：％）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27  | H28  | H29  | H30  | H31  | H32  |
|-------------|-------------|------|------|------|------|------|------|
| 61.5        | 64.0        | 64.5 | 66.0 | 67.6 | 69.2 | 70.9 | 72.5 |

## 第5章 自立をめざすまちづくり

人口減少が進み、担い手への負担増が懸念されるなかでは、より多様で幅広い町民のまちづくりへの参加を促し、地域課題を解決する自治の基盤を強化していくことが重要です。そのため、若い世代の定住促進や住民活動の支援、地域内外の交流、女性活躍等を促進するとともに、財政運営と行政サービスの質の向上を図り、自立的で持続可能な美里町をつくります。

### 定住化の促進

若い世代の転出を抑制し、また、一度転出した若い世代が後に美里町に戻ってくるようなまちづくりを進めます。そのために、若い世代を対象にした住環境の整備、起業家支援、企業誘致による雇用の拡大、子育て環境・教育環境の整備などに取り組んでいきます。

### 住民活動の促進

幅広い年齢層の住民が協力して地域課題解決に主体となって取り組むまちづくりを促進していきます。また、ボランティア団体、NPO(\*●)をはじめとする多様な団体の活動を支援していきます。

### 交流の促進

地域内の身近な交流や地域と地域の交流、さらには諸外国との交流など、多くの人たちが行き交うまちづくりを進めます。そのことから、活気にあふれた美里町をつくるとともに、自治の担い手となる人材の育成を図ります。

### 平和行政の推進

子どもから大人まで住民一人ひとりが国際社会に目を向けて、日々の暮らしの中で平和を尊び、戦争のない平和な社会を築いていきます。

## 男女共同参画社会の推進

社会のあらゆる分野において、男女が互いにその人権を尊重しつつ役割も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会(\*●)を実現します。

## 健全な行財政運営

「美里町職員のためのコンプライアンス(\*●)ガイドライン」を遵守するとともに、職員の意識改革、職員の人事評価、組織体制の不断の見直し、住民参画の推進、外部人材の導入など、継続して行政改革に取り組みます。また、財政運営においては、健全な運営の観点から歳出の削減を行うとともに外部人材による財政運営診断を受け、将来も安心して暮らせる持続可能な自治体経営を行います。

## 第5章 自立をめざすまちづくり

## 政策19 定住化の促進

## 施策38 定住化を促進するための対策

## 政策20 住民活動の促進

## 施策39 地域における住民活動を活性化させるための対策

## 政策21 交流の促進

## 施策40 国際交流を促進するための対策

## 施策41 地域間交流を推進するための対策

## 政策22 平和行政の推進

## 施策42 非核・平和社会を実現するための対策

## 政策23 男女共同参画社会の推進

## 施策43 男女共同参画社会を推進するための対策

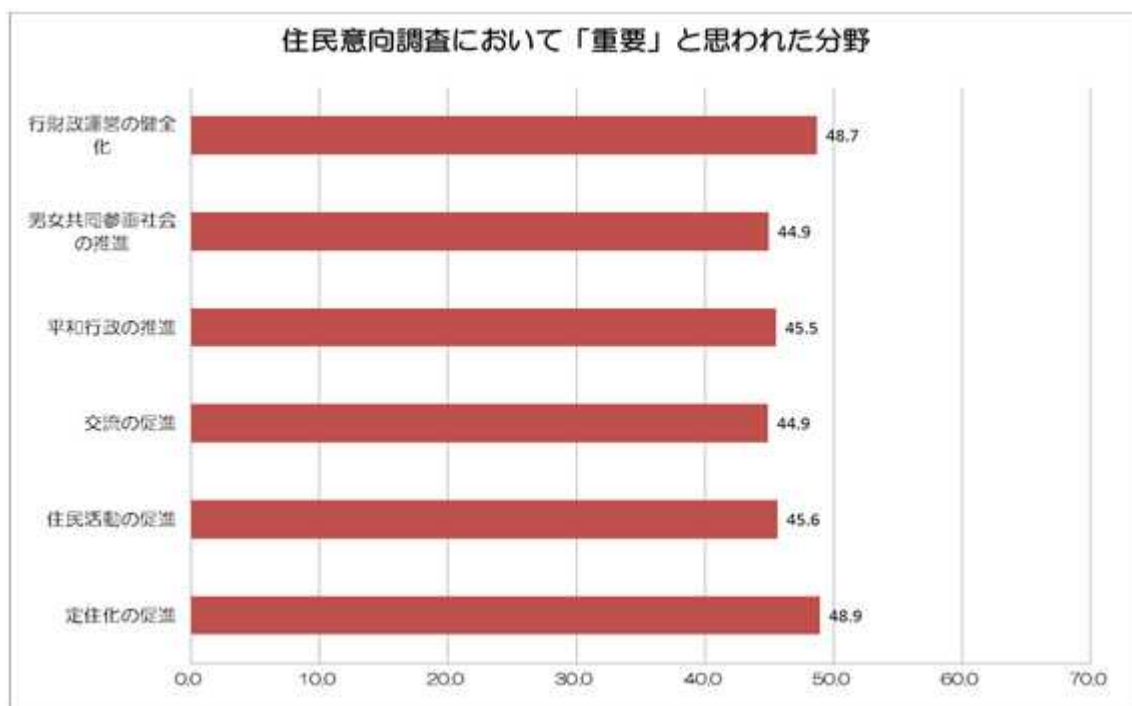
## 政策24 健全な行財政運営

## 施策44 行政運営の効率化を推進するための対策

## 施策45 財政を健全化するための対策

## 施策46 住民の立場に立った行政サービスを提供するための対策





**政策 19 定住化の促進**

## 施策 38

### 《定住化を促進するための対策》

#### ①施策の目的

- 定住・移住しやすいまちをつくります。

#### ②現状と課題

- 少子高齢化の進展により大幅な人口の減少が見込まれている中、特に都市部から離れた地方ほど人口減少が顕著となっています。
- 人口の減少や少子高齢化は、地域活動の担い手の減少、社会保障費の増大等を招き、地域そのものの存在を脅かすものと危惧されます。
- 就学、就職及び婚姻などをきっかけとして転出する人が多く、特に若年者人口の減少が顕著となっています。
- 出生数の減少から自然減少が大きくなってきています。
- 一方で、個性ある地域づくりによって、都市部からの人材が流入している地域もあります。
- 人口減少に対する意識を新たにし、真摯に取り組む必要があります。
- 人口減少対策は住環境、雇用、子育て支援、教育環境、防犯等様々な取組の連携が必要です。

#### ③施策の展開

- 定住するための大きな条件である「住まい」及び「働く場」の確保対策に、市内で連携して取り組んでいきます。
- 若い世代の定住を進めるため、「子育て支援」の充実に努めていきます。
- 婚姻数の増加及び晩婚化の解消に向け、男女の出会いの場をつくっていきます。
- 定住支援策の一環として、空き家・空き地情報の提供を積極的に行います。
- 本町は豊かな自然環境の中にあり、また本町の特長である交通の利便性を生かし、住宅政策の充実、良好な住宅環境づくり及び子育て環境づくりを進めます。

- 本町に「住んでみたい」、「住んでよかった」と思われる住みよい環境を目指し、地域の個性をつくっていきます。

#### ④関連事業

- 持家を取得し、定住する方への支援
- 空き家を活用する方への支援
- 若者向け賃貸住宅の整備
- 後継者対策事業
- 「空き家バンク(\*●)」の運用

#### ⑤施策の指標

##### ✓ 指標の考え方

移住・定住しやすい町になることを目指し、あらゆる手法を展開する中で、その制度面における有効性を図るため、定住促進条例の適用件数を指標としました。

指標) 定住促進条例の適用件数（単位：件）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 0           | 0           | 92  | 102 | 72  | 42  | 32  | 27  |

移住・定住に向けた町の取組が、実際の効果に結びついたかを検証するため、定住促進条例の適用を受け、町外からの定住・移住につながった人数を指標としました。

指標) 町外からの定住・移住人口（単位：人）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 0           | 0           | 221 | 208 | 150 | 93  | 73  | 64  |

**政策 20 住民活動の促進**

## 施策 39

### 《地域における住民の活動を 活性化させるための対策》

#### ①施策の目的

- 住民が身近な問題を話し合い、自ら解決できるまちをつくります。

#### ②現状と課題

- すべての行政区で地域の特色を生かした地域づくり支援事業が行われています。
- 防災意識の高まりから、保存食の備蓄や防災訓練を実施する行政区が増え、訓練を通じたコミュニティ強化が図られています。
- 地域づくり支援事業を活用して、災害時には初期段階の避難所として使用される集会所等に防災備品の整備が図られています。
- 地域で管理運営している施設について、修繕の負担軽減に関する相談が多くあります。
- （財）自治総合センター（\*●）の助成事業を活用したコミュニティ施設及び備品並びに防災備品の整備が図られています。
- 地域を担う人材を育成するために、各地域における活動内容の情報交換や研修等の支援が必要です。
- 地域の中で課題解決のための活動ができるように、「地域が自ら運営し、取り組み、地域の絆が一層深められる」体制作りを目指し、今後は、地域からの応募・提案型の事業への補助金支給も考える必要があります。
- 現在、全国的に地域の活動を支援するNPOやボランティア団体が活躍して、様々な試みによるまちづくりが行われています。
- NPOは法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化に対応できることが期待されています。

- 地域の活動を支援するNPOなどの団体等の中間支援組織(\*●)が重要な存在になっていきます。
- 中間支援組織においても、公的な活動資金の補助に依存しない自立した、かつ、持続的な存在になる必要があります。

### ③施策の展開

- 多様な地域活動を支援します。
- 主体的に取り組む地域づくりを支援します。
- 各地域が取り組む活動について情報交換や地域間相互の研修等を支援します。
- 地域の集会所など欠かすことができない施設の整備・修繕を支援します。
- 人口減少社会を見据えて、行政区内の組織体制の見直しについて、地域の方々と協議・検討していきます。
- 法人化を目指すNPO等の相談窓口を開設します。
- NPO等に対し、活動に役立つ情報を提供します。

### ④関連事業

- 新たに取り組む自主的な地域活動の支援
- 行政区の活動支援
- 地域が必要とする施設整備への支援
- コミュニティ助成事業の継続（活動備品購入）
- 地域づくりの各種情報の提供
- NPO等への法人化への相談窓口
- NPO等への様々な情報提供による支援

## ⑤施策の指標

### ✓ 指標の考え方

地域課題に住民自らが取組み、話し合い、地域それぞれが個性を活かし活性化していくことが重要であることから、地域づくり支援事業への参加者数を指標としました。

指標）地域づくり支援事業への住民の述べ参加者数（単位：人）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27    | H28    | H29    | H30    | H31    | H32    |
|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 18,246      | 20,751      | 20,700 | 20,700 | 20,700 | 20,700 | 20,700 | 20,700 |

**政策 2 1 交流の促進**

## 施策 4 0

### 《地域間交流を推進するための対策》

#### ① 施策の目的

- 新たな交流を生み出します。

#### ② 現状と課題

- 東京都足立区及び福島県会津美里町とイベント等を通じ交流を行っております。
- 東京都足立区、東松島市、福島県会津美里町、兵庫県豊岡市、山形県最上町と「災害時における相互応援に関する協定」を締結しました。
- 広域的な大規模災害等の発生に備え、県内外の市区町村との災害時の相互応援など、新たな地域間の協力が求められています。
- 交流人口を増加させるためには、産業、歴史、文化、物産・観光などの分野における新たな交流の展開が求められています。

#### ③ 施策の展開

- 福島県会津美里町との友好都市協定締結をはじめとして、自治体間の交流事業を実施します。
- 東日本大震災のような広域的な大規模災害に備え、県内外の市区町村との災害時相互応援などの地域間協力について検討します。
- 歴史、文化、物産・観光の分野における新たな交流を推進するとともに、現在、交流を実施している団体などを支援し、交流人口の増加を図ります。
- グリーン・ツーリズム(\*●)の受入農家及び農家レストランを起業する方を支援するなど、都市農村交流を進めます。
- ふるさと納税の返礼品として地元物産品を活用し、物産品をとおしての交流を図ります。

#### ④ 関連事業

- 災害時応援協定締結自治体との相互交流
- 農業体験型の滞在事業の実施
- 物産観光協会等関係団体との連携
- ふるさと納税の専用サイト開設
- 施策２９と連携

#### ⑤ 施策の指標

##### ✓ 指標の考え方

災害時の単なる相互応援に終わらず、日ごろからのつながりも兼ね備えた結びつきになっているかを図るため、地域間交流人口及び受入協力世帯数を指標としました。

指標）災害時相互応援協定等を締結している自治体等との地域間交流人口

（単位：人）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 274         | 176         | 180 | 190 | 200 | 210 | 220 | 230 |

## 施策４１

### 《国際交流を促進するための対策》

#### ① 施策の目的

- 国際社会に対応できる人材を育成します。

#### ② 現状と課題

- 米国ミネソタ州ウィノナ市と姉妹都市協定を結び、中高生を中心とする相互訪問を行っています。
- 町内在住外国人と交流を行い、多文化共生社会(\*●)の推進に努めています。



- 国際交流協会との連携・協力による事業を実施しています。

### ③施策の展開

- 地域の国際化を推進するために、姉妹都市から訪問団を受入れ、各種交流を行います。
- 国際社会に目を向けた人材を育成するため、住民を積極的に姉妹都市へ派遣します。
- 在住外国人との交流を進めます。
- 国際交流関係団体を支援するとともに、連携・協力して事業を実施していきます。

### ④関連事業

- 米国ミネソタ州ウィノナ市訪問団受入事業
- 中高生アメリカ派遣事業
- 国際交流フェスタ事業
- アメリカ語学留学支援事業
- 在住外国人のための日本語講座
- 日中友好協会との協働

### ⑤施策の指標

#### ✓ 指標の考え方

これからのさらなる国際化社会に向けて、多文化へ興味関心を持つ人の増加は、国際化社会への進展につながることから、国際交流事業への参加者数を指標としました。

指標）国際交流事業への参加者数（単位：人）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 641         | 738         | 670 | 670 | 670 | 670 | 670 | 670 |

**政策 2 2 平和行政の推進**

## 施策 4 2

### 《非核・平和社会を実現するための対策》

#### ① 施策の目的

- 平和な社会を実現する人材を育てます。

#### ② 現状と課題

- 本町では、核兵器廃絶と世界の恒久平和に向けて、平成18年6月に非核・平和都市であることを宣言しました。
- 中学生を対象とした平和学習事業をはじめ、原爆パネル展を開催するなど、平和行政を推進するための取組を行っています。
- 戦争から70年以上経過し、過去の戦争体験や被爆体験の風化、さらには平和の尊さに対する意識の希薄化が懸念されます。

#### ③ 施策の展開

- 中学生を中心とした平和教育に努めます。
- 平和展を開催し、非核・平和について啓発します。
- 平和の尊さを学ぶ学習機会を提供します。

#### ④ 関連事業

- 被爆地等への訪問団の派遣
- 平和展の開催
- 平和に関係する講演会等の実施

#### ⑤ 施策の指標

- ✓ 指標の考え方

平和に関して啓発を積極的に行うことは、施策の目的に直接、効果をもたらすことから、「平和」に関連するイベント・行事への参加者数を指

標としました。

指標)「平和」に関連するイベント・行事への参加者数(単位;人)

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 115         | 295         | 300 | 305 | 310 | 315 | 320 | 325 |

**政策 2 3 男女共同参画社会の推進**

**施策 4 3**

**《男女共同参画社会を推進するための対策》**

**⑤ 施策の目的**

- 住民一人ひとりが活躍できるまちをつくります。

**⑥ 現状と課題**

- 日本国憲法で、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められています。
- 性別による固定的な役割分担等を反映した諸問題は解決されたとは言えない状況です。
- 人口減少及び少子高齢化の進展に伴い、女性の労働力や社会進出が求められています。
- 社会参加を希望する女性を支援する制度等も不可欠となります。
- 町では、男女が互いにその人権を尊重しつつ、一人ひとりが活躍できる男女共同参画社会を実現するため、平成20年3月に美里町男女共同参画推進基本計画を策定しました。
- 関係機関と連携を図りながら、ドメスティックバイオレンス(\*●)、セクシャルハラスメント(\*●)、ストーカー行為(\*●)の被害防止活動や相談窓口の設置が求められています。

**⑦ 施策の展開**

- 男女共同参画社会への正しい理解を進めます。
- 「広報みさと」やホームページ等を活用した情報提供、男女共同参画週間のキャンペーン、講演会・研修会の開催等による啓発事業を行います。
- 町の政策形成の場に女性の意見を反映させるため、附属機関における女性の参画機会の拡大に努めます。
- 関係機関・団体との連携強化を図り、男女共同参画社会の実現に取り組み

ます。

- ドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメント、ストーカー行為の被害防止のための相談窓口の設置及び相談活動を行い、警察など関係機関との連携を図ります。

## ⑧ 関連事業

- 男女共同参画に係る研修会の実施
- 男女共同参画社会に関する啓発活動
- 男女共同参画懇話会の開催
- 附属機関における女性の参画機会の拡大
- 被害者相談窓口の継続と関係機関との連携
- 男女共同参画推進計画の見直し

## ⑤ 施策の指標

### ✓ 指標の考え方

女性の社会進出が求められる時代において、町的意思決定に際し、男女それぞれの意見を聞くことが重要であると考え、附属機関への登用率及び登用が進む附属機関の割合を指標としました。

指標) 町の附属機関への女性委員の登用率(単位: %)

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27  | H28  | H29  | H30  | H31  | H32  |
|-------------|-------------|------|------|------|------|------|------|
| 30.1        | 31.0        | 30.0 | 30.0 | 30.0 | 30.0 | 30.0 | 30.0 |

### ✓ 指標の考え方

町の附属機関それぞれでの女性委員の登用に対する意識を測るため、附属機関のうち、女性委員が30%以上である附属機関の割合を指標としました。

指標) 附属機関のうち女性委員が30%以上である附属機関の割合(単位: %)

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27  | H28  | H29  | H30  | H31  | H32  |
|-------------|-------------|------|------|------|------|------|------|
| 31.4        | 34.2        | 34.0 | 34.0 | 34.0 | 34.0 | 34.0 | 34.0 |

**政策 2 4 健全な行政運営****施策 4 4****《行政運営の効率化を推進するための対策》****①施策の目的**

- 「最少の経費」で「最大の効果」をあげるため、限られた「ヒト、モノ、カネ」を意識しながら、住民ニーズに柔軟に対応できる組織運営を行います。

**②現状と課題**

- 総合計画の着実な推進を図るため、平成25年度から予算及び決算と連携した実施計画の作成を開始し、施策目標達成のための事務事業を明確にし、「政策・施策形成に係る管理調書」を作成し、毎年度、夏季に政策協議を実施しながら、目標達成に向けたブラッシュアップ(\*●)を行ったが、課題解決に結びつく事務事業の見直しを進めるまでには至りませんでした。
- 政策評価委員会を開催し、テーマを絞って政策評価(\*●)を行いました。評価委員会で指摘された改善点に対しての取組が不十分でした。
- 取組が進まない原因は、組織マネジメントや政策形成能力の不足だと考えています。
- 一方で、目標の達成を意識しすぎ、目標を達成することが業務の目的になる、「手段の目的化」(\*●)に陥らないためには、業務の目的意識の共有が必要です。
- マネジメント・サイクル(\*●)は、庁内において、検討が進み、行政評価システム(\*●)の導入を進めることとし、平成28年度から本格的に稼働するとともに、透明性を高めていくこととしました。
- 平成24年3月に「第2次美里町定員適正化計画」を策定し、指定管理者制度の導入、退職不補充等により、財政の健全化に資するため、職員数の適正化に努めてきましたが、一方で、非正規職員といわれる臨時・非常勤職員の増加による労務管理の増大、責任の明確化等が、組織管理上の課題となっています。

- 個々の職員が持つ能力を最大限活用できるよう、職員のスキルアップを目指し、平成25年5月に「美里町職員人材育成基本方針」を策定し、職員研修を進めてきましたが、人を育てる職場環境（職場風土）の形成までには至っていません。
- 職員の勤務成績及び職務に関連した適性、能力等を的確に把握し、その結果を適正な処遇（昇給、勤勉手当の成績率等）に反映させるとともに、人材育成、人事配置等に生かすことにより、職員個々の資質及び能力の向上並びに勤務意欲の高揚を図り、行政組織全体の公務能率向上に寄与するため、人事評価制度の確立が求められています。
- 平成24年4月に「第2次美里町行政改革大綱」を策定し、開かれた、公正で透明性の高い行政システムの確立等の7つの柱を掲げ、取組項目に目標を設定し、スケジュールを可視化し、取組を進めてきましたが、実効性を十分に確保できませんでした。
- 組織全体の行政運営の効率化を図るために、内部統制の強化が必要ですが、業務管理（スケジュール管理、可視化・標準化）の仕組みが組織的に十分に確立されていないことから、説明責任を果たすことのできる組織運営を実践する必要があります。

### ③施策の展開

- 行政評価システムを活用した、公正で透明性の高いマネジメント・サイクルを確立します。
- 政策を実現するための、組織マネジメント及び政策形成能力を強化します。
- 専門性の高い政策を確実に実施するため、学術機関との連携を活かします。
- 施設の統廃合、委託化等を視野に入れた第3次美里町定員適正化計画を策定し、職員数の適正な管理を行います。
- 美里町人材育成基本方針に基づき、職員の階層や職種ごとの中期研修計画を制定し、目指す職員像を実現するため、自ら学ぶ職場の学習風土づくりを進めます。
- 5S活動(\*●)のような身近な取組を推奨しながら、職場内研修(OJT)の実践を柱とした職場づくりに努めます。
- 平成28年4月に制定した美里町職員の人事評価実施規程に基づき、人

事評価を導入し、能力評価（能力・態度）と業績評価の2つの側面から評価を実施します。

- 職員の定員適正化計画、公共施設等総合管理計画、財政健全化計画を踏まえた第3次美里町行政改革大綱を策定し、内部統制の強化、仕組みの確立等組織の運営基盤の強化を図ります。

#### ④関連事業

- 総合計画の進捗管理
- 政策評価の実施
- 公立大学法人宮城大学との地域連携協定の活用
- 行政評価の実施
- 行政改革の推進
- 財政健全化計画の策定
- 公共施設等総合管理計画
- 委託化基本方針に基づいた事務事業の推進
- 第3次定員適正化計画の策定

#### ⑤施策の指標

##### ✓ 指標の考え方

美里町の政策の基本となる着実な進捗を客観的に判断し、その進捗を測りながらマネジメントを行うため、主要施策の目標達成状況を目標としました。

指標）主要施策の目標達成状況の割合（％）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27  | H28  | H29  | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|------|------|------|-----|-----|-----|
| 45.2        | 58.1        | 70.0 | 82.0 | 94.0 | 100 | 100 | 100 |



## ✓ 指標の考え方

職員人件費の抑制に努め、財政の健全化を維持するために、経常収支比率のうちの人件費の割合を指標としました。

指標）経常収支比率のうち人件費（単位：％）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27  | H28  | H29  | H30  | H31  | H32  |
|-------------|-------------|------|------|------|------|------|------|
| 24.0        | 24.3        | 24.0 | 24.0 | 24.0 | 24.0 | 24.0 | 24.0 |

## ✓ 職員の資質向上につながる職員研修を開催し、その参加職員数を指標としました。

指標）派遣研修、庁内研修の参加実績数（単位：人）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 582         | 564         | 600 | 600 | 600 | 600 | 600 | 600 |

## 施策４５

### 《財政を健全化するための対策》

#### ①施策の目的

- 安定した行財政運営を維持します。

#### ②現状と課題

- 実質公債費比率(\*●)や地方債残高の減少については、目標どおり達成し、公債費が減少していることは、今後の財政運営にプラスになります。
- 総合計画と財政計画との連動に常に意識をして行ってきたものの、結果的に、町の自主財源が少ないために、各年度に確保された歳入の範囲内で事業を進めていくことになり、町の財政運営が、国の経済対策による一括交付金や国庫支出金等の財源に頼らざるをえない状況となっています。

- 国庫支出金等の財源を有効に活用しつつ、自らの財政計画を堅持しながら、総合計画と連動した施策の実施が必要です。
- 美里町債権管理条例を制定し、町の債権管理手続きを明確にしました
- 徴収対策課を設置以降、町税と国民健康保険税を併せた未収金は、ピーク時の平成20年度末と平成26年度とを比較すると、4億2千万円の大幅な縮減ができました。また、徴収対策課内に納付推進室（通称 美里町納付推進センター）を設置し、電話で未収金の納入を早期に呼びかけることで、現年度の収納向上が図られました。町税現年度では、目標とする収納率98%を達成しました。
- 平成21年度に設置された宮城県地方税滞納整理機構は、平成29年度を持って解散が見込まれているため、それに代わる広域連携について検討しております。徴税吏員の確保と徴収技法等のスキルアップが課題となります。
- 人口減少社会が到来するなか公共施設の最適配置、最適規模、更新時期及び財政支出の平準化を図るため、公共施設等総合管理計画を策定する必要があります。

### ③施策の展開

- 地方交付税の減少に対応した財政計画の策定が必要であり、財政規模に見合った事業の見直しを行っていきます。
- 徴収率向上及び滞納額減少の傾向を持続するため、収納対策を継続していきます。
- 納税意識を向上させる施策として、租税教育の取り組みを積極的に進めます。
- 法令を遵守した債権の管理と徴収を強化し、これまで以上に徴収の実績を拡大していきます。
- 施設の老朽化が進んでいるなか、適正な施設管理を確立します。
- 施設の統廃合を含めた施設の適正な配置を検討し、実施していきます。

#### ④関連事業

- 財政健全化計画の策定
- 住民への町の財政状況の周知
- 公共施設の適正な配置の検討
- 遊休財産の利活用

#### ⑤施策の指標

##### ✓ 指標の考え方

町の収入に対する借入金返済の割合（実質公債費比率）の割合を低下させることで、町の財源の確保につなげるため、実質公債費比率の割合を目標としました。

指標）実質公債費比率の割合（単位：％）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27  | H28  | H29  | H30  | H31  | H32 |
|-------------|-------------|------|------|------|------|------|-----|
| 14.3        | 12.8        | 12.0 | 11.5 | 11.0 | 10.5 | 10.0 | 9.5 |

町の重要な自主財源である町税（町民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税）の収納率を高め、維持することは安定的な財政につながることから、町税の収納率を目標としました。

指標）町税（町民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税）の収納率（現年度分）

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   | H32   |
|-------------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 98.43       | 98.69       | 98.75 | 98.80 | 98.85 | 98.90 | 98.95 | 99.00 |

## 施策 4 6

### 《住民の立場に立った行政サービスを提供するための対策》

#### ①施策の目的

- 住民の立場に立った質の高い行政サービスを提供し、住民満足の上昇に資することを目的とする。

#### ②現状と課題

- 急速な高度情報化がもたらす社会構造の変化により住民ニーズの多様化が進み、行政サービスに求められる質の向上や範囲の拡大が求められている状況にあります。
- 住民と行政の信頼関係を構築するために欠かせないコミュニケーション手段となるのが「広報広聴」であり、迅速で正確な情報の提供を行うとともに、町政への住民参画の機会を拡充し、住民ニーズを的確に把握することが、今後、ますます必要となります。
- これまで、スマートフォンやタブレット(\*●)等の普及拡大に適用するため「広報みさと」の電子書籍化、町の事業に係るフェイスブックページ(\*●)の運用にも取り組んできました。
- 日々進歩するICT(\*●)を活用した利便性の向上を検討しながら、情報の発信手段である広報紙やホームページ等の特性を生かした発信情報の整理が重要となります。
- 情報公開条例を制定し、積極的な情報の公開に取り組んでいます。
- 町政相談員の設置、コンプライアンスのガイドライン、苦情申出に関する規程を整備し、住民の意見及び要望が町政に反映し易い環境整備に取り組んできました。
- 住民から寄せられた情報を組織内で共有し、迅速かつ適切に対応するために、同様なケースで異なった対応とならないように「町民の声対応マニュアル」を策定するとともに、来庁者が円滑に用件を済ませることができるよう、横断的な相談窓口機能を持った「総合案内相談窓口」を開設し、

仕組みづくりに努めました。今後は、改善を加えながら機能性を高めていく必要があります。

- 平成26年4月にパブリックコメント(\*●)条例を定め、政策等を決定する過程において住民の意見を広く取り入れ、手続の透明性を確保しましたが、職員への運用の徹底が必要です。
- 附属機関等の委員選任については、公募による委員の選任に努めます。
- 地域担当制の導入等、地域の課題把握等に努めてきましたが、住民の声を行政運営に反映させる仕組みが十分ではなく、幅広い住民の声が集まらない状況にあります。
- 組織全体として広聴機能の必要性を再認識するとともに、地域住民のまちづくり活動を通じて、町政に対する住民の参画意識の向上を図ります。
- 住民の利便性の向上を図るため、コンビニエンスストアによる町税等の納付推進に努めてきました。今後は、個人番号カード(\*●)の有効活用を検討し、住民サービスの向上に努める必要があります。

### ③施策の展開

- 行政情報や住民の生活に関する情報を正確かつ迅速に公開・提供し、住民との情報の共有化及び、住民参画の促進を図り、住民満足の向上を目指します。
- 多様な電子媒体での情報発信を検討し、広報広聴アンケート調査を行い、積極的な情報提供と住民意向の把握等に努めます。
- 平成27年4月から、新たな取組として実施した「町民の声対応マニュアル」、「総合案内相談窓口」について、必要な改善の取組を進めます。
- 住民の意見、要望を聴く機会を充実するため、住民懇談会の開催に努めます。
- 窓口サービスの在り方については、個人番号カードの交付状況を見極めながら、諸証明のコンビニエンスストアでの交付をはじめ、手続の電子申請の検討を進めます。

#### ④関連事業

- 積極的な情報の公開
- 「広報みさと」及びホームページの充実
- 多様な媒体・方法による広報活動の推進
- 住民の意見、要望が町政に反映しやすい環境の整備
- 住民の意見、要望を聴く機会の充実
- 窓口サービスの充実

#### ⑤施策の指標

##### ✓ 指標の考え方

広報広聴アンケート調査による満足度及び外部評価による職員の接遇対応評価の向上を測ることによって、行政サービスの向上につなげることから、満足度の割合及び接遇評価を指標としました。

##### 指標）満足度の割合

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| —           | —           | —   | 2.8 | —   | 3.0 | —   | 3.2 |

※ 平成28年度からの新たな取組みとして、隔年調査を実施します。

##### 指標）外部評価による職員の接遇対応評価の評価基準に基づく評価点

| H25<br>(実績) | H26<br>(実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 3.2         | 3.4         | 3.5 | 3.6 | 3.7 | 3.8 | 3.9 | 4.0 |

※ 外部評価の採点は、職員の来客対応や電話対応だけでなく、職場の清潔感、整理整頓などの施設環境を含めたものを5点満点で評価した結果の平均点となります。

## 重点実施施策

主要課題に対し重点的に実施する“重点実施施策”を設定しました。

| 重点実施施策                       |                           | 「地域産業の発展<br>と雇用の拡充」<br>に向けて | 「人口減少と人口<br>の高齢化の抑止」<br>に向けて | 「子育て環境<br>の整備」<br>に向けて | 「教育環境の充実<br>と人材育成」<br>に向けて |
|------------------------------|---------------------------|-----------------------------|------------------------------|------------------------|----------------------------|
| <b>第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり</b>  |                           |                             |                              |                        |                            |
| <b>政策1 社会教育の充実</b>           |                           |                             |                              |                        |                            |
| 施策2                          | 読書普及による知識の向上              |                             |                              |                        | ★                          |
| <b>政策2 学校教育の充実</b>           |                           |                             |                              |                        |                            |
| 施策3                          | 個性・心・基礎的学力を重視した教育の推進      |                             |                              |                        | ★                          |
| 施策6                          | 安全・安心を確保するための対策           |                             |                              |                        | ★                          |
| 施策8                          | 就学前教育の充実                  |                             |                              |                        | ★                          |
| <b>第2章 健やかで安心なまちづくり</b>      |                           |                             |                              |                        |                            |
| <b>政策5 保健の充実</b>             |                           |                             |                              |                        |                            |
| 施策12                         | 健やかな母子保健活動の推進             |                             |                              | ★                      |                            |
| <b>政策6 医療の充実</b>             |                           |                             |                              |                        |                            |
| 施策14                         | 救急医療体制・広域医療体制の整備と充実       |                             | ★                            |                        |                            |
| <b>政策10 子育て支援の充実</b>         |                           |                             |                              |                        |                            |
| 施策18                         | 働きながら子育てを行う家族を支援するための対策   |                             |                              | ★                      |                            |
| 施策19                         | 出産や子育てに不安な家族を支援するための対策    |                             |                              | ★                      |                            |
| <b>第3章 力強い産業がいきづつまちづくり</b>   |                           |                             |                              |                        |                            |
| <b>政策11 農林業の振興</b>           |                           |                             |                              |                        |                            |
| 施策21                         | 多様な生産者の確保と事業の円滑な推進        | ★                           |                              |                        |                            |
| 施策22                         | 農地の高度利用と産地形成の促進           | ★                           |                              |                        |                            |
| 施策23                         | 個性を活かした魅力ある農産物の展開         | ★                           |                              |                        |                            |
| 施策25                         | 流通及び販路の充実                 | ★                           |                              |                        |                            |
| <b>政策12 工業の振興</b>            |                           |                             |                              |                        |                            |
| 施策27                         | 工業を振興するための対策              | ★                           |                              |                        |                            |
| <b>政策13 商業・サービス業の振興</b>      |                           |                             |                              |                        |                            |
| 施策28                         | 商業・サービス業を振興するための対策        | ★                           |                              |                        |                            |
| 施策29                         | 物産・観光を振興させるための対策          | ★                           |                              |                        |                            |
| <b>第4章 暮らしやすさを実現できるまちづくり</b> |                           |                             |                              |                        |                            |
| <b>政策15 地域基盤の確立</b>          |                           |                             |                              |                        |                            |
| 施策32                         | 公共交通網を確立するための対策           |                             | ★                            |                        |                            |
| <b>政策16 生活安全の確保</b>          |                           |                             |                              |                        |                            |
| 施策34                         | 安全、安心な交通環境、防犯体制を確立するための対策 |                             | ★                            |                        |                            |
| <b>第5章 自立をめざますまちづくり</b>      |                           |                             |                              |                        |                            |
| <b>政策19 定住化の促進</b>           |                           |                             |                              |                        |                            |
| 施策38                         | 定住化を促進するための対策             |                             | ★                            |                        |                            |

地方にしごとをつくり、  
安心して働けるよう  
にする

## 「地域産業の発展と雇用の拡充」に向けて

### ① 重点実施施策

- 施策２１ 多様な生産者の確保と事業の円滑な推進
- 施策２２ 農地の高度利用と産地形成の促進
- 施策２３ 個性を活かした魅力ある農業の展開
- 施策２５ 流通及び販路の充実
- 施策２７ 工業を振興するための対策
- 施策２８ 商業・サービス業を振興するための対策
- 施策２９ 物産・観光を振興させるための対策



## ASAHI プロジェクト

それぞれの産業構造が、時代とともに変化していく中であって、地域における産業経済基盤の基本的な環境設定に刷新が求められます。

構造的変化の渦中にある現在、基礎的な生活圏を中心として域外との交易を活性化させ、域内の循環性を高めていく、そうした複眼的な視点と自律的な発展戦略の構築がますます重要になってきています。

本町が持つ潜在的な機能と価値を再認識し、ヒトの流れを変え、モノの流れを変え、生産・流通・販売の流れに変化を生む新たなプラットフォームを形成することにより、産業経済基盤の基本的な環境設定を刷新し、地域経済の持続的な発展と好循環を実現することが強く求められています。

### ①プロジェクトの理念

|   |          |   |                         |
|---|----------|---|-------------------------|
| A | lways    | ～ | いつでも                    |
| S | mile     | ～ | 笑顔で                     |
| A | ctive    | ～ | 活力にあふれ                  |
| H | appiness | ～ | <sup>しあわせ</sup> 幸福を実感する |
| I | ndustry  | ～ | 産業創造                    |

### ②プロジェクトの目的

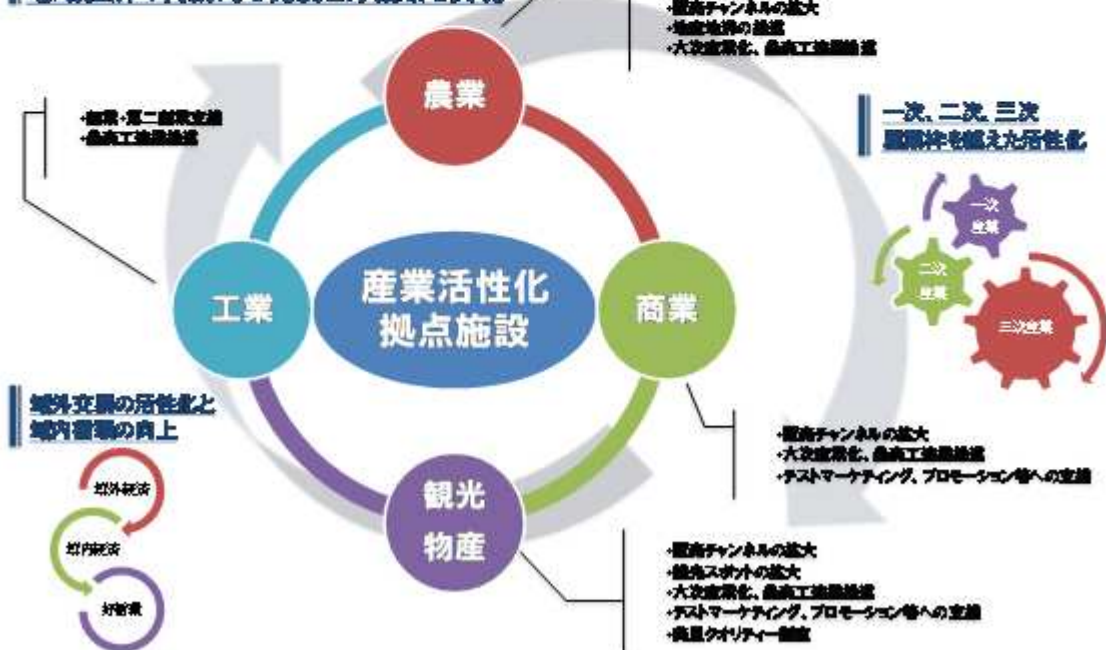
- 地域経済の持続的な発展と好循環の実現

## ASAHIプロジェクト

|       | 人材育成プロジェクト                                                                                              | 産地形成・創業<br>チャレンジプロジェクト                                                                                                                            | 付加価値向上<br>プロジェクト                                                                                                                                                                  |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一次産業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産官能評価士化の推進</li> <li>・多様な職業観を有する若者の育成及び支援（電子農業、二次産業）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域振興作物の栽培競争</li> <li>・先進生産、輸出・販路拡大支援</li> <li>・実務研修の促進</li> <li>・販路作りチャレンジ支援</li> <li>・産地形成の促進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売チャネルの拡大</li> <li>・産地地場の振興</li> <li>・六次産業化・農商工連携推進</li> <li>・観光農家の開発支援</li> <li>・実業クオリティー創出</li> </ul>                                   |
| 第二次産業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンストップ相談窓口</li> <li>・中途半端な若者の地域化支援</li> <li>・第二産業支援</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネスマッチングへの支援</li> <li>・産学共同開発などへの支援</li> <li>・観光農家の開発支援</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・六次産業化・農商工連携推進</li> <li>・実業クオリティー創出</li> </ul>                                                                                             |
| 第三次産業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中途半端な若者の地域化支援</li> </ul>                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光・第二産業支援</li> </ul>                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売チャネルの拡大</li> <li>・観光農家の拡大</li> <li>・六次産業化・農商工連携推進</li> <li>・テストマーケティング、プロモーション等への支援</li> <li>・観光農家の開発支援</li> <li>・実業クオリティー創出</li> </ul> |

### 新たなプラットフォームの形成

地域経済の持続的な発展と好循環を実現



## 産業活性化拠点施設整備プロジェクト

地方への新しいひと  
の流れをつくる

「人口減少と人口の高齢化の抑止」に向けて

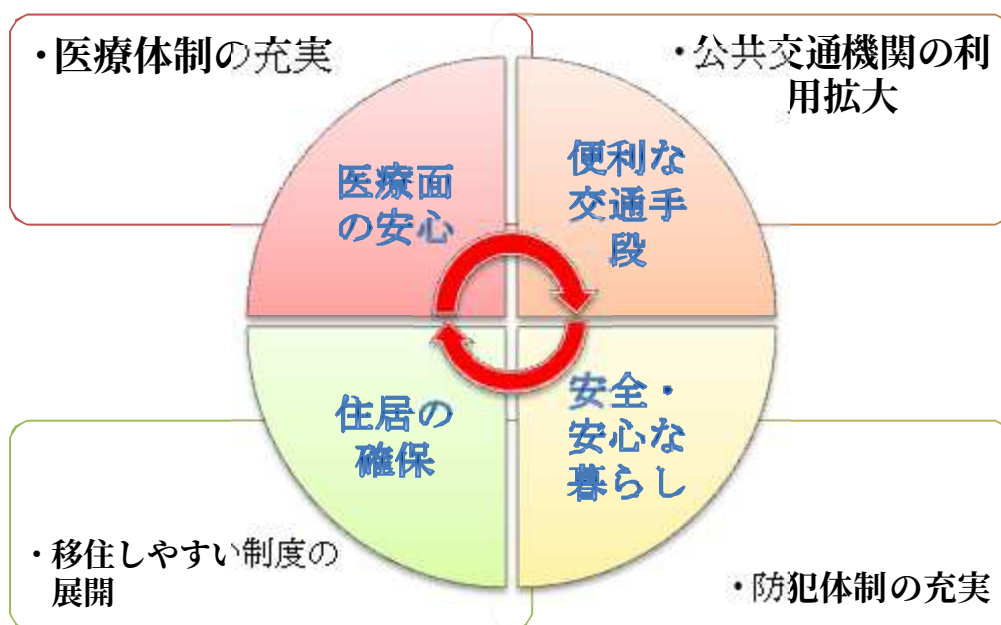
## ① 重点実施事業

施策14 救急医療体制・広域医療体制の整備と充実

施策32 公共交通網を確立するための対策

施策34 安全、安心な交通環境、防犯体制をするための対策

施策38 定住化を促進するための対策



若い世代の結婚・出産・  
子育ての希望をかなえる

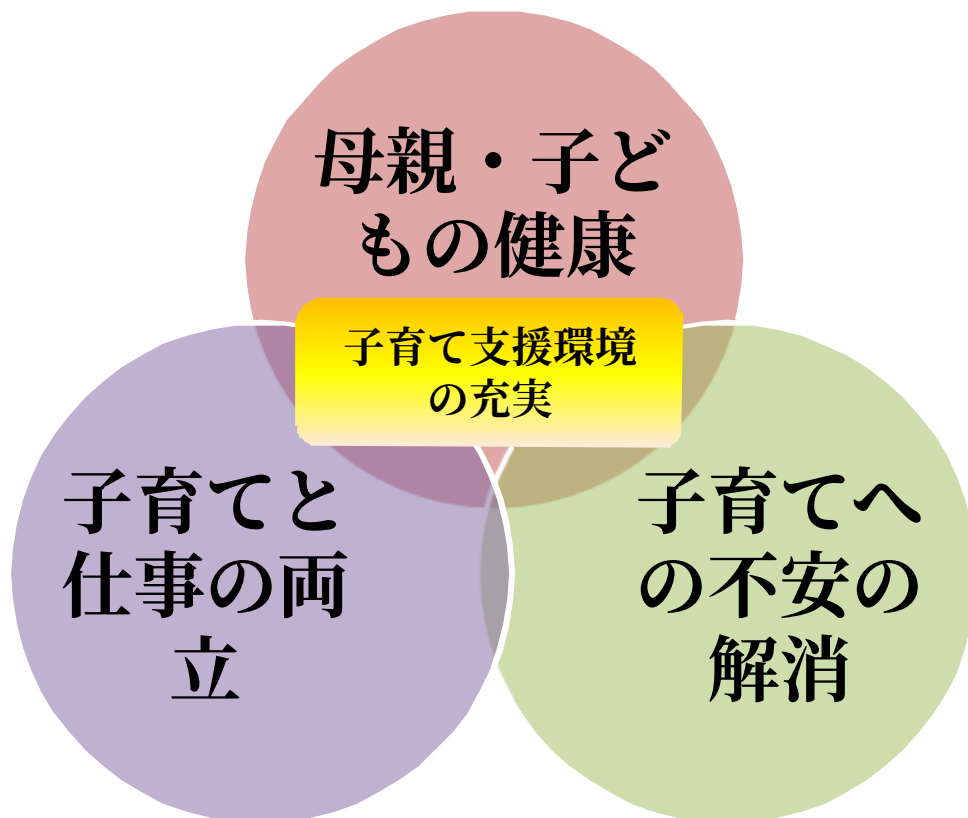
## 「子育て環境の整備」に向けて

### ① 重点実施施策

施策１２ 健やかな母子保健活動の推進

施策１８ 働きながら子育てを行う家族を支援するための対策

施策１９ 出産や子育てに不安な家族を支援するための対策



時代にあった地域づくり  
(ふるさとづくりの推進)

## 「教育環境の充実と人材の育成」に向けて

### ① 重点実施施策

施策2 読書普及による知識の向上

施策3 個性・心・基礎的学力を重視した教育の推進

施策6 安全・安心を確保するための対策

施策8 就学前教育の充実



## 住民意向調査結果

平成27年7月に実施した「住民意向調査」の調査結果概要については、下記のとおりです。

### 1 調査内容

この「住民意向調査」は、平成18年7月、平成23年7月の町の総合計画の策定及び見直しにあわせてそれぞれ実施し、今回の調査で3回目となりました。過去の結果と比較し、住民意識の変化を測りながら政策の実施がどう評価されているかを把握するため、過去の設問と原則変更しないものです。

2 調査期間は、平成27年7月15日から同年7月31日までとしました。

3 調査内容は、「属性調査」、「個別の政策に係る満足度及び重要度の調査」及び「政策内における優先施策調査」としました。

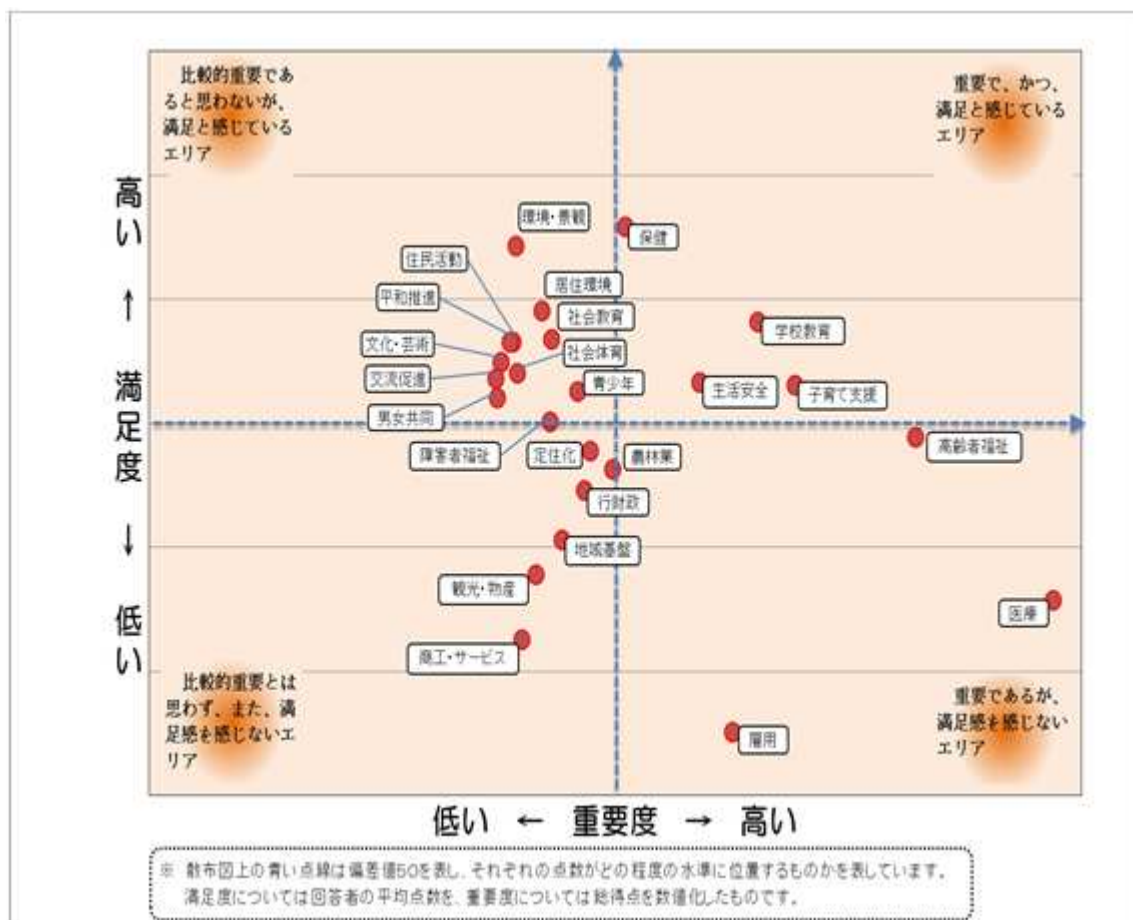
| 調査対象者 | 1,199 | 平成27年6月1日時点で、満19歳以上の住民1,199人に調査協力いただきました。アンケートの対象は、満19歳以上の全住民から、年齢階層別（5歳階級）、性別、地区別に応じた割合を乗じ、調査対象者を無作為に抽出しました。 |              |       |        |
|-------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------|--------|
| 回収数   | 1,156 |                                                                                                               |              |       |        |
| 回収率   | 96.4% |                                                                                                               |              |       |        |
| 性別    | 人数    | 構成比                                                                                                           | 職業           | 人数    | 構成比    |
| 男性    | 507   | 43.9%                                                                                                         | 会社員・公務員・団体職員 | 363   | 31.4%  |
| 女性    | 606   | 52.4%                                                                                                         | パート・アルバイト    | 137   | 11.9%  |
| 記載なし  | 43    | 3.7%                                                                                                          | 農業・林業・漁業     | 76    | 6.6%   |
| 合計    | 1,156 | 100.0%                                                                                                        | 会社・団体職員      | 29    | 2.5%   |
|       |       |                                                                                                               | 自営業者         | 49    | 4.2%   |
| 年齢別   | 人数    | 構成比                                                                                                           | 家事手伝い        | 5     | 0.4%   |
| 20歳代  | 110   | 9.5%                                                                                                          | 学生           | 25    | 2.2%   |
| 30歳代  | 158   | 13.7%                                                                                                         | 主婦           | 155   | 13.4%  |
| 40歳代  | 152   | 13.1%                                                                                                         | 無職           | 252   | 21.8%  |
| 50歳代  | 193   | 16.7%                                                                                                         | その他          | 29    | 2.5%   |
| 60歳代  | 228   | 19.7%                                                                                                         | 記載なし         | 36    | 3.1%   |
| 70歳代  | 151   | 13.1%                                                                                                         |              | 1,156 | 100.0% |
| 80歳以上 | 135   | 11.7%                                                                                                         |              |       |        |
| 記載なし  | 29    | 2.5%                                                                                                          |              |       |        |
| 合計    | 1,156 | 100.0%                                                                                                        |              |       |        |

| 政策別の満足度         | 回答数  | 未回答数 | 今回<br>(H27) | 前回<br>(H23) | 比較    |
|-----------------|------|------|-------------|-------------|-------|
| 第1 社会教育の充実      | 1084 | 72   | 56.7        | 56          | 0.7   |
| 第2 学校教育の充実      | 1054 | 102  | 57.1        | 57.1        | 0.0   |
| 第3 青少年の健全育成     | 1062 | 94   | 55.4        | 55.6        | △ 0.2 |
| 第4 文化・芸術の振興     | 1058 | 98   | 56.1        | 56.2        | △ 0.1 |
| 第5 社会体育の振興      | 1056 | 100  | 55.9        | 55.7        | 0.2   |
| 第6 保健の充実        | 1079 | 77   | 59.3        | 59.4        | △ 0.1 |
| 第7 医療の充実        | 1063 | 93   | 50.5        | 51.2        | △ 0.7 |
| 第8 高齢者福祉の充実     | 1052 | 104  | 54.4        | 55.7        | △ 1.3 |
| 第9 障害者福祉の充実     | 1009 | 147  | 54.7        | 54.6        | 0.1   |
| 第10 子育て支援の充実    | 1013 | 143  | 55.6        | 56.6        | △ 1.0 |
| 第11 農林業の振興      | 1014 | 142  | 53.6        | 53.9        | △ 0.3 |
| 第12 商工・サービス業の振興 | 1002 | 154  | 49.6        | 48.9        | 0.7   |
| 第13 観光・物産の振興    | 1028 | 128  | 51.1        | 51.1        | 0.0   |
| 第14 雇用の創造       | 1027 | 129  | 47.4        | 45.3        | 2.1   |
| 第15 地域基盤の確立     | 1062 | 94   | 52.0        | 50.9        | 1.1   |
| 第16 生活安全の確保     | 1059 | 97   | 55.7        | 52          | 3.7   |
| 第17 環境・景観の保全・創造 | 1055 | 101  | 58.9        | 58.6        | 0.3   |
| 第18 居住環境の質の向上   | 1034 | 122  | 57.3        | 56.1        | 1.2   |
| 第19 定住化の促進      | 1034 | 122  | 54.0        | 53.6        | 0.4   |
| 第20 住民活動の促進     | 1020 | 136  | 56.6        | 56.8        | △ 0.2 |
| 第21 交流の促進       | 1009 | 147  | 55.7        | 57          | △ 1.3 |
| 第22 平和行政の推進     | 1016 | 140  | 56.6        | 57.3        | △ 0.7 |
| 第23 男女共同参画社会の推進 | 1009 | 147  | 55.3        | 56.4        | △ 1.1 |
| 第24 行財政運営の健全化   | 983  | 173  | 53.1        | 52.2        | 0.9   |
| 意向調査全体          |      |      | 54.7        | 54.5        | 0.2   |

| 政策別の満足度及び重要度の偏差値(*4) | 重要度<br>偏差値 | 満足度<br>偏差値 |
|----------------------|------------|------------|
| 第1 社会教育の充実           | 47.3       | 50.3       |
| 第2 学校教育の充実           | 56.1       | 50.4       |
| 第3 青少年の健全育成          | 48.4       | 50.1       |
| 第4 文化・芸術の振興          | 45.1       | 50.2       |
| 第5 社会体育の振興           | 45.8       | 50.2       |
| 第6 保健の充実             | 50.5       | 50.8       |
| 第7 医療の充実             | 68.8       | 49.3       |
| 第8 高齢者福祉の充実          | 62.9       | 49.9       |
| 第9 障害者福祉の充実          | 47.2       | 50.0       |
| 第10 子育て支援の充実         | 57.7       | 50.2       |
| 第11 農林業の振興           | 49.9       | 49.8       |
| 第12 商工・サービス業の振興      | 46.0       | 49.1       |
| 第13 観光・物産の振興         | 46.6       | 49.4       |
| 第14 雇用の創造            | 55.0       | 48.8       |
| 第15 地域基盤の確立          | 47.7       | 49.5       |
| 第16 生活安全の確保          | 53.6       | 50.2       |
| 第17 環境・景観の保全・創造      | 45.7       | 50.7       |
| 第18 居住環境の質の向上        | 46.9       | 50.5       |
| 第19 定住化の促進           | 48.9       | 49.9       |
| 第20 住民活動の促進          | 45.6       | 50.3       |
| 第21 交流の促進            | 44.9       | 50.2       |
| 第22 平和行政の推進          | 45.5       | 50.3       |
| 第23 男女共同参画社会の推進      | 44.9       | 50.1       |
| 第24 行財政運営の健全化        | 48.7       | 49.7       |

(\*4)説明：住民意向調査による政策別の満足度の平均点数及び重要度の得票の偏りを示すため、偏差値として数値化しました。





## 住民からの主な意見

### 【第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり】

社会教育・学校教育・青少年健全育成・文化芸術・社会体育

#### 主な意見

- 各施設等の整備拡充をしては。
- スポーツ施設の充実。
- 宮城大学との連携体制の拡充を考えていますか。
- 町内の高等学校2校について、農家と直結したカリキュラムをつくってはどうか。
- 特色のある差別化した学校を検討してはどうか。
- 大学・専門学校等を誘致してはどうか。
- 少子化の影響による小学校の環境整備が必要。
- 児童数の減少が進んでいる。小中学校の統廃合を進めるべき。
- 学校給食の無料化を希望。
- 学校給食の単独学校方式を推進してほしい。
- 近代文学館の駐車場が狭い。対応を。
- 近代文学館を「誰でも簡単」に利用できるようにしてほしい。
- スイミングセンターの施設が全体的に老朽化している。気持ちよく利用できる施設にしてほしい。
  - スイミングセンター指導員に資格がない人が多く不安を感じる。
  - 体育館のカーテンが破れている学校がある。対応していただきたい。
- スクールバス利用の児童は、帰りも必ずスクールバスに乗らなければいけない。習い事な
  - どをしたくてもできない子供がいる。

### 【第2章 健やかで安心なまちづくり】

保健・医療・高齢者福祉・地域福祉・障害者福祉・子育て支援

#### 主な意見

- 保育所の受け入れ態勢を整備してほしい。
- 保育所の預かり延長保育の時間をさらに延長してほしい。

- 子育ての人材育成・確保について、町民会議の子供育成会との連携はとれているか。
- 保育所に入所希望していた孫が入所できなかった。保育所の増設をお願いしたい。
- 北浦公園は遊具等が小さい子供向けのものが充実し、町外からも遊ばせに来ている方がいる。もっとPRしてはどうか。
  - 保育所に入っていない子供の一時保育について、回数や場所を増やしてほしい。
  - 乳児から高校生までの医療費無料を検討してほしい。
  - 働きながら子育てができるよう支援してほしい。
  - 子供の生活に対するケアが必要。
  - 女性が子育てしながら働ける支援が必要。
  - 子育て関係施設の利用促進や利便性向上が必要。
  - 地域で高齢者を支える仕組みをつくる。
  - 検診を受けやすい環境づくりが必要
  - 子供への健康対策拡充が必要。
  - 子供への精神的ケアが必要。
  - 親世代の交流を活発にしてほしい。
  - 一人暮らし高齢者への対策が必要。
  - 地区の高齢化へ向けた対策が必要。
  - 子育て世代が住みたくなる街づくり環境（保育所の増設）を整備してほしい。
  - 医療保険について、一定期間使用しない元気な方への表彰を考えてはどうか。
  - 住民が積極的の参加できる健康・スポーツ会議の開催や、参加しやすい環境整備を。
  - 一人暮らしの高齢者だけではなく、日中独居となる高齢者への対策も必要ではないか。
  - さまざまな種類の介護施設等があるが、行政からの指導は行き届いているのか不安である。
  - 人間ドック費用の無償化を実施し、ドック受診率を上げるにより医療費抑制へ繋げて
    - ほしい。

## 【第3章 力強い産業がいきづつまちづくり】

農林業・工業・商業・サービス業・雇用

### 主な意見

- 若者の雇用充実。
- 就労の場を増やしてほしい
- 就農者への支援拡充を。
- 北浦梨について、知名度のある商品開発・販売促進に力を入れてほしい。
- 農産物等を運搬する流通産業の企業を誘致してはどうか。
- 農産物が消費者の手元に届くまで携わりたい。そのサポートをお願いしたい。
- 体験農業の受入れについて、農業を教える方々の確保や、空き家などの賃貸支援を行い自立できるまで世話をしてはどうか。
- 若者の雇用を充実するために、町全体での企業誘致をしてはどうか。
- 企業誘致について前向きに誘致活動をしてほしい。
- レジャー施設を充実してほしい。
- 南郷地域のバラをもっと積極的に PR し人が集まる施設等を設置してはどうか。
- 大型ショッピングモール等、若い人が働ける企業誘致をしてほしい。
- 企業誘致について、住民主体の検討委員会を設置し意見を反映してはどうか。
- 町内の雇用環境整備のために企業誘致をお願いしたい。
  - サービス業等の企業を誘致してほしい。
- 若者が定住するよう魅力ある企業誘致をしてほしい。
- 美里らしさを打ち出せるような特産物の育成支援。
- 町内に人が集まる場所をつくってほしい。
- 地域の特産品をつくってほしい。
- 農家の法人化のための人材育成が必要。
- 町の基幹産業としての農業政策を期待する。
- 若い世代が集まる場が必要。
- 商店街がシャッター通り化している等、町に活気がなくなっている。
- 農林高校や普及センター、高齢の農業者など町の人材を活かした新規就農者の受け入れ態勢を整備する。
- 町の資源の活用（特に農業や田園風景）と新たなビジネス展開を希望。
- 農業関連の大学校を誘致してはどうか。

- 美里産のコメを町内の食堂や病院で使用してはどうか。
- 花野果市場について、現在の規模がとても利用しやすい。下手に規模拡大しないほしい。
- J Rと提携し、近隣沿線の名産品・観光スポットを町外へ紹介する。
- 陸羽東線、東北本線、石巻線でS Lを定期的に運行し町内の産業発展を促進してほしい。
- 交通の要衝として発展してきた歴史を生かし、鉄道発達の歴史や写真等の展示館やコーナーを併設した道の駅などの物産館を作り集客・販売に努めてはどうか。

## 【第4章 くらしやすさを実感できるまちづくり】

### 地域基盤・生活安全・環境・景観・居住環境

#### 主な意見

- 小牛田駅周辺発展のための環境整備を。
- 子供を遊ばせる場所を整備してほしい。
- 空き家調査による今後の方策・支援策は。
- 住みたい・歩きたいと思うまちづくりのために環境整備してほしい。後藤江の悪臭がひどい。
- 側溝の汚泥について、震災から4年が経過しているがいまだ手を付けられない。何とかしてほしい。
  - 後藤江の悪臭について、水の無い状態（悪臭がひどい時期）のときに現状確認してほしい。
  - 蜂谷森・小牛田公園等を整備し、若者がバーベキュー等に利用できる等、利用促進を考えては。
- 排水用の土管の中に土が入り排水できていない個所がある。パトロール強化等により、現状を改善してほしい。
  - 中埜地区の美女川について、大雨が降ると周辺が冠水するので改善してほしい。
  - 町内の空き家情報をホームページに載せてはどうか。
  - 環境美化について、美観向上活動は具体的にはどのようなものか。
  - 地域内に子供が遊べる環境がないので、遊具等の整備をお願いしたい。

- 町内の絶好のロケーションを活かし売り込む予定は。
- 街灯が少なく感じる。整備してほしい。
- 住民バスの本数を増やしてほしい。
- 環境に関するイベント等を開催し、町民に環境整備を啓発してほしい。
- 公共交通の利便性の向上。
- 人口減少による空き家の増加や地域空洞化対策が必要
- 美里町のまちづくり（行政事業）に美化活動が位置付けられていない。美化はまちづくりの基本である。
  - 美里町では美化活動がまだまだ下火である。
  - 「まち美化サポーター」を募集し、町から認定されて活動できるような制度をつくる
  - 町をあげた「まち美化」活動への取り組みが必要。
  - 住民バスの運行見直しが必要。
  - 地域のコミュニケーションを活性化し孤独死防止を。
  - 道路、線路沿いの草刈りを促進し、景観を保全してほしい。
  - 近年町内でアメリカシロヒトリが大発生したが駆除対応が遅かった。
- 道路脇に花を植えるのもいいが、樹木の剪定など今あるものを整備することから始めてほしい。
  - 災害時のためのインフラ整備が必要である。

## 【第5章 自立をめざすまちづくり】

定住化・住民活動・交流・平和行政・男女共同参画・健全な行財政

### 主な意見

- 人口を増やす施策も重要だが、減らさない施策も必要ではないか。後継者を残す工夫が必要
  - 要では。
- 行政に町民一人ひとりの知恵と力を取り込んでどうか。長期的な視野でそのような町にしなければならない。
- 他県からの転入者について優遇措置を検討してはどうか。
- ふるさと納税について、お礼の品を再考してはどうか。米だけでなく誘致した企業の製品など。
- 土田畑村をリニューアルし積極的に県内外にPRしては。



- 町外で開催されるイベント等で積極的に町を PR してはどうか。
- 活動や団体の担い手の確保。
- 町民同士や官民がまちづくりについて対話する機会・集まる場所の確保。
- 若者の地域活動への参加機会を設ける。
- 地域活動の後継者が欲しい。
- 転入者と地域との関係づくりが必要。
- 地域運営の後継者確保が必要。
- 地域内のつながりの強化が必要。
- 地域の中心としてのコミュニティセンターをつくる。
- 他地区との情報共有や交流をしたい。
- 行政からの情報を積極的に流してほしい。
- 南郷地域をまとめるコミュニティ組織が欲しい。
- 地域内の住民がみんなで話せる場を設けたい。
- 地域のためになりたいと思っている高齢者が多くいるのに参加の機会が少ない。
- 若者が集まるイベント等を行う等、若者を核としたまちづくりが必要。
- 平和行政の一環として「長崎から学ぶ」があるが、広島からは学べないのか。
- 行政区長は男性のみである。女性の登用も検討してはどうか。
- 町外で生活している。美里町に戻りたいと思っているが美里町内にアパートが少ない。空き家情報などを充実してほしい。
- 女性を対象とした模擬議会の設立を希望する。町政に女性の意見をもっと取り入れてほしい。